

みよし市一般廃棄物処理基本計画

《令和 9 年度（2027年度）～令和18年度（2036年度）》

（案）

令和 9 年 3 月

みよし市

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 循環型社会形成推進のための関係法令及び関連計画	3
第2章 みよし市の概況	10
第1節 自然環境	10
1 位置・地勢	10
2 気候	10
3 地勢	11
第2節 社会的環境	12
1 人口及び世帯数	12
2 産業	13
3 土地利用状況	13
4 市民意向調査結果	14
5 みよし市総合計画との関係	20
第3節 ごみ処理の現状と課題	20
1 ごみ排出量	20
2 リサイクル率	22
3 ごみ処理体制	22
4 減量化、再生利用施策	32
5 ごみ処理に係るコスト	36
6 ごみ処理の評価	38
7 ごみ処理の課題	41
第3章 ごみ処理基本計画	43
第1節 計画の基本方針	43
第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み	43
1 人口推計	43
2 ごみの排出量の将来推計	44
3 現状のまま推移した場合の推計結果	46
4 目標値の設定	50
5 減量目標値を達成した場合の将来推計結果	53
第3節 ごみ排出抑制と減量化の方策	57
1 ごみ減量の推進	57

2 資源化の推進	59
第4節 ごみの適正な処理及び実施に関する基本的事項	60
1 収集運搬計画	60
2 中間処理計画	62
3 最終処分計画	66
4 資源化量とリサイクル率	66
5 適正処理の推進、不法投棄対策	67
6 医療系廃棄物対策	67
7 災害廃棄物対策	67
第5節 食品ロス削減推進計画	68
1 計画の基本的事項	68
2 食品ロスの現状	69
3 基本理念、目標	75
4 食品ロス削減のための項目	76
5 各主体の取り組み	79
6 計画の効果的な推進	82
第4章 生活排水処理基本計画	84
第1節 生活排水処理の現状	84
1 生活排水処理施設の整備状況	84
2 生活排水処理システム	89
3 生活排水対策に係る啓発の状況	90
4 課題	91
第2節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測	92
1 生活排水処理形態別人口の将来予測	92
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来予測	93
第3節 生活排水処理基本計画	94
1 計画の基本的な考え方	94
2 生活排水処理の目標	94
3 目標達成に向けた施策	95
第5章 本計画の進行管理	97

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の目的

我が国では令和 6 年 8 月に令和12年度を目標年度とした第五次循環型社会形成推進計画が閣議決定しました。今回の改定では、従来の延長線上の取り組みを強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を重要な政策課題としています。地方公共団体の役割として「地域のコーディネーター役として、地域の資源循環システムの構築」が求められています。

みよし市（以下「本市」という。）では平成24年度から令和 8 年度までの15年間を計画期間としている「みよし市ごみ処理基本計画（以下「現計画」という。）」の中間見直しを令和 3 年度に実施しましたが、令和 8 年度に計画期間の満了を迎えます。令和 3 年度の見直し以降に廃棄物などを取り巻く状況は、「第六次環境基本計画」「第五次循環型社会形成推進計画」の策定、「プラスチック資源循環促進法」の施行、大地震、豪雨などの自然災害、林野火災、さらに異常気象ともいわれる記録的な夏の暑さなど、廃棄物に直接的、間接的に影響を与えています。

一方で、本市のごみ処理は日進市、東郷町との一部事務組合である尾三衛生組合のごみ処理施設（東郷美化センター）で処理されていますが、東郷美化センターは平成 9 年12月の稼働で老朽化が課題となっていたことから、基幹改良工事を行い令和11年度まで延命化し現在に至っています。将来的には、愛知県の計画によるとさらにごみ処理広域化・集約化を進めることになっていますが、令和43年度までは尾三衛生組合単独で処理をする必要があり、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ処理施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととなっています。

本市を取り巻く廃棄物行政はこのように大きな節目を迎えており、これらの状況を踏まえ、新たに「みよし市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。なお、今回策定する「一般廃棄物処理基本計画」はごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画も同時に策定するものです。

2 計画の位置付け

本市の一般廃棄物処理計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の第 6 条及び「みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

廃棄物処理法第 6 条第 2 項の規定により定められるべき事項は以下のとおりです。

①一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

- ②一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥その他一般廃棄物の処理に関する必要な事項

なお、計画の策定にあたっては、国や愛知県が定める基本方針及び尾三衛生組合、組合構成市の一般廃棄物処理基本計画などに配慮するものとします。

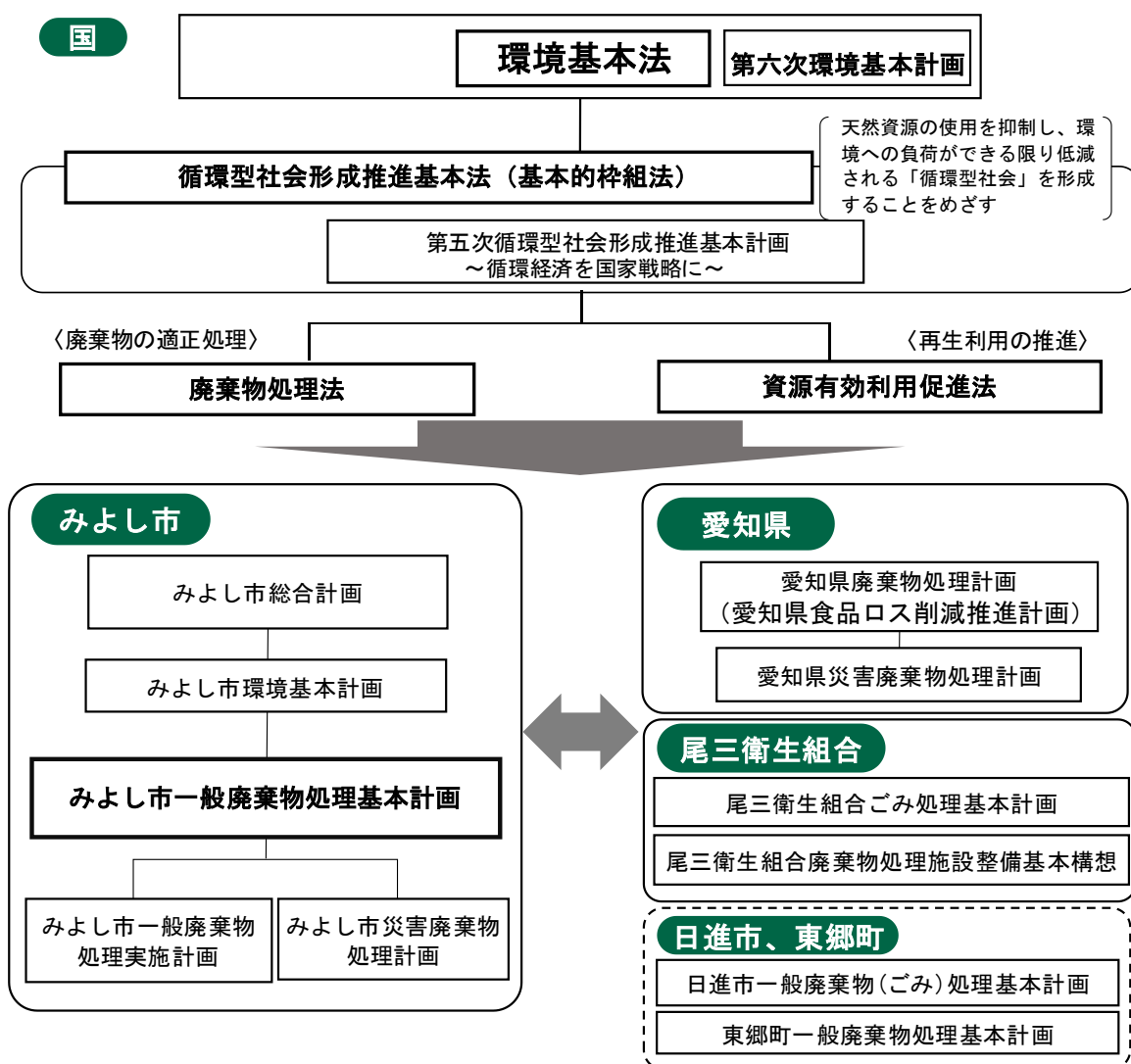


図 1-1 みよし市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

(1) 計画対象地域

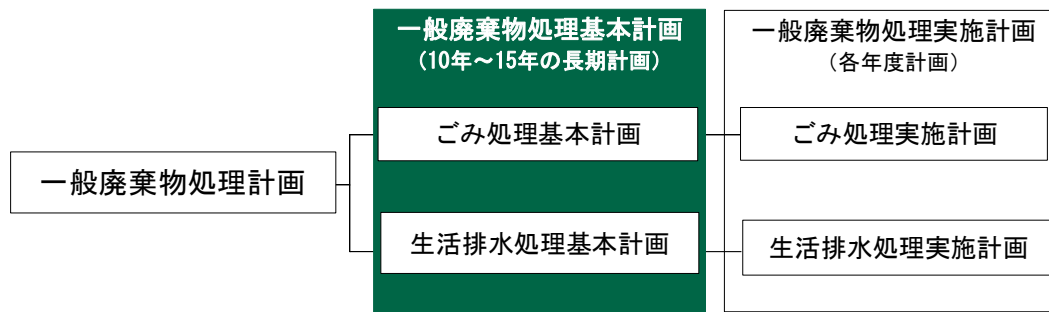
本計画における計画対象区域は本市全域とします。

(2) 計画の範囲

一般廃棄物処理計画は長期的、総合的な視点に立ち、廃棄物処理の基本的事項を定

める「一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」と基本計画実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

本計画はごみ処理基本計画編と生活排水処理基本計画編を備えた計画とします。



(3) 計画期間及び計画目標年度

本計画は令和9年度を初年度とし、10年後の令和18年度を計画目標年度とします。また、概ね5年後に中間目標年度を設定し、計画の進行管理を行うこととします。また、計画期間中に計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合等には、必要に応じて見直します。

年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
計画期間	初年度				中間年度				目標年度	

3 循環型社会形成推進のための関係法令及び関連計画

(1) 循環型社会形成推進のための関係法令・法体系

国は循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を整備しています。

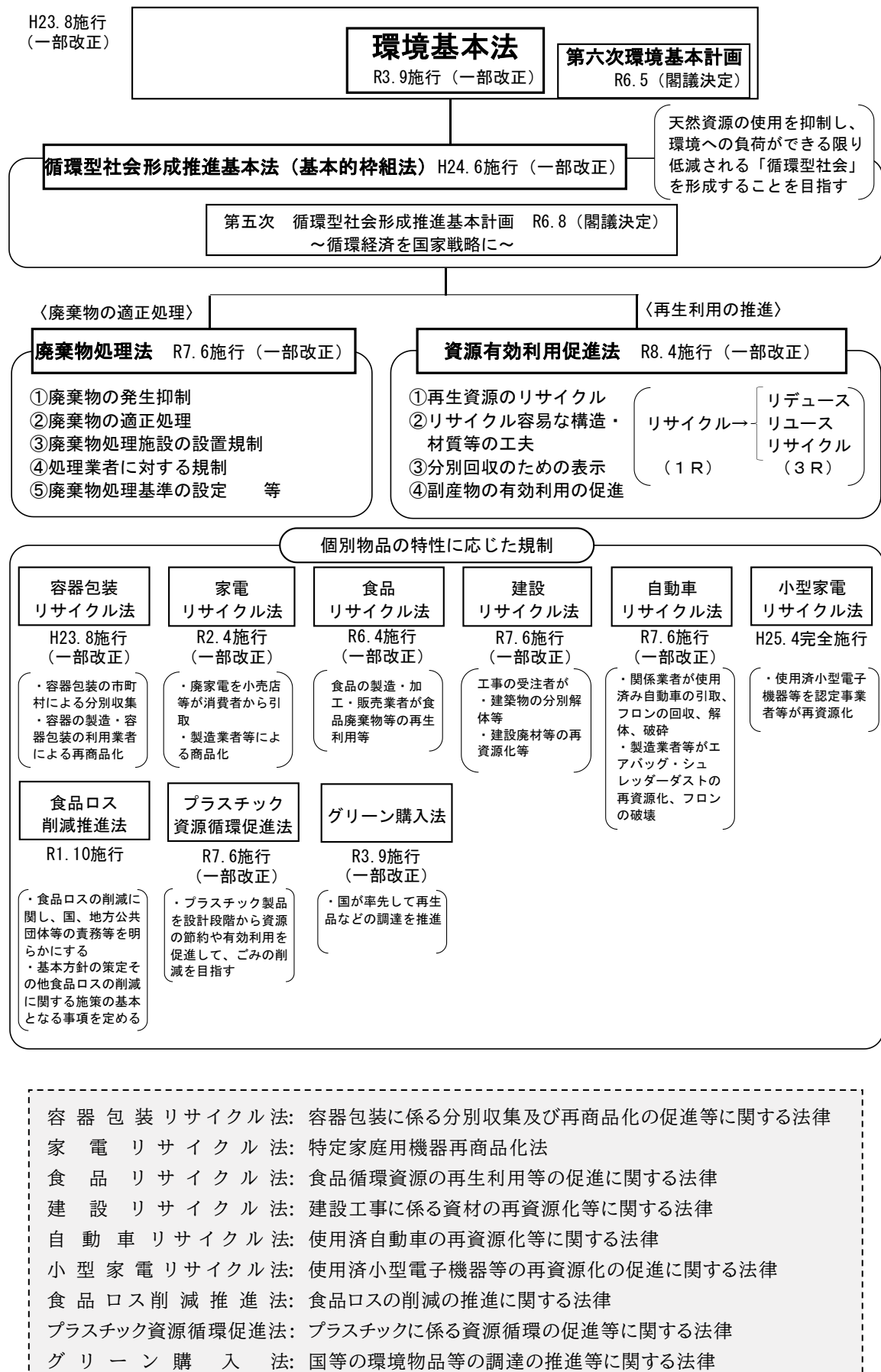


図 1-2 関係法令の体系

(2) 国及び県の廃棄物行政の動向

①国の動向

◆プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(以下「プラスチック資源循環促進法」という) 令和4年4月施行

プラスチック資源循環促進法の概要
製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable※)を促進するための措置を講じるための法律

※Renewable: 再生可能

◆第五次循環型社会形成推進基本計画策定 令和6年8月

循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題
5つの柱(重点分野) 1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり 2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行 5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

◆第六次環境基本計画策定 令和6年5月

項目	内 容
目的	「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング※、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」
ビジョン	「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明） 【循環】(≡科学) ■炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保 ■地下資源依存から「地上資源基調」へ ■環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出 ⇔ 【共生】(≡哲学) ■我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に ■人と地球の健康の一体化(プレネタリーヘルス) ■一人一人の意識・取り組みと地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、同心円
方針	将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値+非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示 ■ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤 ■無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等
重点戦略	環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略 1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上 3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり 4. 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心かつ、健康で心豊かな暮らしの実現 5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
計画の効果的実施	6つの重点戦略【第2部】 (経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際) ○気候変動対策 3年ごとの地球温暖化対策計画の見直しの検討 ○循環型社会の形成 令和6年度までに、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環経済への移行を加速化 ○生物多様性の確保・自然共生 生物多様性国家戦略2023-2030に掲げられた五つの基本戦略にのっとり、各種施策を進展。2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させる『ネイチャーポジティブ』を実現 ○水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理 人の命と環境の保護、良好な環境の創出、科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承 国際協力の推進、化学物質管理、環境保健対策（水俣病対策の推進等） ○基盤となる施策 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育、ESD、協働取組、環境情報 等 ○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応 環境保全施策の体系【第3部】 計画の 効果的実施 【第4部】 ● 他計画との連携：環境保全に関しては本計画の基本的な方向に沿ったものとする。 ● 全体の進捗状況の点検 2025～2028年度 ↓ 計画の見直し（2029年度）

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に満たされた「良好な状態」のことで、単なる健康だけでなく、生きがいや豊かな自然環境とのつながり、主観的な幸福感を含む包括的な概念。

資料：環境基本計画（令和6年5月閣議決定）の要約・抜粋

◆「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 令和7年2月

第五次循環型社会形成推進基本計画と整合を図るため国が目標値を改定
[指標(抜粋)]

- ・一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：440 g (R 7) ➡ 478 g (R 12)
- ・一般廃棄物の出口側循環利用：28% (R 9) ➡ 26% (R 12)
- ・一人一日当たりごみ焼却量(追加)： — ➡ 580 g (R 12)
- ・一般廃棄物の最終処分量：H24年度比31%削減(R 7)
➡ R 4年度比5%削減(R 12)

②SDGsの取り組み

世界では平成27(2015)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、略称:SDGs(エスディージーズ))が令和12(2030)年までの具体的な指針として掲げられました。我が国では、平成28(2016)年12月に「SDGs実施指針」を策定し、令和元(2019)年に同方針が改定され、「SDGsアクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進しています。

SDGsは17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ごみに関係するSDGsの取り組みを推進していく上では、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みが一層重要と考えられています。



③愛知県の動向

愛知県では令和4年2月に「愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022年度～2026年度)」を策定しています。

この計画は、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）の促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

●施策の展開

- 施策1 3Rの促進
- 施策2 適正処理と監視指導の徹底
- 施策3 廃棄物処理施設の整備の促進
- 施策4 非常災害時等における処理体制の構築
- 施策5 循環ビジネスの振興
- 施策6 プラスチックごみ削減の推進
- 施策7 食品ロス削減の推進（愛知県食品ロス削減推進計画）

④広域的な取り組み（愛知県 焼却施設）

愛知県では平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画（第1次計画）」を策定。その後、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、平成31年に現在の「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しています。この計画で本市は瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、東郷町と尾張東部・尾三ブロックに位置付けられています。このブロックでは尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設及び尾三衛生組合東郷美化センターの2施設を使用し、2018年度以降に1施設への集約化を目指していた。

a. 令和3年度～令和12年度の整備計画

引き続き2施設による処理体制を目指す。

施設名	事業主体	処理能力 (t/日)	供用開始 年度	各年度の施設供用状況（数値は供用年数）										備考
				2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
尾張東部衛生組合 晴丘センターごみ焼却施設	尾張東部衛生組合	300	1992	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	2019～2021年度に基幹改良
尾三衛生組合 東郷美化センター	尾三衛生組合	200	1997	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	2015～2019年度に基幹改良※

※ 基幹改良から10年を超える供用期間（実線）は尾三衛生組合の想定により作成

出典：愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）2021年11月愛知県

b. 令和13年度～令和32年度の処理体制の方向性

令和15年度以降を目安に尾張東部衛生組合晴丘センターごみ処理施設と尾三衛生組合東郷美化センターを統合し、焼却処理必要能力が300t/日以上となる1施設による処理体制を目指す。

施設名	事業主体	処理能力 (t/日)	供用開始 年度	各年度の施設供用状況（数値は供用年数）				備考
				2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	
尾張東部衛生組合 晴丘センターごみ焼却施設	尾張東部衛生組合	300	1992	35～39	40～44	45～49	50～54	施設統合に合わせ供用※ ¹
尾三衛生組合 東郷美化センター	尾三衛生組合	200	1997	33～37	38～42	43～47	48～52	施設統合に合わせ供用※ ¹
（統合）新ごみ処理施設	—	427※ ²	2033 以降					2033年度以降に2施設を統合

※1 基幹改良から10年を超える供用期間（実線）は尾張東部衛生組合及び尾三衛生組合の想定により作成

※2 焼却処理必要能力の推計値

出典：愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）2021年11月愛知県

以上が「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」における、将来的な施設統合の方向性となっていますが、実際のスケジュールには大きな乖離が生じており、令和43年度までは尾三衛生組合単独で処理をする必要があり、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ処理施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととなっています。

⑤国及び県の廃棄物処理の目標

本計画の上位計画にあたる国及び愛知県の数値目標を表 1-1 に示します。

表 1-1 廃棄物減量目標

項目	愛知県廃棄物処理計画	国の設定した目標値		
		廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	第五次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画
策定年月	令和4（2022）年2月	令和7（2025）年2月	令和6（2024）年8月	令和5（2023）年6月
もとなる法律名	循環型社会形成推進基本法及び廃棄物処理法	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法
目標年度	令和8（2026）年度	令和12（2030）年度	令和12（2030）年度	令和9（2027）年度
排出量に係る目標値	○排出量：239万t 〈2019年度比削減率▲6%〉 ○1人1日あたりの家庭系ごみ排出量：480g/人日（※1） 〈2019年度比削減率▲8%〉	○一般廃棄物の排出量を令和4（2022）年度比約9%削減 ○1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を478g（※1）	○1人1日あたりのごみ焼却量：約580g	
再生利用に係る目標値	○再生利用率：23% 〈2019年度比 +2ポイント〉	[令和12年度] 出口側の循環利用率を約26%	○資源生産性：約60万円/トン ○再生可能資源及び循環資源の投入割合：約34% ○入口側の循環利用率：約34% ○出口側の循環利用率：約44%	[令和9年度] 出口側の循環利用率を約28%
中間処理に係る目標値		○1人1日あたりごみ焼却量（追加）：約580g	○廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：46%（目標年次：2027年度） ○長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合：100%（目標年次：2027年度）	
最終処分に係る目標値	○18万6千t 〈2019年度比削減率▲4%〉	○最終処分量を令和4（2022）年度比約5%削減 ○一般廃棄物の最終処分場の残余年数：22.4年分を維持（令和12年度）	○最終処分量：約1,100万トン ○最終処分場の残余年数・残余年数 ○一般廃棄物最終処分場：2020年度の水準（22年分）を維持	残余年数：2020年度の水準（22年分）を維持
その他	[愛知県食品ロス削減推進計画] ○家庭系食品ロス発生量：189千t 〈2030年度目標：178千t〉 ○事業系食品ロス発生量：244千t 〈2030年度目標：235千t〉	○廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：46%（令和9年度）	[循環型社会の全体像に関する取組指標と数値目標] ○廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：90% ○具体的な3R行動の実施率：50%	

※1：資源ごみ及び集団回収量を除く。

第2章 みよし市の概況

第1節 自然環境

1 位置・地勢

本市は愛知県のほぼ中央部、西三河地区の西端にあり、名古屋市中心部から東へ約17km、豊田市中心部から西へ約7kmに位置し、豊田市、刈谷市、日進市、愛知県東郷町と隣接しています。東西約5km、南北約10km最大幅があり、市域面積は32.19km²となっています。

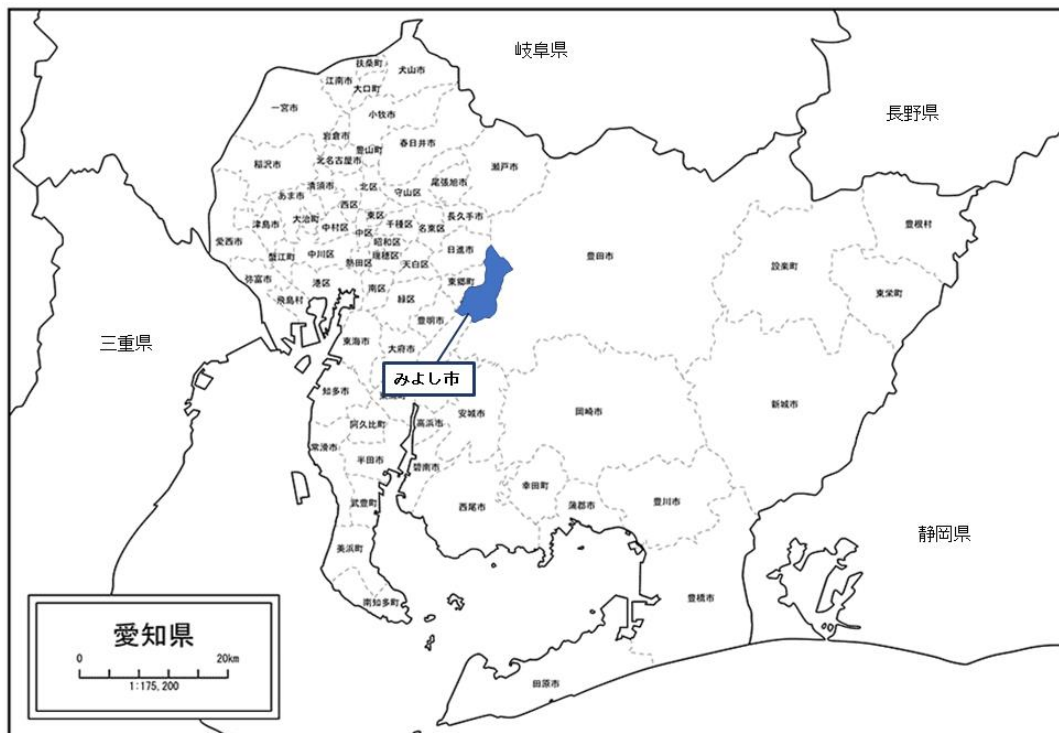


図 2-1 本市の位置図

2 気候

本市の気候は表日本気候のうち東海式気候区に属し、比較的温暖で、冬の少雨、乾燥と夏の高温、多雨となっています。

今後は気候変動による豪雨や大型台風への注意が必要です。

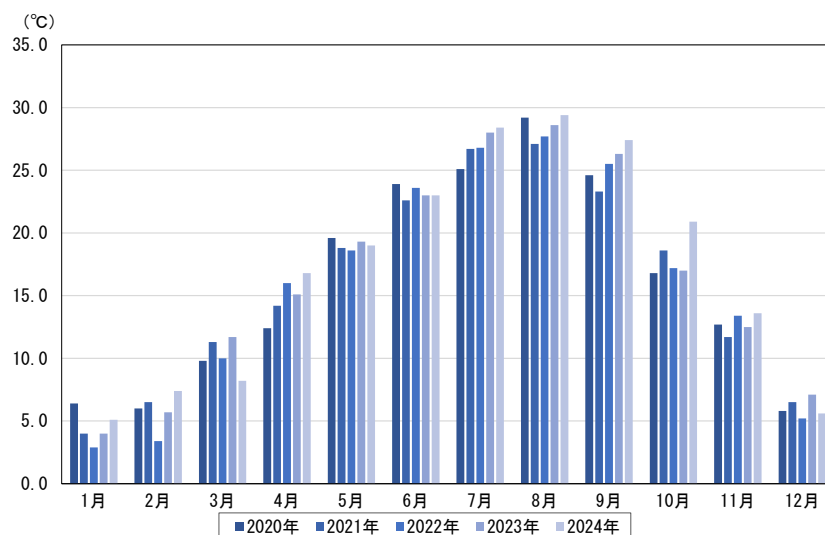


図 2-2 過去の月別降水量（豊田アメダスデータ）

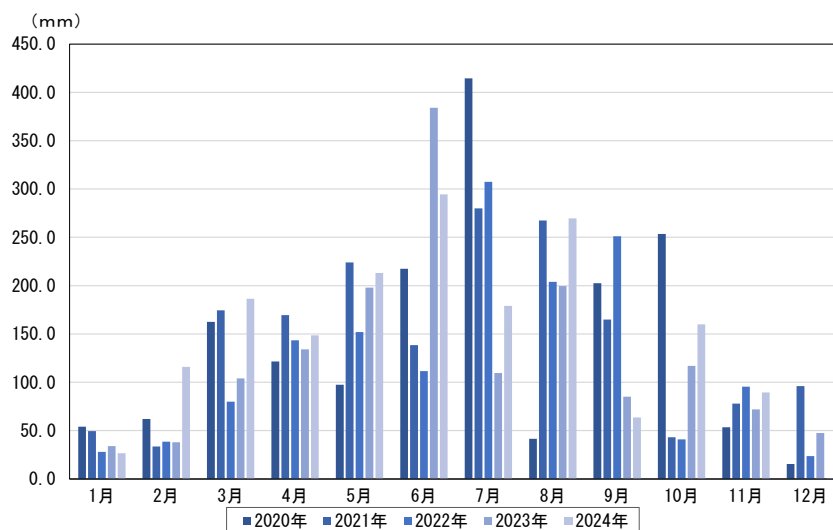


図 2-3 過去の月別平均気温（豊田アメダスデータ）

3 地勢

本市は豊田市側の北部から南部にかけて丘陵地を構え、南部から北部に向かって徐々に高くなっています。標高10メートル程度の低起伏な丘陵地です。

南部の丘陵地は果樹栽培を主とした農業地帯となっていて、北部の丘陵地には土地区画整理事業により整備された住宅地が広がり、中央部の平坦地に市役所をはじめ公共施設が集積しています。本市の北部を源とする境川が東郷町との境界部を流れ、本市の東南端を豊田市から続く逢妻女川が流れ、その地域は主な水田地帯となっています。

第2節 社会的環境

1 人口及び世帯数

本市の人口は令和6年まで増加傾向にありましたが、平成20年頃から増加が鈍化し、令和元年頃からは横ばいになっています。

一方、世帯数は増加し続けていることから、世帯当たりの人員数は減少しています。年齢層別人口は男女ともに、50～54歳に人口のピークがあります。

また、高齢化率も増加しており、令和7年は19.3%で高齢社会となっていますが、あと数年で超高齢社会になると考えられます。

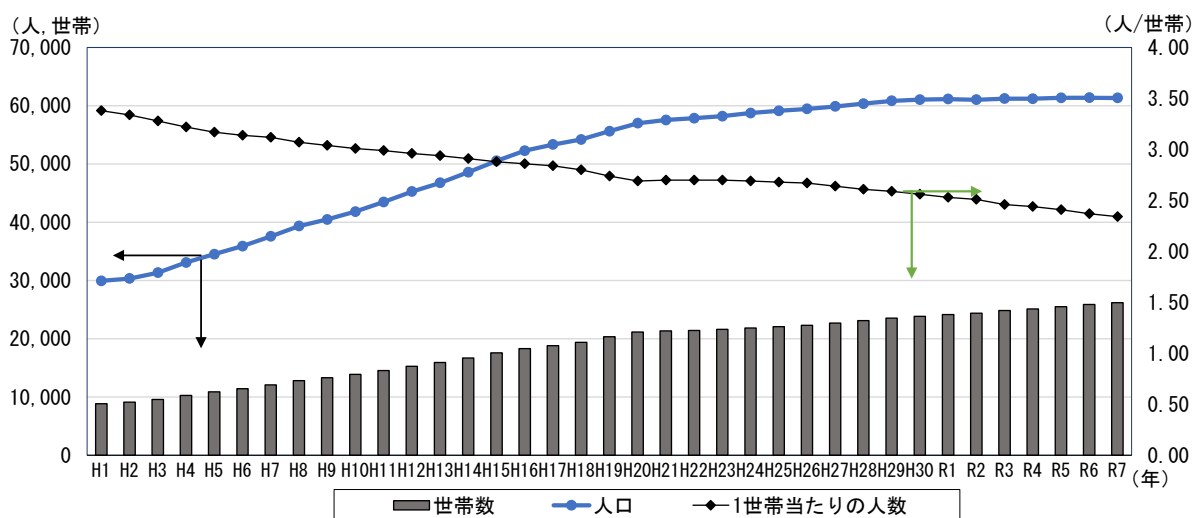


図 2-4 人口及び世帯数の推移

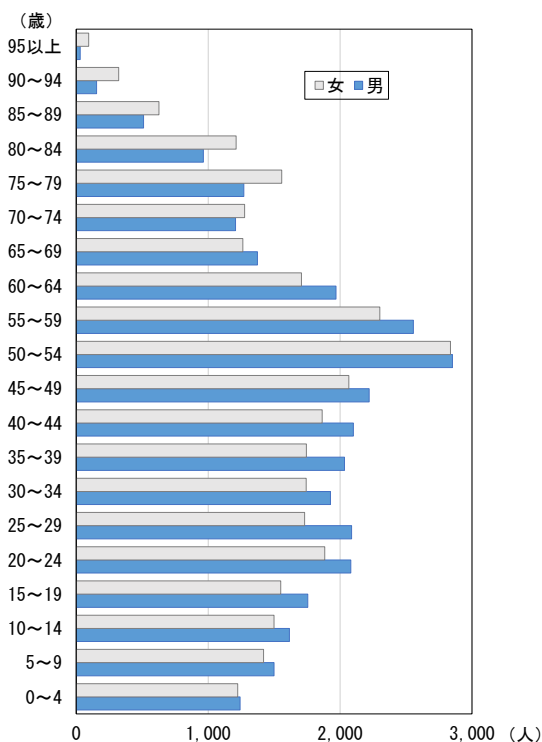


図 2-5 年齢別人口（R7年4月）

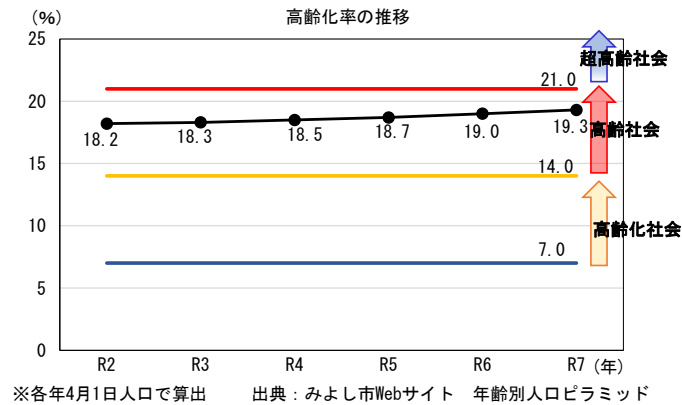
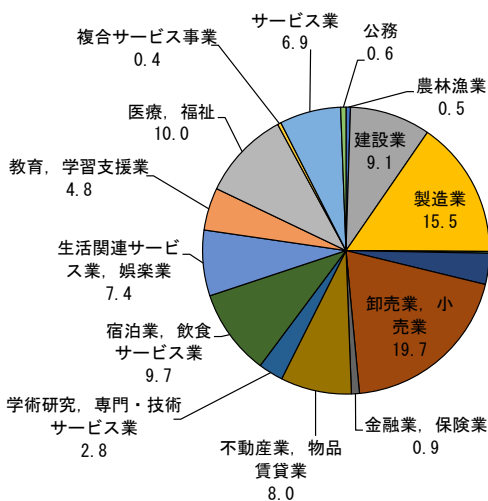


図 2-6 高齢化率の推移

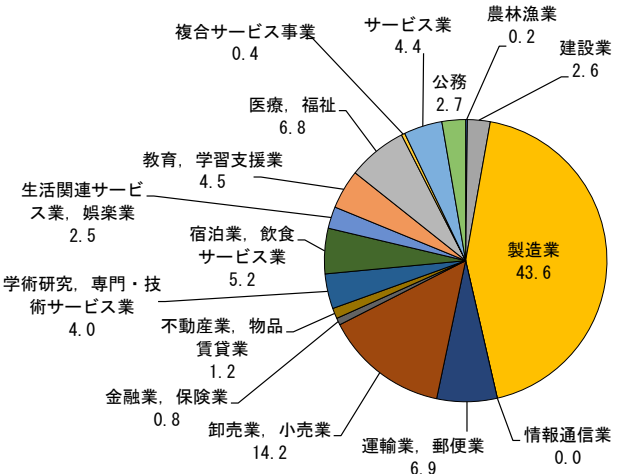
2 産業

産業分類別の内訳は、事業所数割合は卸売業、小売業が約19.7%で最も多く、従業者数割合では製造業が約43.6%と最も多くなっています。

【事業所数割合】



【従業者数割合】



出典：みよしのしり専科 みよしの統計 令和6年度版

図 2-7 産業分類別事業所数、従業者数割合

3 土地利用状況

本市の土地利用状況は宅地が約30%、田、畑がそれぞれ約13%となっています。

表 2-1 土地利用状況

(単位:ha)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
令和6年	3,219	404	406	986	107	17	253	1,046
	100.0%	12.6%	12.6%	30.6%	3.3%	0.5%	7.9%	32.5%

※ 1月1日現在

出典：みよしのしり専科 みよしの統計 令和6年度版

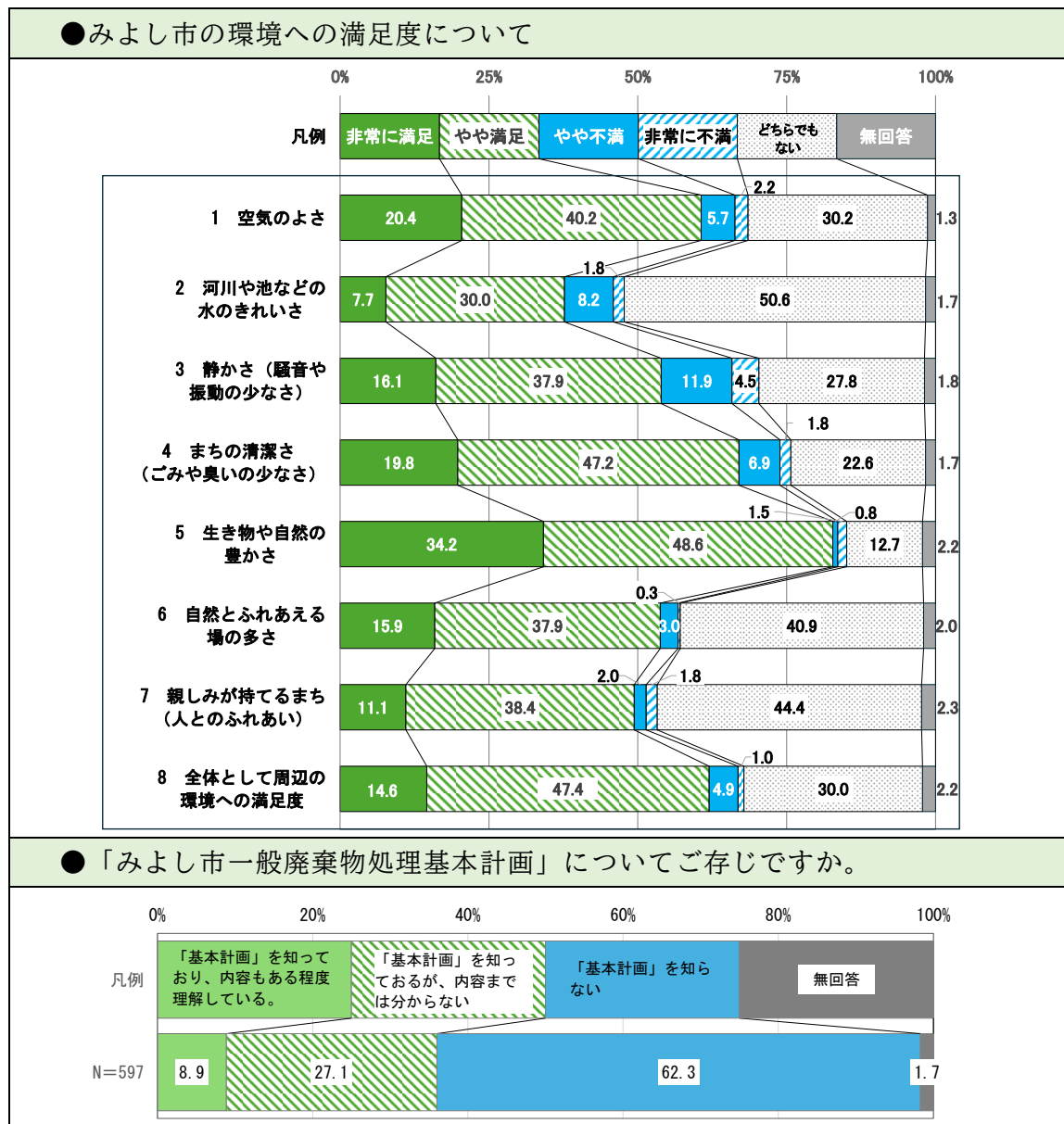
4 市民意向調査結果

令和7年10月から12月にかけて実施した「みよし市環境及び家庭ごみ等に関する市民アンケート調査」の結果から一般廃棄物処理基本計画策定に係る主な項目の概要を以下に示します。

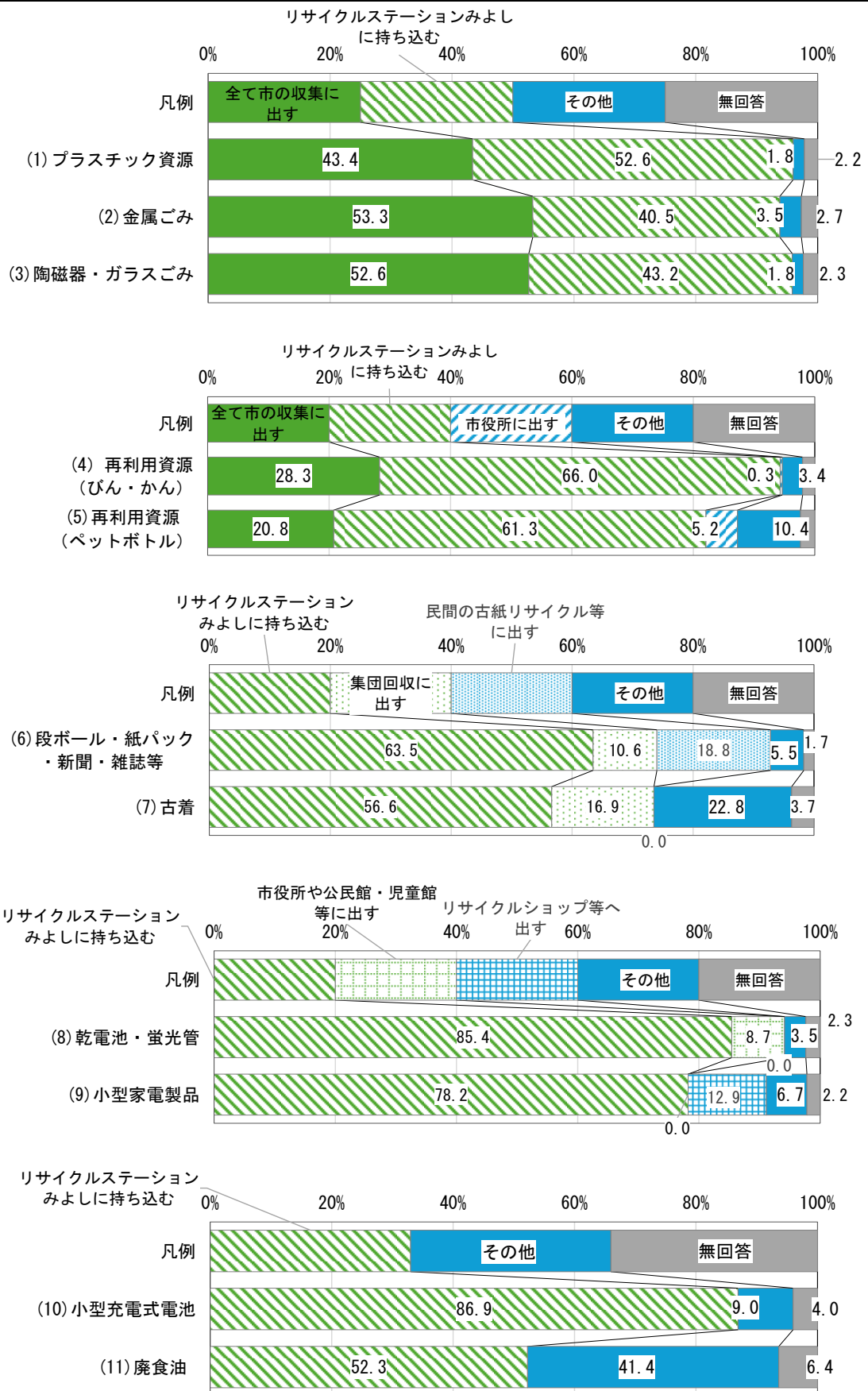
【調査の概要】

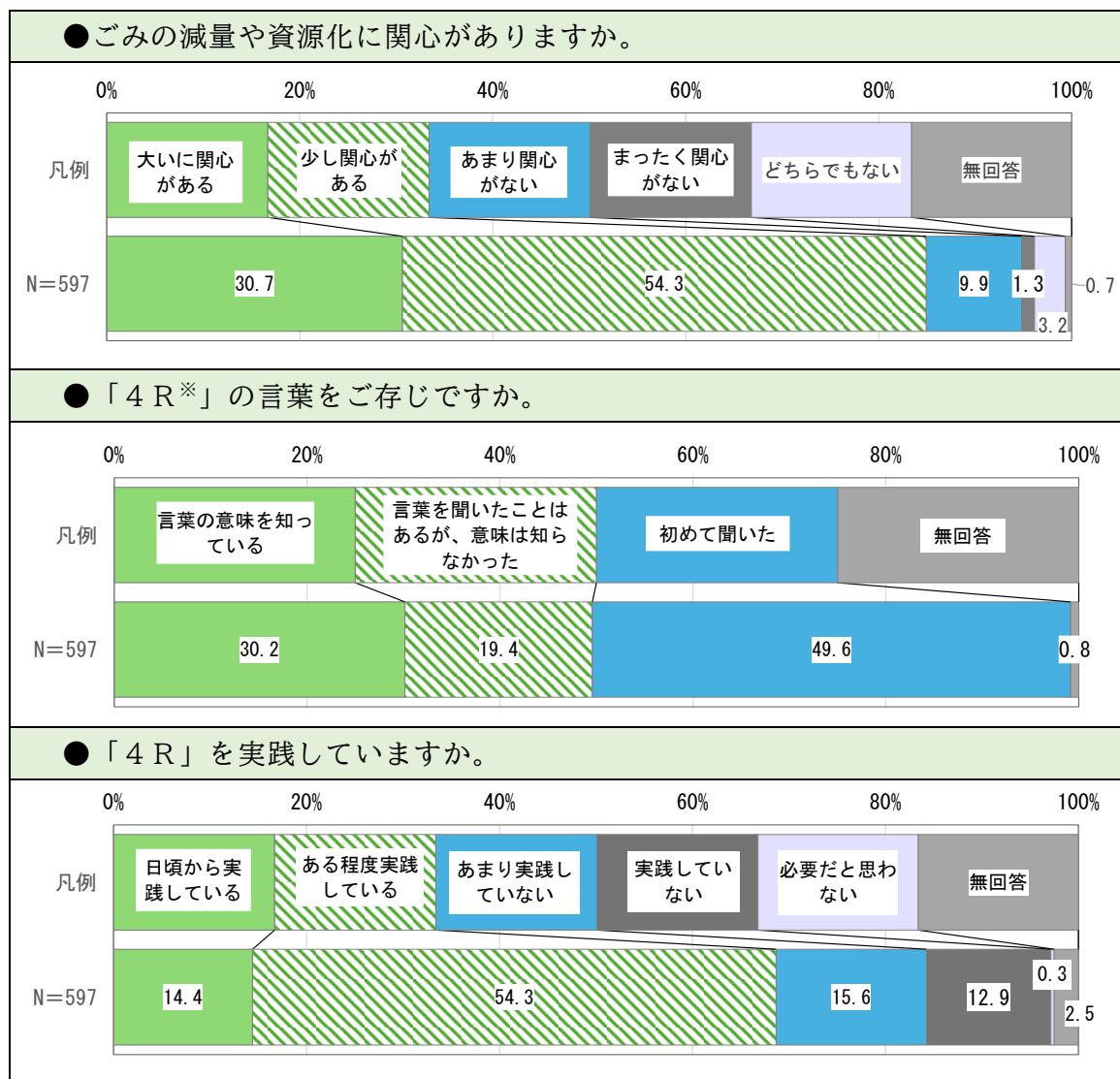
調査対象	住民基本台帳を基に無作為抽出（ただし男女比、年代比、居住地域比を考慮）した、みよし市在住の市民1,000人（満18歳以上）
調査方法	配布方法：郵送配布 回収方法：郵送回収及びWebでの回答・回収 なお、調査締め切り後に調査のお礼状等を配布し回収率向上に努めた
調査期間	調査票配布：令和7年10月28日 回収期限：令和7年11月25日
回収票数等	回収数：597件（郵送：304件、Web：293件） 回収率：59.7%

【調査結果（抜粋）】



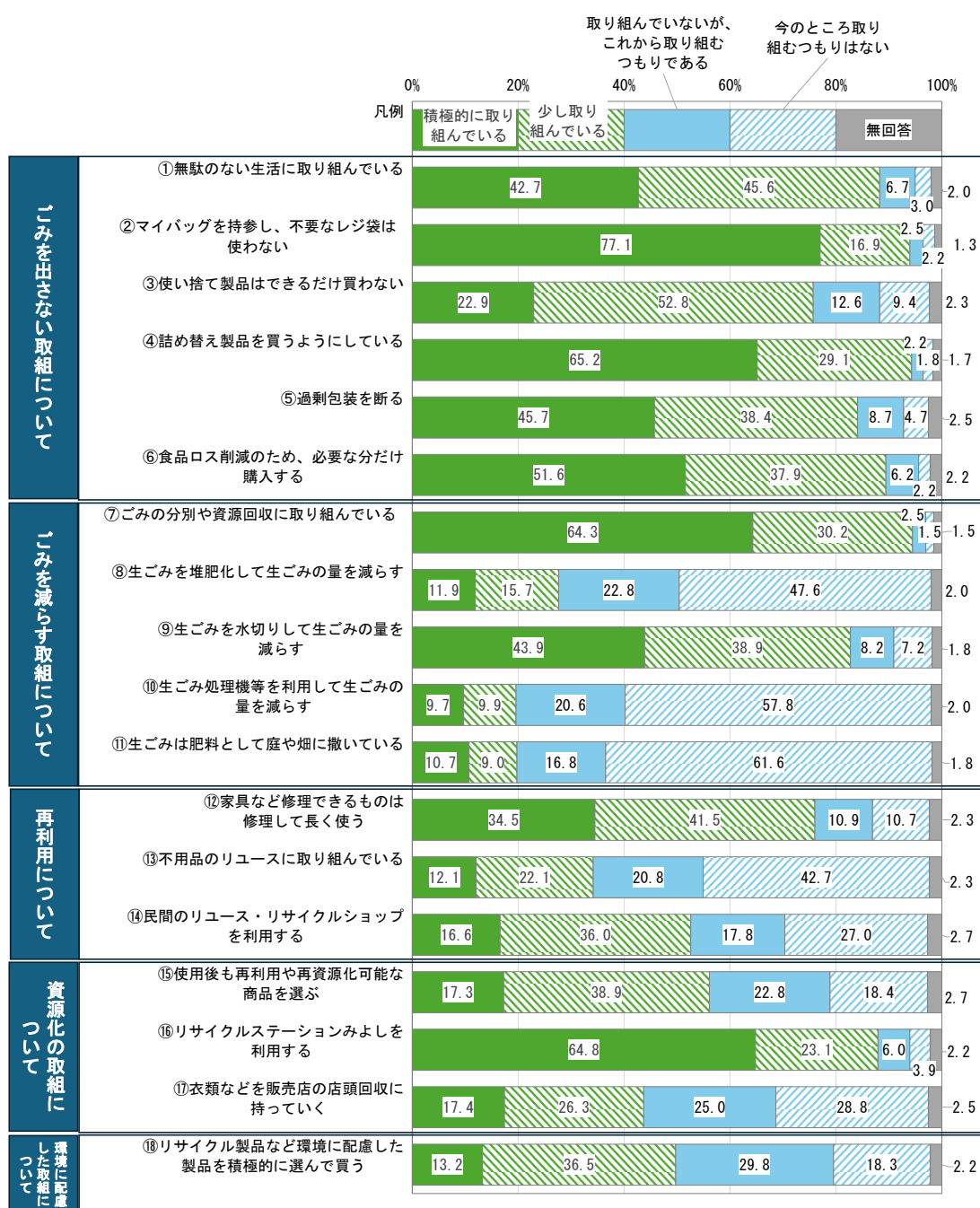
●資源ごみの出し方はどれが最も多いですか。



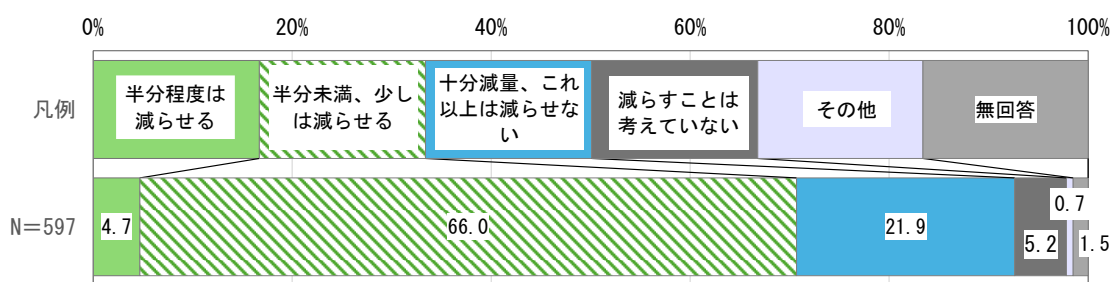


※ 4 R : Refuse (リフューズ：不要なものの受け取りを拒否する)、Reduce (リデュース：ごみの発生を減らす)、Reuse (リユース：繰り返し使う)、Recycle (リサイクル：再資源化)

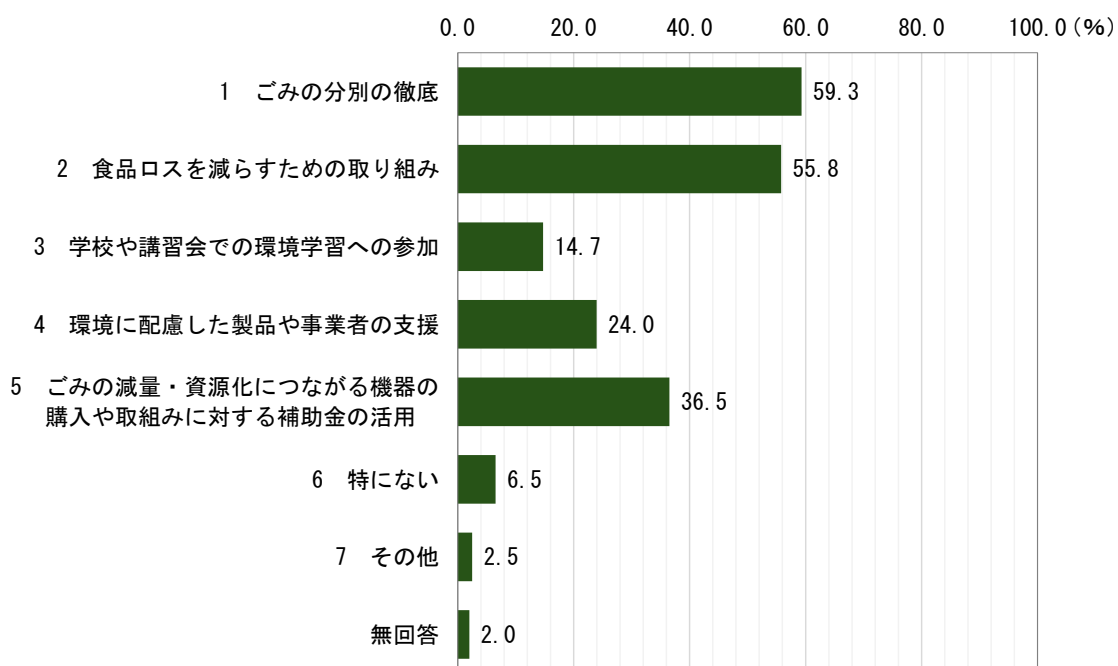
●ごみ減量、資源化の具体的な取り組みについて（実践程度）



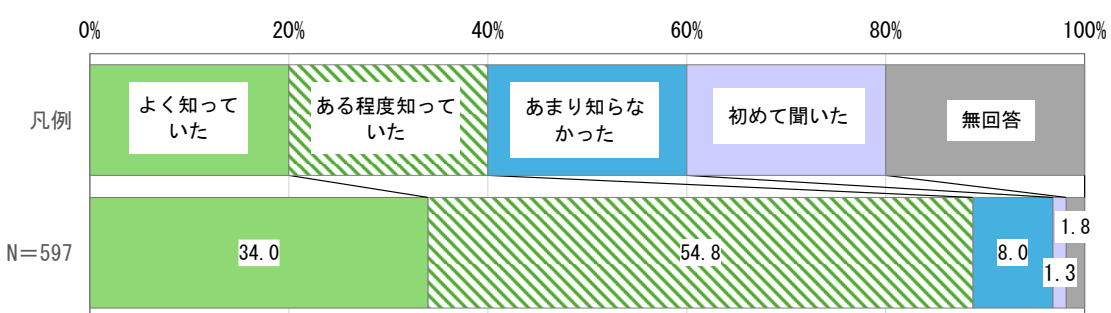
●あなたはごみ減量、資源化の取り組みで現在の排出量をどの程度減らせますか。



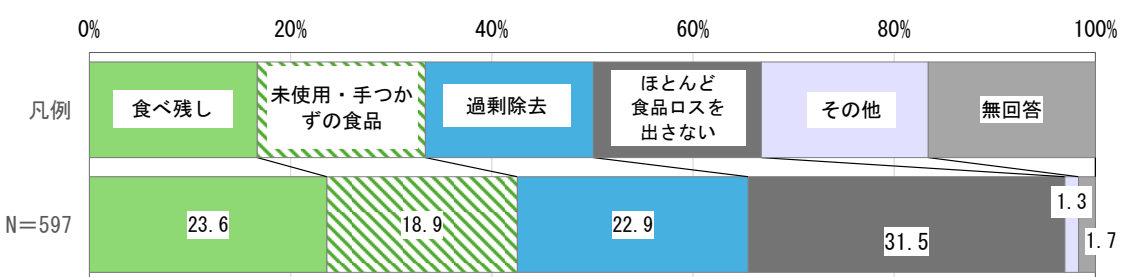
●今後実行しやすい、ごみ減量・資源化の取り組み



●食品ロス※問題を知っていましたか。

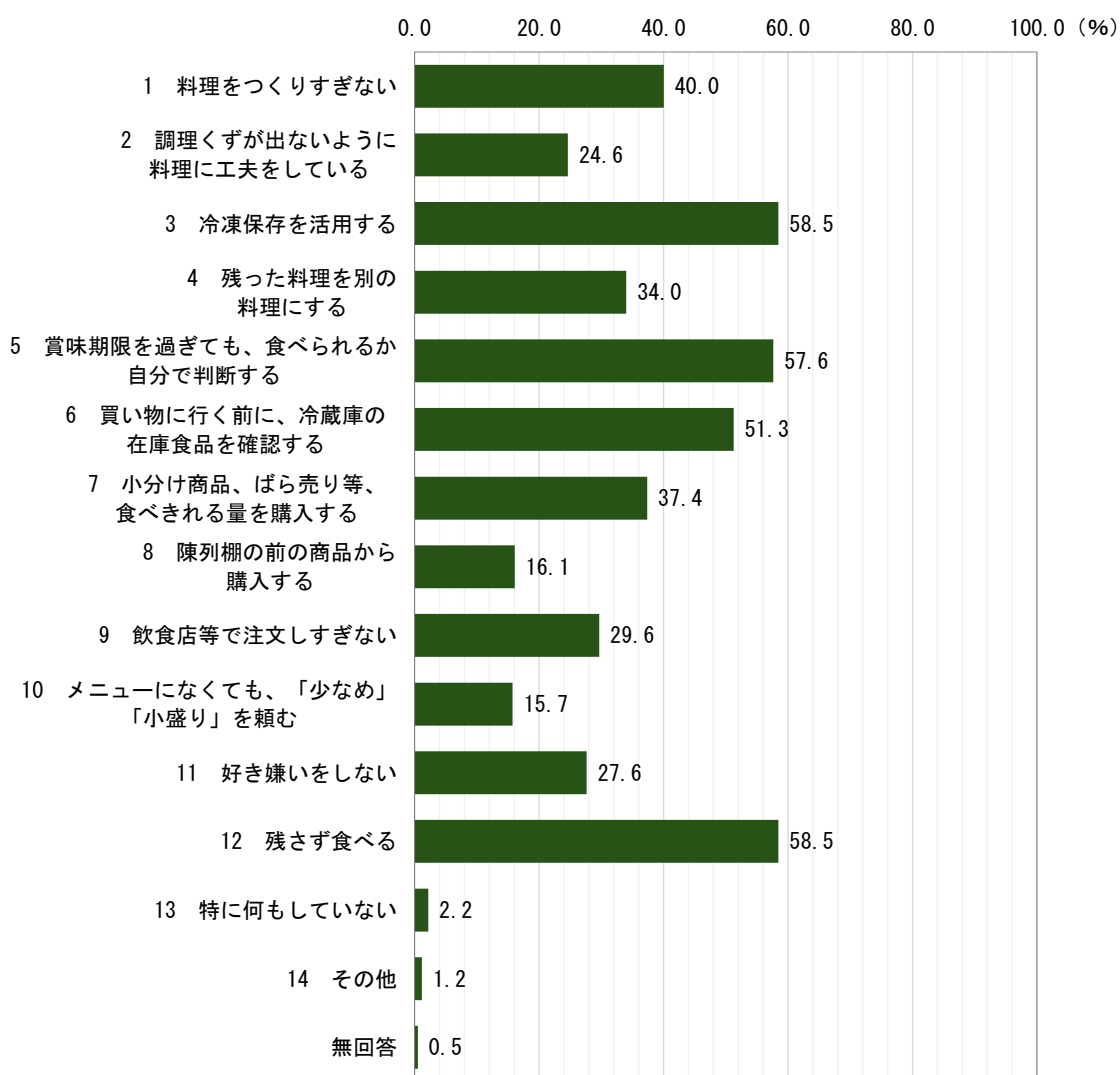


●食品ロスで最も多いものは。

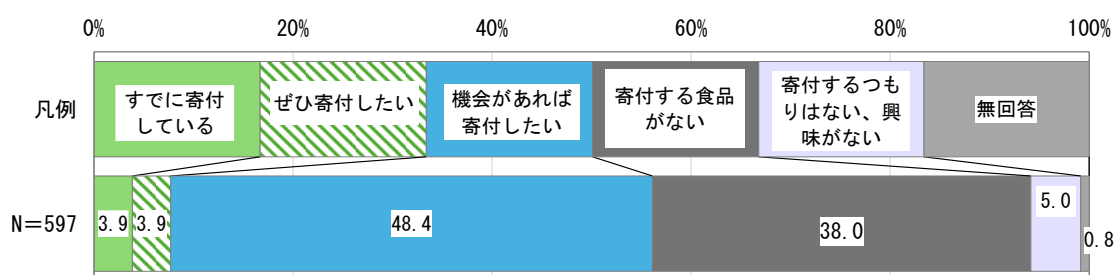


※食品ロス：本来食べられるのに廃棄される食品のこと。

●食品ロスを減らすために取り組み



●フードドライブ※を利用した食品の寄付への関心度



※フードドライブ：家庭で余っている食品を回収拠点（スーパーや自治体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のこと。

5 みよし市総合計画との関係

(1) 第2次みよし市総合計画

第2次みよし市総合計画(2019-2038)抜粋

みんなで育む笑顔輝くずっと住みたいまち

基本目標	取組方針	取組分野
自然環境を守り 未来へつなぐまち	環境にやさしいまちにしよう	循環型社会

●取組分野のねらい

リサイクルステーションの増設や3Rに関するPRなどにより、市民のリサイクル意識を高め、資源の再利用や再資源化を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
再利用資源回収率	家庭系ごみの総排出量に占める 再利用資源回収量の割合	21.1% (平成28年)	27%	28%

主な取組

1 再利用資源回収率の向上

再利用資源の有効利用とごみの減量化を推進し、市民のリサイクル意識の向上のため、リサイクルステーションを運営します。

3カ所目のリサイクルステーションを開設し、再利用資源回収率の向上を図ります。

2 リサイクル活動の支援

リサイクル意識の向上のために、市内で活動する小中学校PTAや子ども会などの団体に対し、資源ごみ回収のための活動を支援します。

3 生ごみ減量化の推進

機械式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入に対する支援をすることで、家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進し、生ごみの減量化を図ります。また、尾三衛生組合「東郷美化センター」から発生する焼却灰などの残渣を減少させ、最終埋立処分場の延命化を図ります。

第3節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ排出量

本市の家庭系ごみ排出量は令和2年度以降減少傾向にあります。一方、事業系ごみ排出量は平成29年度から減少していましたが、令和4年度、令和5年度に増加し、令和6年度に再び若干減少しています。

家庭系ごみ総排出量原単位は減少しており、図2-9に示すように、全国平均や人口規模（5万～10万人）都市の平均原単位と比較しても低い状況にあります。

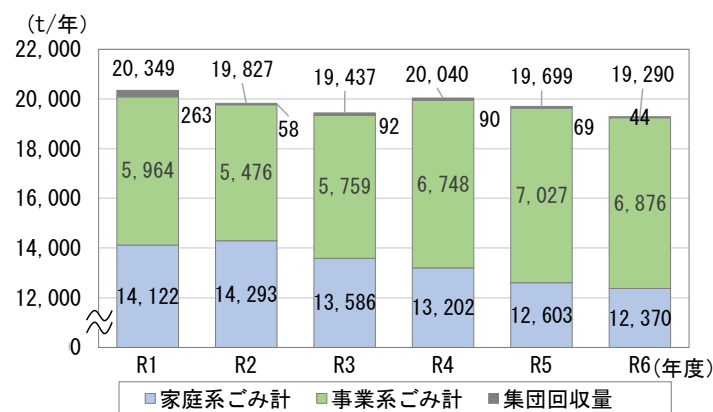


図 2-8 ごみ排出量の推移

表 2-2 ごみ排出量の実績

ごみ区分			365	365	365	366	365
			2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
行政区域内人口(10月 1 日)			61, 234	61, 217	61, 439	61, 403	61, 383
家庭系	収集ごみ (t/年)	燃やすごみ	10, 435	10, 273	10, 140	9, 775	9, 564
		資源ごみ	2, 055	2, 154	2, 027	1, 770	1, 731
		粗大ごみ	107	110	103	94	102
		不燃ごみ	332	275	193	314	279
		その他のごみ	17	0	0	0	0
	収集ごみ計		12, 946	12, 812	12, 463	11, 953	11, 677
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	109	107	111	105	101
		粗大ごみ	665	633	597	524	573
		不燃ごみ	27	18	7	4	2
		資源ごみ	528		8	2	2
		その他	18	16	16	15	15
	直接搬入計		1, 347	774	739	650	693
	家庭系ごみ計 (t/年)		14, 293	13, 586	13, 202	12, 603	12, 370
	資源除く計 (t/年)		12, 766	11, 432	11, 183	10, 835	10, 640
事業系	許可収集 (t/年)	燃やすごみ	3, 222	3, 597	4, 177	4, 241	4, 150
		資源ごみ	130	117	148	140	156
	許可収集計		3, 352	3, 714	4, 325	4, 381	4, 306
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	1, 769	1, 773	1, 992	2, 234	1, 979
		不燃ごみ	5	2	0	0	0
		粗大ごみ	7	10	12	11	13
		資源ごみ	343	260	419	401	578
	直接搬入計		2, 124	2, 045	2, 423	2, 646	2, 570
	事業系ごみ計 (t/年)		5, 476	5, 759	6, 748	7, 027	6, 876
ごみ排出量 (t/年)		19, 769	19, 345	19, 950	19, 630	19, 246	
集団回収量		(t/年)	58	92	90	69	44
		紙類	57	89	86	66	42
		紙バック		1	1	1	1
		金属類			1	1	
		布類	1	2	2	1	1
ごみ排出量総排出量 (t/年)		19, 827	19, 437	20, 040	19, 699	19, 290	

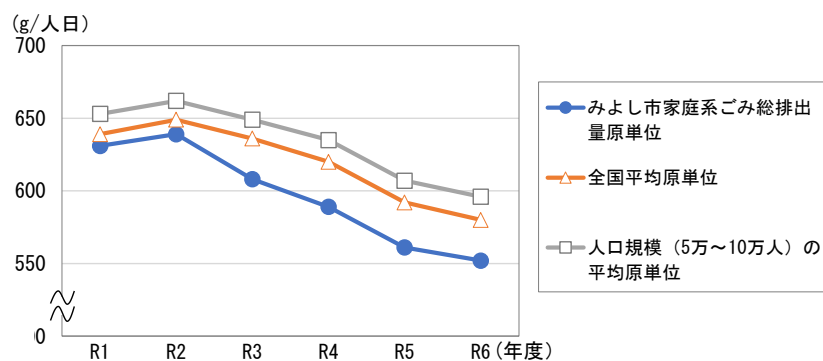


図 2-9 家庭系ごみ排出量原単位の推移

表 2-3 ごみ排出量原単位の実績

ごみ区分			365	365	365	366	365
			2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
行政区城内人口(10月1日)			61,234	61,217	61,439	61,403	61,383
家庭系	収集ごみ (g/人日)	燃やすごみ	467	460	452	435	427
		資源ごみ	92	96	90	79	77
		粗大ごみ	4.8	4.9	4.6	4.2	4.6
		不燃ごみ	14.9	12.3	8.6	14.0	12.5
		その他のごみ	0.8	0	0	0	0
		収集ごみ計	579	573	556	532	521
	直接搬入 (g/人日)	燃やすごみ	4.9	4.8	4.9	4.7	4.5
		粗大ごみ	29.8	28.3	26.6	23.3	25.6
		不燃ごみ	1.2	0.8	0.3	0.2	0.1
		資源ごみ	24	0.0	0.4	0.1	0.1
		その他	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
		直接搬入計	60	35	33	29	31
	計 (g/人日)		639	608	589	561	552
	資源除く計 (g/人日)		571	512	499	482	475
事業系	許可収集 (t/日)	燃やすごみ	8.8	9.9	11.4	11.6	11.4
		資源ごみ	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
	許可収集計		9.2	10.2	11.8	12.0	11.8
	直接搬入 (t/日)	燃やすごみ	4.8	4.9	5.5	6.1	5.4
		不燃ごみ	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		資源ごみ	0.9	0.7	1.1	1.1	1.6
	直接搬入計		5.8	5.6	6.6	7.2	7.0
	計 (t/日)		15.0	15.8	18.5	19.2	18.8
	資源除く計 (t/日)		13.7	14.7	16.9	17.7	16.8
ごみ排出量 (g/人日)		885	866	890	873	859	
集団回収量 (g/人日)		2.6	4.1	4.0	3.1	2.0	
ごみ排出量総排出量 (g/人日)		887	870	894	877	861	

2 リサイクル率

本市のリサイクル率は令和3年度に減少し、その後ほぼ横ばいで推移しています。

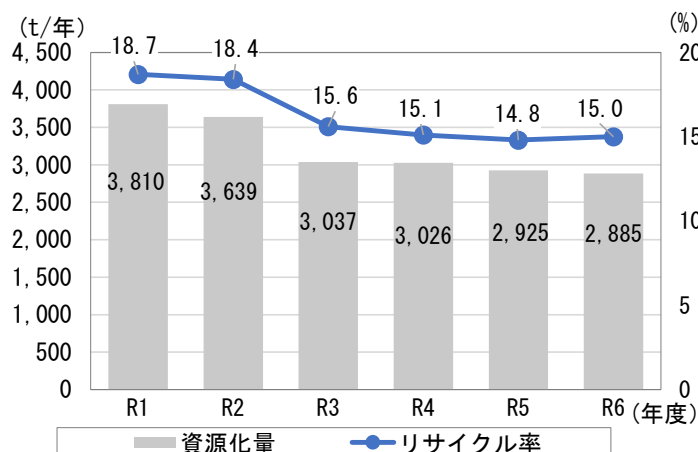


図 2-10 リサイクル率の推移

3 ごみ処理体制

(1) 収集・運搬

本市の収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。事業系一般廃棄物は、排出者自ら直接搬入もしくは許可業者により収集されたものを東郷美化センターで受け入れています。

収集方式は表 2-4 に示すとおりです。

家庭系ごみの排出は、収集日の当日の午前8時30分までに決められた集積場所に、必ずごみ処理手数料が含まれている市の指定袋に入れて排出していただきます。市の指定袋以外、市の指定袋でもごみに袋を貼り付けてあるだけのもの、袋に入りきらず上からごみ袋を覆いかぶせてあるものなど、ごみ出しマナーが守られていないものは回収できません。

なお、引っ越しなどにより粗大ごみが一度に多量に出た場合などは、東郷美化センターへ直接持ち込むことができます。

表 2-4 分別区分と収集方式等

区分		処理主体	収集方法	収集頻度
家庭系ごみ	燃やすごみ	市(委託)	指定袋によるステーション方式	週2回
	金属ごみ	市(委託)		月2回
	陶磁器・ガラス	市(委託)		月1回
	粗大ごみ	市(委託)	戸別方式	週1回
	再生利用資源	びん	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：月1回 拠点方式：随時
		かん		
		ペットボトル		
		古紙類	拠点方式	随時
		古着		
		プラスチック資源	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：週1回 拠点方式：随時
		白色トレイ	拠点方式	随時
		廃食用油		
		小型家電製品		
		その他		
		割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、自動車・オートバイ用バッテリー、インクカートリッジ		
	陶磁器		市(直営)	随時
	有害ごみ	乾電池・小型充電式電池・蛍光灯・水銀体温計	市(直営)	
事業系ごみ (一般廃棄物)	燃やすごみ	排出者 許可業者	—	—
	剪定枝(草ごみ)	排出者 許可業者	—	—
自己搬入 (家庭系)	燃やすごみ	排出者	—	—
	燃えないごみ	排出者	—	—
	粗大ごみ	排出者	—	—
	コンクリートがら	排出者	—	—
集団回収 資源ごみ	新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古布、かん		民間事業者	—

【指定袋料金】

指定袋種類	指定袋料金	指定袋種類	指定袋料金
燃やすごみ(大)	15 円/枚	燃やすごみ(小)	10 円/枚
金属類(大)	15 円/枚	金属類(小)	10 円/枚
陶磁器・ガラス(大)	15 円/枚	陶磁器・ガラス(小)	10 円/枚
プラスチック資源	15 円/枚	粗大ごみ処理券	500 円/枚

【東郷美化センター直接搬入料金】

搬入量	料金
20キログラムまで	400 円
20キログラムを超える場合	10キログラムにつき 200 円

- ◆ 必ず市指定のごみ袋を使用し、袋の上をしぼってから**収集日当日の朝8時30分まで**に出してください。
- ◆ 正しい出し方を守り、**ごみ集積場所の近く**の方に迷惑をかけないようにしましょう。**（前日、夜間のごみ出しは絶対にしないように！）**
- ◆ ごみの分別と減量にご協力ください。

[illegible]

本市では環境省の標準的な分別収集区分に従って徐々に分別収集区分を拡大し、分別収集区分最大の累計Ⅲとほぼ同等の分別収集を実施していました。また、令和7年6月に施行されたプラスチック資源循環促進法に先立ち、令和5年10月からプラスチック製容器包装に加え、新たにプラスチック製品も一括回収を開始しました。

プラスチック資源の分別収集を開始します 生活環境課 ☎32-8018 ☎76-5702

10月からプラスチック資源の分別収集を開始します。現在、分別収集を行っている**プラスチック製容器包装**に加え、新たに**プラスチック製品**も一括して回収します。燃やすごみの量を削減し、さらなる資源循環を図りましょう。

回収できるもの
プラスチックでできている製品や容器包装で、大きさ・長さが50cm以内のもの
例えば…コンビニ弁当の容器、お菓子の袋、シャンプーのボトル、レジ袋、プラ製スプーン・フォーク・ストロー、プラ製ハンガー、パケツ、CD、DVD、歯ブラシ、発泡スチロール、食品トレイなど

プラスチック資源

■現在回収しているもの	■10月から新たに回収するもの
プラスチック製容器包装 (商品を入れていた・包んでいたもの) 	プラスチック製品 (プラスチック素材でできているもの) 

回収できないもの

●汚れているもの(水ですすいで汚れを取り除け可) ●ペットボトル本体(キャップ、ラベルは回収可) ●刃物(カッターナイフやカミソリなど) ●厚さ5mm以上のもの(まな板など) ●50cmを超える大きさ・長さのもの(切って出せば可) ●火災の原因となるもの(電化製品、電池で動くおもちゃなど)	●強化プラスチックでできているもの(ヘルメットなど) ●一部にプラスチック以外(金属など)を使用しているもの ※プラスチック以外の部分を取り外せない場合は、プラスチック以外の部分が金属なら「金属ごみ」、ガラスなら「陶磁器・ガラスごみ」、木・布なら「燃やすごみ」として出してください。指定袋に入らない大きさ・長さのものは「粗大ごみ」として出してください。
--	---

ごみの出し方 次のいずれか

- ①「プラスチック資源」の指定袋に入れ、決められた集積所へ出す
※現行の「プラスチック製容器包装」の指定袋も利用できます。
 - 集積所…現行のプラスチック製容器包装と同じ
 - 収集日…現行のプラスチック製容器包装と同じ(右表のとおり)
- ②リサイクルステーションで「プラスチック資源」の箱に投入する

収集日

水曜日	なかよし1・2・3、新屋、三好上、三好下、みなよし、高嶺
木曜日	きたよし1・3
金曜日	きたよし2

※詳しくはホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で確認することができます。

 ホームページ
  さんあ〜るのQRコード
  さんあ〜るのAndroid版

出典：広報みよし（No.1242） 2023年9月

また、みよし市ボランティア連絡協議会が主催し、ごみ排出が困難な高齢者世帯等に対し、燃やすごみを自宅から集積場まで運ぶ、地域のたすけあいボランティア活動、「となりのみよしさん」があります。

【となりのみよしさん概要】

項目	内容
利用対象者	みよし市内在住の65歳以上の世帯で、介護保険制度で介護認定を受けている人及び総合事業対象者（ケアマネジャーがついている人）
利用できる内容	燃えるごみを利用者の自宅近くのごみ集積場に運ぶ活動
利用料金	1回 100円 チケット購入単位 10枚

ごみ出しボランティア

となりのみよしさん

可燃ごみを自宅から集積場まで運ぶボランティア活動を通して地域の助け合い活動

対象者
みよし市在住の65歳以上の世帯で、介護保険制度で介護認定を受けている人又は総合事業対象者（ケアマネジャーがついている人）

利用できる内容
燃えるごみを利用者の自宅近くのごみ集積場に運ぶ活動

利用料金
1回 100円 チケット購入単位 5枚

問い合わせ先
みよし市ボランティア連絡協議会
みよし市ボランティアセンター
〒470-0224 みよし市三好町緑山9-5
TEL 0561 (24) 1588 FAX 0561 (24) 5860

主催 みよし市ボランティア連絡協議会

(2) 可燃ごみの性状

令和7年度に実施した可燃ごみの細組成調査の結果を表2-5に示します。

本市の可燃ごみには容器包装やその他の資源化類が約26%、厨芥類が3割程度含まれています。その他資源化類には古紙や古布等が6ポイント程度でした。厨芥類の内約16ポイントが調理くずでした。なお、賞味期限内で廃棄された食品はありませんでした。

また、本市ではプラスチック製品の分別収集を進めており、その他の中にプラスチック製品が約7ポイント含まれていました。

表 2-5 可燃ごみの細組成調査結果（令和7年度）

		単位：wt%					
組成項目		5月15日	8月26日	11月18日	2月19日	4 回平均	
容器包装関係類	スチール缶	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1	
	アルミ缶	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	
	白（無色）びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	茶色びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他のびん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	飲料用紙パック（牛乳以外）	0.8	0.6	0.0	0.4	0.4	
	飲料用紙パック（牛乳）	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	
	段ボール	2.7	4.7	3.8	4.1	3.8	
	その他の紙製容器類	3.3	4.4	2.0	1.4	2.8	
	ペットボトル	4.6	0.9	0.0	0.2	1.4	
	白色トレイ	0.3	0.3	0.0	0.0	0.2	
	発泡スチロール	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	
	その他のプラスチック製容器包装（容器）	3.3	8.2	3.2	4.7	4.9	
	その他のプラスチック製容器包装（袋）	4.9	4.7	3.2	5.1	4.5	
		20.7	24.0	12.3	16.6	18.4	
その他の資源類	新聞	0.0	0.6	0.0	0.8	0.3	
	雑誌	0.0	0.0	0.0	5.5	1.4	
	古布	6.0	3.9	9.3	4.1	5.8	
		6.0	4.5	9.3	10.4	7.6	
その他	厨芥類	厨芥類（調理くず）	33.1	0.0	11.2	19.1	15.8
		厨芥類（直接廃棄（賞味期限内））	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		厨芥類（直接廃棄（賞味期限切れ・不明））	0.0	0.0	2.1	2.6	1.2
		厨芥類（食べ残し）	3.8	0.0	2.9	0.8	1.9
		厨芥類（その他残渣）	0.0	26.4	17.4	17.7	15.4
			36.9	26.4	33.6	40.2	34.3
		その他の紙類	21.9	30.8	15.9	26.3	23.7
		その他プラスチック類（有料レジ袋）	0.7	0.8	0.2	1.0	0.7
		その他プラスチック類（その他）	4.1	9.1	8.7	4.3	6.6
		その他の金属類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		木・竹・わら類	9.7	4.4	19.5	0.4	8.5
		その他の雑類（陶器類）	0.0	0.0	0.5	0.8	0.3
			73.3	71.5	78.4	73.0	74.0
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

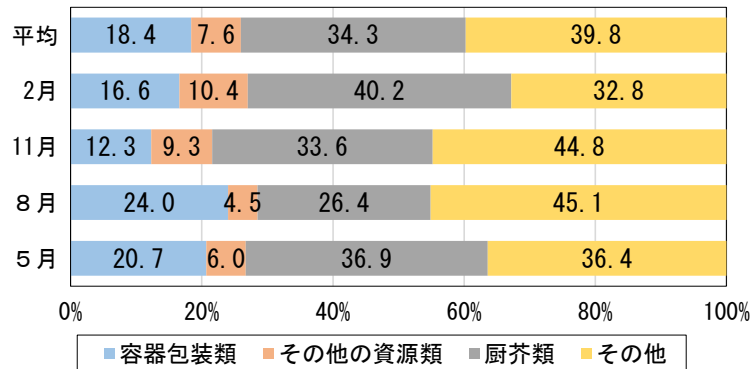


図 2-1 1 可燃ごみの組成調査結果

(3) ごみ処理フロー

①可燃ごみ

東郷美化センターのごみ焼却施設において焼却処理を行い、鉄類、焼却残渣の一部を資源化しています。

②不燃ごみ及び粗大ごみ、金属ごみ、陶磁器・ガラス

直接埋立物以外のものは、東郷美化センターの破碎処理施設で破碎処理を行い、鉄・アルミは資源化、可燃性破碎残渣は焼却処理、破碎残渣は最終処分しています。

③プラスチック資源（プラスチック製容器包装、プラスチック製品）、ペットボトル

民間中間処理施設で破碎・圧縮・梱包した後、日本容器包装リサイクル協会に搬入し、資源化しています。

④その他の資源化

概ね民間の資源化業者に直接引き渡し、資源化しています。

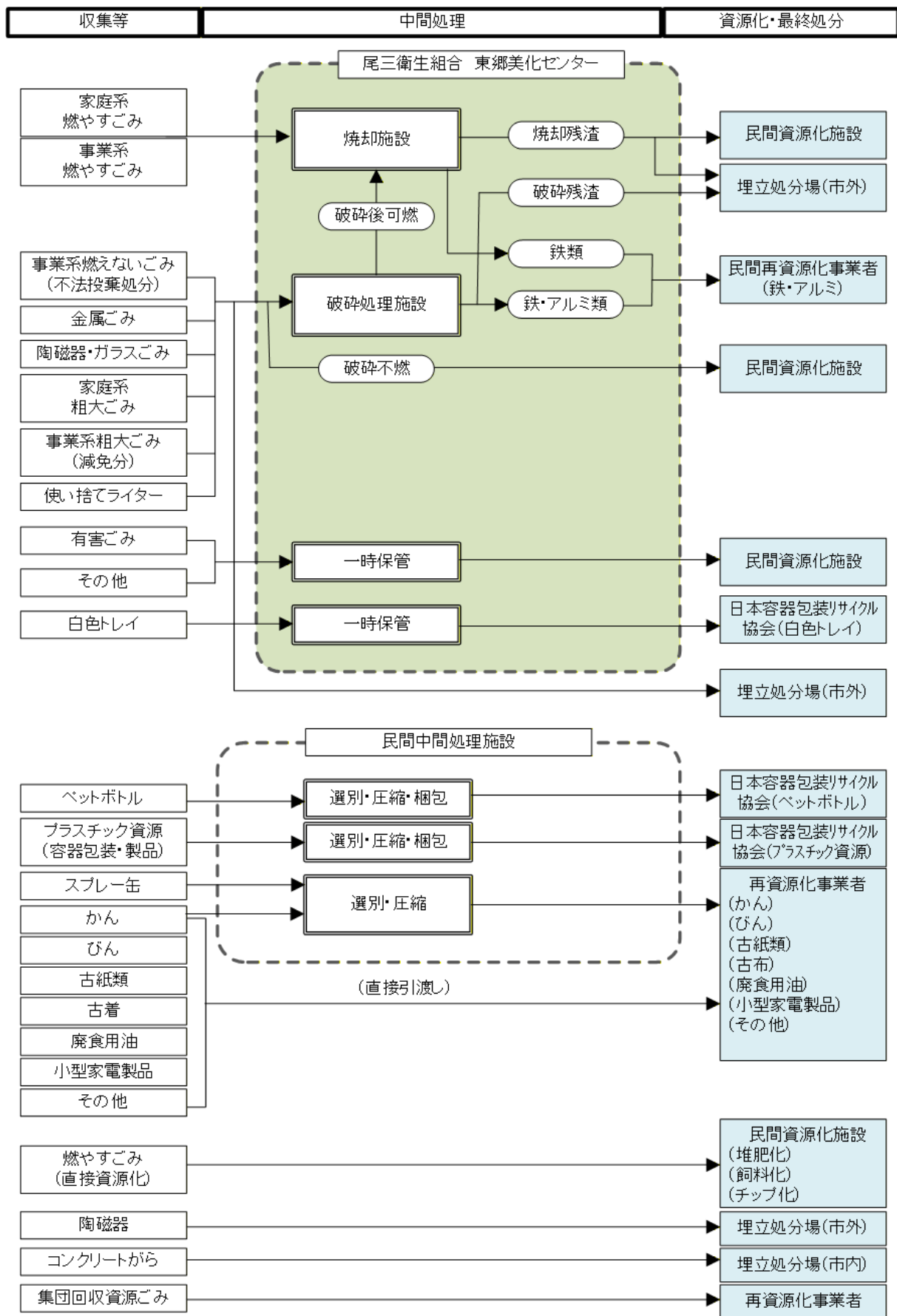


図 2-12 ごみ処理フロー

(4) 中間処理

中間処理は尾三衛生組合の東郷美化センターと民間中間処理施設で行っています。

①ごみ焼却施設

本施設は排ガス、ごみ臭気、飛灰、排水等公害防止には万全を期しています。また、ごみ焼却によって発生する熱エネルギーを有効利用し、温水発生器により温水を作り、発生した温水によって、施設内の冷暖房・給湯を行っています。また、稼働から28年が経過し老朽化が課題となっていました、基幹改良工事を行い、令和11年度まで延命化しています。

表 2-6 ごみ焼却施設の概要

処理能力	200 t/日 (100 t/日×2基)
処理方法	連続燃焼式
稼働	平成9年12月
基幹改良工事	平成27年度～令和元年度

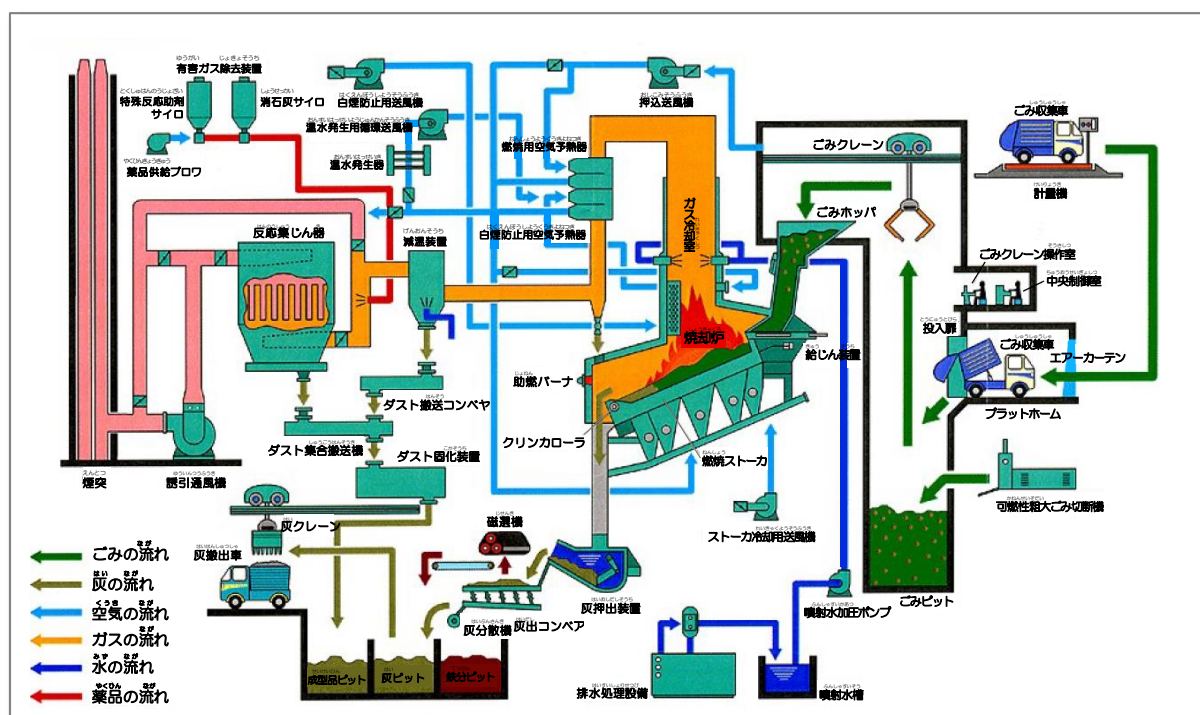


図 2-13 ごみ焼却処理のフロー

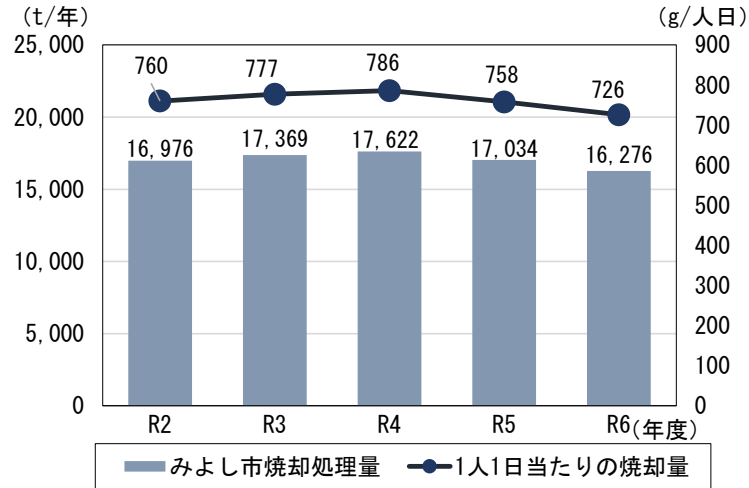


図 2-14 焼却処理量の推移

②リサイクルプラザ（粗大・不燃ごみ処理施設）

リサイクルプラザでは再利用可能な粗大ごみは修理・販売し、その他のものは破碎選別し、可燃物・不燃物・鉄類・アルミ類に分類しています。

表 2-7 リサイクルプラザの概要

破碎方式	二軸せん断、高速回転せん断併用方式
選別方式	電磁石式、回転ふるい目、風力選別式
処理能力	55t/日(5h)
稼働	平成 11 年 4 月

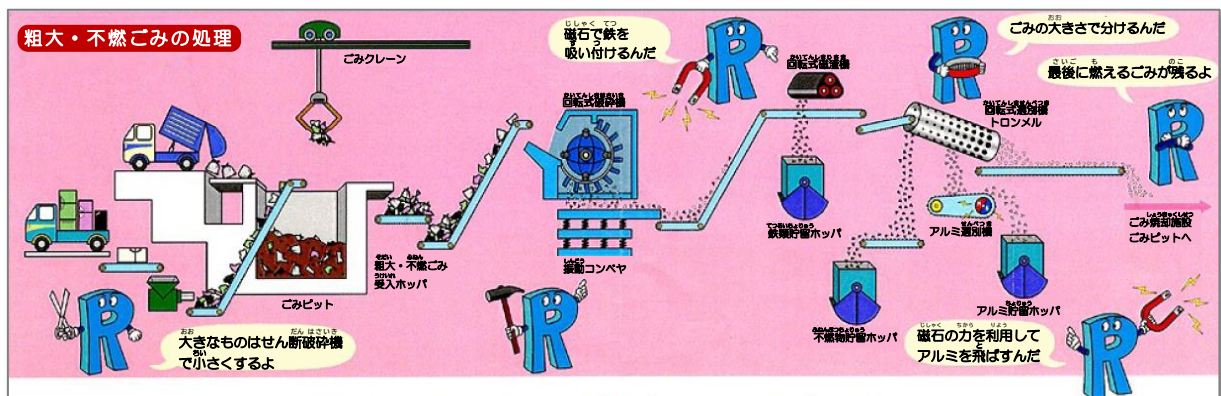


図 2-15 粗大・不燃ごみ処理フロー

③民間中間処理施設

本市では民間中間処理施設でペットボトル、プラスチック資源の選別・圧縮・梱包、スプレー缶、かん（家庭系ごみ分別収集分）の選別・圧縮を委託で行っています。

(5) 最終処分

家庭系及び事業系ごみを尾三衛生組合の東郷美化センターで中間処理した後に排出される焼却灰及び不燃性破碎残渣は表 2-8 に示す処理施設において埋立処分します。また、みよし市不燃物埋立処分場では家庭から排出されたコンクリートがらを、グリーン・クリーンふじの丘ではリサイクルステーションで回収した陶磁器及び直接搬入された不燃ごみをそれぞれ埋立処分します。

最終処分場の概要を表 2-9 に示します。

表 2-8 埋立処分の処理施設

区分	処理主体	処理施設	処分方法
焼却灰	尾三衛生組合（委託）	（公財）愛知臨海環境整備センター	埋立
		（公財）豊田加茂環境整備公社	埋立
不燃性破碎残渣	尾三衛生組合（委託）	三重中央開発（株）	埋立
		有限会社田切クリーンセンター	埋立
コンクリートがら	みよし市	みよし市不燃物埋立処分場	埋立
燃えないごみ	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立
陶磁器	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立

表 2-9 最終処分場の概要

運営主体	（公財）愛知臨海環境整備センター	（公財）豊田加茂環境整備公社
施設名	衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場	御船廃棄物最終処分場
設置場所	知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面	豊田市御船町山ノ神 56 番地 8
埋立容量	4,570,000 m ³	2,191,000 m ³
設置年月日	平成 23 年 2 月	平成 8 年 9 月
処理対象廃棄物	焼却飛灰	焼却主灰・焼却飛灰
残余容量	1,298,560 m ³ （令和 6 年度末）	—
運営主体	三重中央開発（株）	有限会社田切クリーンセンター
施設名	三重リサイクルセンター	南田切処分場
設置場所	伊賀市与野字鉢屋 4713 番地	上伊那郡飯島町田切 2555 他 上伊那郡飯島町田切 2577 他
埋立容量	6,165,896 m ³	—
設置年月日	平成 27 年	—
処理対象廃棄物	不燃性破碎残渣等	不燃性破碎残渣等
残余容量	—	—

運営主体	みよし市	豊田市
施設名	みよし市不燃物埋立処分場	グリーン・クリーンふじの丘
設置場所	みよし市福谷町大阪1番地	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1161-89
埋立容量	85,400 m ³	125,000 m ³
設置年月日	昭和61年度	平成18年度
処理対象廃棄物	コンクリートがら	陶磁器
残余容量	78,797 m ³	45,199 m ³

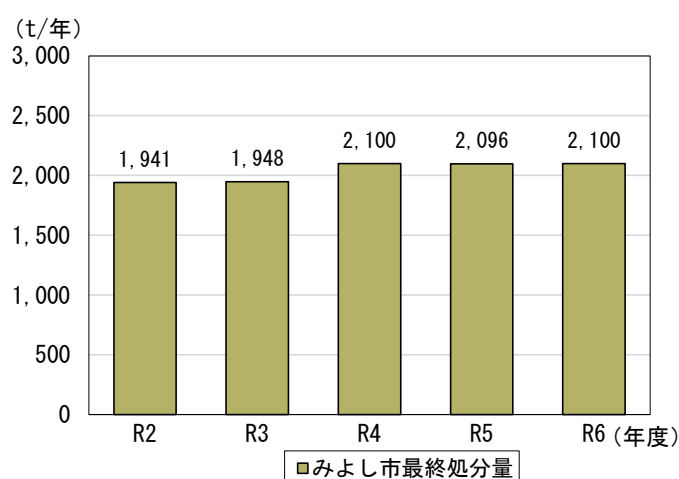


図 2-16 最終処分量の推移

4 減量化、再生利用施策

本市ではごみの減量化、資源の再利用、再資源化を推進するため、市民へ資源物回収の多様な手段を提供しています。

(1) 資源の分別収集（ステーション方式）

本市ではプラスチック資源（プラスチック製容器包装、プラスチック製品）、金属ごみ、びん・かん・ペットボトルを資源として分別収集しています。

プラスチック資源と金属ごみは各地区の指定した場所に市の指定袋に入れて排出します。プラスチック資源は週1回、金属ごみは月2回収集します。

びんとかんは専用の折りたたみ式コンテナを配布し、ペットボトルはネットを設置し分別収集を月1回行っています。

(2) リサイクルステーションみよしの資源回収（拠点回収）

市内3か所に設置している「リサイクルステーションみよし」で表2-10に示す品目を随時（午前10時～午後6時）回収しています。

なお、本市ではリチウム蓄電池などの小型充電式電池をリサイクルステーションみよしで分別回収しています。

【場所】①メグリア三好店

②グリーンステーション三好

③三好公園第4駐車場北

表 2-10 拠点回収の回収品目

回収品目		
○新聞紙・折込広告 ○雑誌・雑紙 ○紙パック ○段ボール ○古着 ○ペットボトル ○プラスチック資源 ○スプレー缶	○割り箸（木製のみ） ○びん ○アルミ缶 ○スチール缶 ○白色トレイ ○蛍光管 ○乾電池 ○使い捨てライター	○廃食用油 ○陶磁器 ○インクカートリッジ ○小型充電式電池 ○水銀入り体温計 ○オートバイ用・自動車用 バッテリー ○小型家電製品 ○電子たばこ

(3) その他の拠点回収

リサイクルステーションみよしの他にも拠点を設置し、資源物の回収をおこなっています。

【場所】○市役所（開所時間：午前8時30分～午後4時30分）

○各行政区公民館・児童館・集会所

表 2-11 その他の拠点回収の回収品目

回収品目	
市役所	公民館、児童館、集会所
○びん・アルミ缶・スチール缶 ○紙パック ○ペットボトル ○乾電池 ○使い捨てライター ○インクカートリッジ	○ペットボトル ○乾電池 ○蛍光管

(4) 集団回収

本市は「みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金」があります。この補助金は、団体が実施する資源ごみの回収活動を支援することにより、ごみの減量化及び資源ごみの有効利用を推進するとともに、市民のごみの減量化及び有効利用に対する意識の向上を図ることを目的とするものです。

○補助の概要（みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金交付要綱）

【団体】 小学校のPTA、保育園・幼稚園父母会、子ども会等市民で組織された
営利を目的としない各種団体をいいます（登録制）。

【資源ごみ】 新聞紙、古布、雑誌、段ボール、紙パック

【補助金額】 資源ごみ1kg 当たり5円

(5) 生ごみの減量化

家庭から発生する生ごみを減量するため、生ごみ処理機等の購入者に対する補助を行っています。

○生ごみ処理機購入の補助の概要（みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱）

【補助対象】 ○生ごみ処理機（破碎するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少させ、又は消滅させる機器）

○生ごみ堆肥化容器（電気を使用せず、発酵、分解等の方法により、生ごみの減量、減容又は堆肥化を促進することを目的として作られた容器）

【補助対象者】 市内に住所を有する者で、国内の販売店から新規に購入した者

【補助金額】 補助金の額は、生ごみ処理機等の購入費用の2分の1とし、生ごみ処理機は30,000円/1基、生ごみ堆肥化容器は2,000円/1基とする。

※「みよし市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱」は廃止

(6) 尾三衛生組合 エコサイクルプラザにおける活動

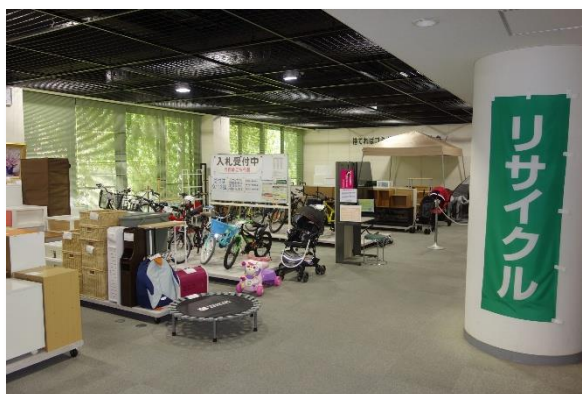
エコサイクルプラザは循環型社会推進のため、環境やリサイクルについて関心を持ってもらえるよう、ごみ減量・再資源化に向けて活動いただくための必要な情報提供を行い、学習・交流・体験ができる拠点施設としてリサイクル活動の支援を行うことを目的とした施設です。

①環境学習

本市、日進市、東郷町に在住している人を対象として、リサイクル工作教室棟を、また、夏休みには子ども向けの教室等を開催しています。

②自転車、家具類等のリサイクル

東郷美化センターに搬入された粗大ごみのうち、修理すれば使える自転車や家具類を修理して再利用できるようにそれらを展示して販売するコーナーを設置しています。



③不用品交換情報

ご家庭で不要になった生活用品、ベビー用品、電化製品など、まだ、再利用できるものを情報登録していただき、必要な方へ情報を提供する不用品交換情報ボード（譲ります、譲ってください）があります。



④展示販売コーナー（衣類等）

東郷美化センター内資源回収ストックヤードに搬入された衣類の中で、まだ使える子ども服やジーンズのリユースを目的とした展示販売コーナーを設置しています。100円均一で開館時は常時行っています。



(7) 東郷美化センターにおける資源化

①ごみ焼却施設

本市の可燃ごみを焼却処理している東郷美化センターごみ焼却施設では、焼却残渣の資源化を実施しています。焼却灰から鉄分を回収して資源化するとともに、焼却灰の一部はセメント原料等として資源化されています。

表 2-12 東郷美化センターごみ焼却施設 資源化実績（みよし市分）

（単位：t/年）

項目\年度		R2	R3	R4	R5	R6
	直接焼却量	16,193	16,671	16,973	16,449	15,675
	粗大ごみ処理残渣	783	698	649	585	601
焼却処理量計		16,976	17,369	17,622	17,034	16,276
処理後	焼却残渣量	1,812	1,959	1,972	1,948	1,955
	再生利用	金属類	24	27	28	23
		焼却灰セメント原料化	253	173	213	106
		その他	0	0	56	0

資料：各年度実績 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

処理後の再生利用量：一般廃棄物処理実態調査票（各年度実績）環境省

②粗大・不燃ごみ処理施設

粗大・不燃ごみ処理施設においては、粗大・不燃ごみを破碎処理し、鉄・アルミを回収して資源化するとともに、陶磁器・ガラスの処理残渣は民間資源化施設でリサイクル造粒砂として再商品化されています。

表 2-13 東郷美化センター粗大・不燃ごみ処理施設 資源化実績（みよし市分）

（単位：t/年）

項目\年度		R2	R3	R4	R5	R6
粗大・不燃ごみ処理量		1,094	1,038	946	886	923
処理 内訳	可燃残渣	783	698	649	585	601
	不燃残渣	78	93	97	121	146
	資源化	233	247	200	180	176

資料：各年度実績 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

③資源回収ストックヤード

平成28年4月1日より、尾三衛生組合内に資源回収ヤードが開設され、表2-14に示す回収品目を無料で回収します。また、新聞紙、雑古紙、段ボールに限り、本市、日進市、東郷町の事業者からの搬入分も回収しています。



表 2-14 資源回収ストックヤード回収品目

回収品目		
○新聞紙	○ぼろ布	○充電池
○雑古紙	○再利用びん	○バッテリー
○紙パック	○びん	○刃物
○その他の紙パック	○スチール缶	○木製割り箸
○段ボール	○アルミ缶	○小型家電製品
○食品白色トレイ	○金属製調理器具	○インクカートリッジ
○CD・DVD	○蛍光灯	○水銀入り体温計
○CD・DVDケース	○廃食用油	○ペットボトル
○使い捨てライター	○使い捨て乾電池	○電子たばこ
○使用済みスプレー缶		

5 ごみ処理に係るコスト

ごみ処理に係る経費は約 69 千万円～79 千万円で推移しています。令和 6 年度の実績で人口 1 人当たり 11,974 円、ごみ 1 t 当たりの処理経費は 38,102 円となっています。1 人当たりのごみ処理経費は、全国平均と比較すると、概ね 7 割程度の経費で推移しています。

表 2-15 ごみ処理経費の推移

(千円)

年度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
項目	建設改良費（組合分担金を除く）	18,662	213	—	—	—
	（組合分担金）	—	—	—	130,237	128,157
処理及び 維持管理費	人件費	32,923	26,605	25,368	22,121	22,069
	処理費	—	—	—	—	—
	車両等購入費	—	—	—	—	—
	委託費	601,904	618,207	621,523	629,134	635,576
	（組合分担金）	303,542	296,226	288,541	372,968	323,391
	調査研究費	—	—	—	—	—
小計（組合分担金を除く）		634,830	644,812	646,891	651,255	657,645
その他		113,609	40,637	41,949	135,089	77,346
合計（組合分担金を除く）		767,101	685,662	688,840	786,344	734,991
人口 1 人当たりの処理経費（円）		12,527	11,201	11,212	12,806	11,974
ごみ 1 t 当たりの処理経費（円）		38,690	35,276	34,373	39,918	38,102
[参考]	計画処理区域内人口（人）	61,234	61,217	61,439	61,403	61,383
	ごみ総排出量（t）	19,827	19,437	20,040	19,699	19,290

計画処理区域内人口は各年度10月 1 日人口
ごみ総排出量に集団回収量を含む

出典：各年度一般廃棄物処理実態調査 愛知県

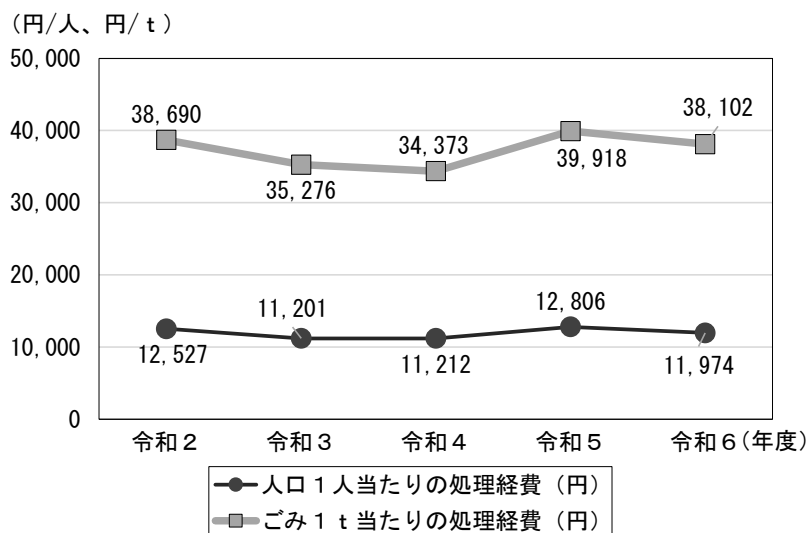
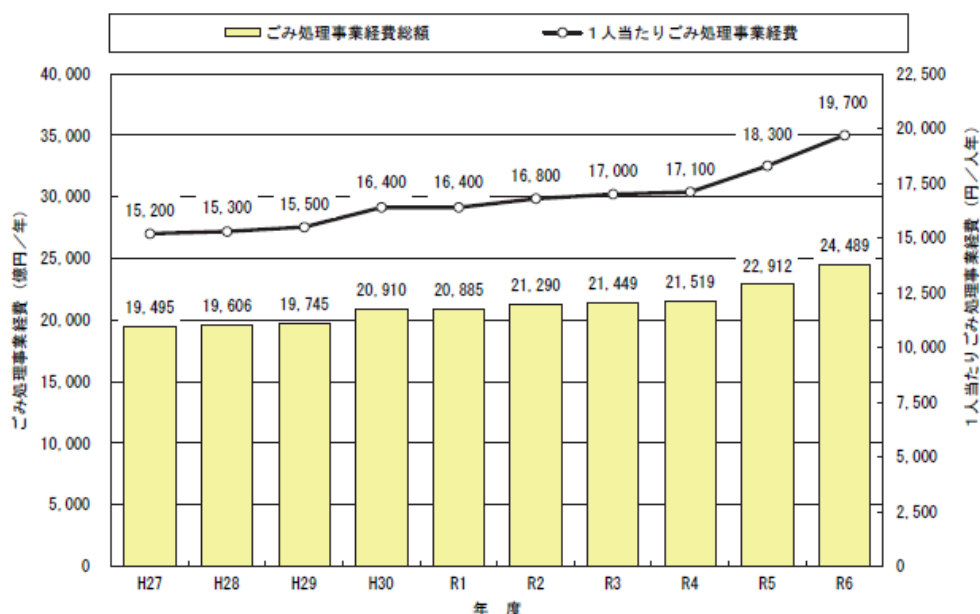


図 2-17 人口 1 人当たり、ごみ 1 t 当たりのごみ処理経費の推移



出典：日本の廃棄物処理 令和6年度版 令和8年3月 環境省
 図 2-18 全国ごみ処理事業経費の推移

6 ごみ処理の評価

(1) 現計画の数値目標

現計画の目標値は以下のとおりです。

指標① 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

目標値（令和8年度）：484g/人日（資源ごみを含まない）

指標② リサイクル率

目標値（令和8年度）：27.6%

指標① 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）は令和6年度実績で既に令和8年度の目標値を達成しています。指標② リサイクル率は令和6年度の実績値は令和6年度推計値より12.2ポイント低い状況にあります。リサイクル率は目標と乖離があり、かつ、実績は減少傾向にあるため目標達成は厳しいと思われます。

表 2-16 現計画目標値の達成状況

指 標	現状	推計値	目標値	目標値の達成状況
	令和6年度	令和6年度	令和8年度	
① 1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭系ごみ）	475g/人日	489g/人日	484g/人日	目標値を達成
② リサイクル率	15.0%	27.2%	27.6%	未達成

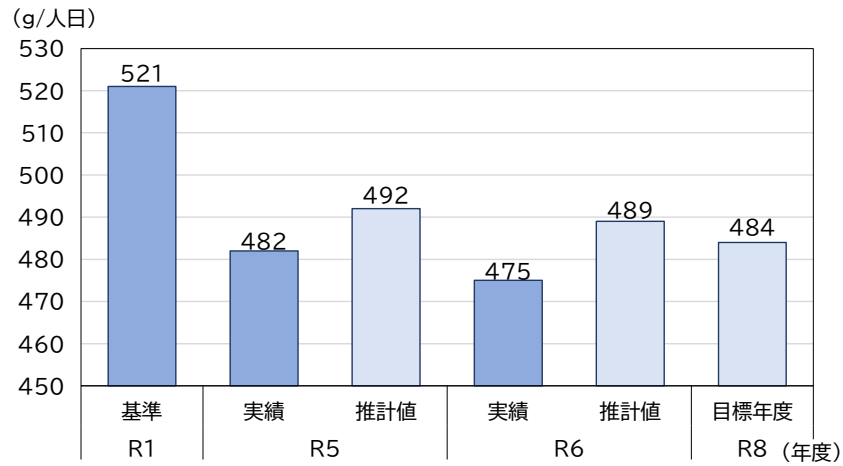


図 2-19 1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ)計画目標値の達成状況

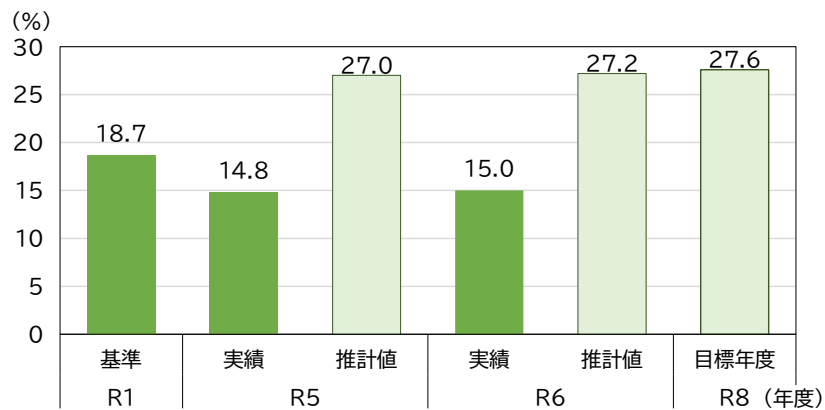


図 2-20 リサイクル率計画目標値の達成状況

(2) 国、県の数値目標

第五次循環型社会形成推進計画、廃棄物処理基本方針及び愛知県廃棄物処理計画による主な目標値と本市の実績を表 2-17 に示します。

表 2-17 国の目標値と本市の実績

指標	目標値 (R12) 〔廃棄物処理基本方針〕 【愛知県廃棄物処理計画】	実績 (R6)	達成 状況※
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量(資源ごみ除く)	— 〔478g/人日〕 【480g/人日】	475g/人日	達成
リサイクル率	44% 〔26%〕 【23%】	15.0%	未達成
1人1日当たりのごみ焼却量	580g/人日 〔580g/人日〕 【—】	700g/人日	未達成

※令和12年度の目標値に対し、令和6年度の実績値を比較した結果

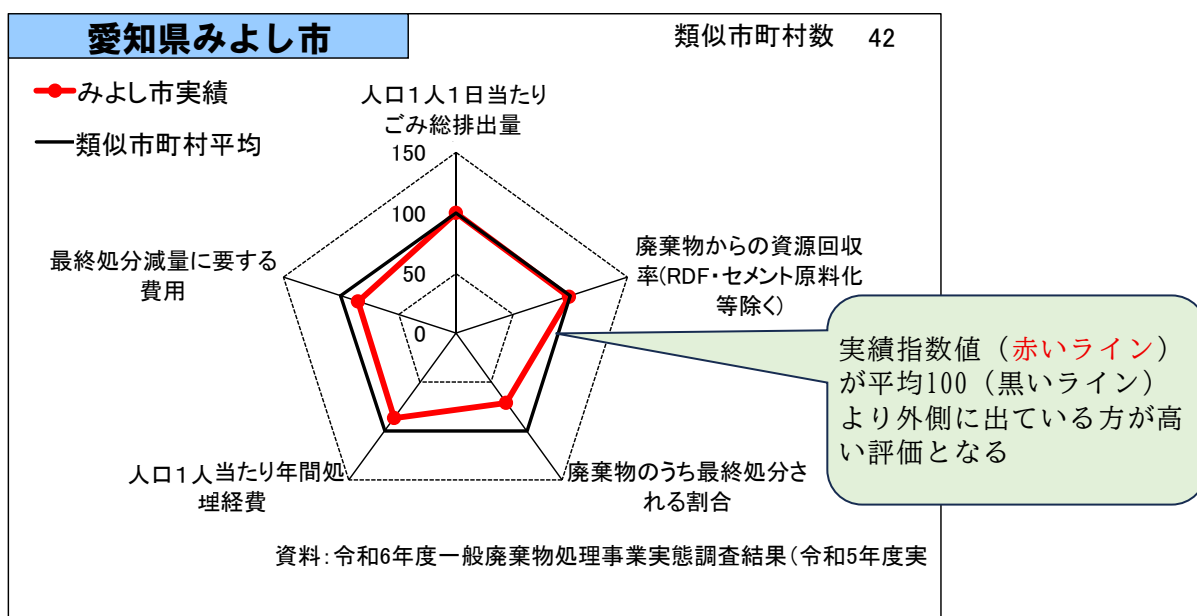
(3) 類似都市との比較

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」の中の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、本市のシステム指針を評価します。評価に用いる指数値は類似都市の平均値を100とし、数値が大きいほど良好な状況を示しています。

人口1人1日当たりごみ総排出量（kg/人日）はほぼ平均ですが、他の4項目は平均100を下回っています。

表 2-18 本市と類似都市の概要

みよし市	人口区分	61,403		人
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	98.4%	Ⅲ次人口比率
類型都市の概要	都市形態	都市		
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満	
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%未満	



標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人日)	廃棄物からの資源回 収率（RDF・セメ ント原料化等除く） (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口1人当たり年間 処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.878	0.139	0.083	15,221	49,399
最大	1.088	0.310	0.250	60,806	179,490
最小	0.676	0.037	0.006	8,709	26,138
標準偏差	0.113	0.056	0.051	7,671	23,309
みよし市実績	0.877	0.137	0.107	17,237	56,716
指数値	100.1	98.6	71.1	86.3	85.2
実績の評価基準	実績は小さい方が優 れている	実績は大きい方が優 れている	実績は小さい方が優 れている	実績は小さい方が優 れている	実績は小さい方が優 れている
指数値の評価	平均が100で実績値の指数値は大きい方が評価が高い（グラフの評価と同じ）				

資料：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度実績）

図 2-21 本市の類似都市との比較・評価

7 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制、減量化・資源化

- 市民意向調査では、市民のごみの減量や資源化への関心は高いにも関わらず、「みよし市第2次環境基本計画」において推進している「4R」については、認知度が低い状況です。言葉の意味や取り組み内容を広く周知する必要があります。
- 家庭系ごみは年間排出量、原単位ともに順調に減少し、すでに現計画の目標値を達成しています。一方、事業系ごみは令和3年度以降増加を続け、減少が見られていません。事業系ごみの削減を図る必要があります。
- 国の第四次循環型社会形成推進計画で「家庭系食品ロス量を2030年度には2000年度の半減」が目標と掲げられています。現計画では食品ロスの削減目標の設定には至っていなかったため、本計画では目標値を設定する必要があります。
- 本市のリサイクル率は令和3年度に大きく減少し、その後は15%にとどまっています。リサイクル率が伸びない要因は、
 - ・「不要なレジ袋はもらわない」「詰め替え製品を買う」「過剰包装は断る」など、廃棄される資源物の発生抑制の行動が浸透している。
 - ・ごみ排出量が減少している。
 - ・市の関与しない民間の資源ステーションなど、資源回収の方法が多様化している。などがあり、ただ目標値の達成を目指すのは厳しいと思われます。これからの本市のリサイクル率の目標値を検討する必要があります。
- 家庭系ごみの組成調査の結果から、可燃ごみ中には資源化可能な品目が一定量含まれています。これらの資源化可能品目や食品ロスなど、さらなる排出抑制、減量化・資源化可能なものをなるべくごみにしない意識や行動の浸透が課題です。

(2) 分別、収集・運搬

- 本市の分別収集について、市民意向調査ではどの品目についてもその収集頻度、排出方法に対して、「不満」の意向は少ない状況ですが、多様化するごみ種類、ライフスタイルなどを考慮し、定期的に分別、収集・運搬の効率化や市民サービスなど検証する必要があります。
- プラスチック資源利用促進法に基づき、本市ではプラスチック製品をすでにプラスチック製容器包装と一括分別収集を実施していますが、今後も引き続き本市の資源化分別収集の対象品を検討していく必要があります。

(3) 中間処理

- 本市の焼却処理を担っている東郷美化センターは基幹改良工事によって令和11年度まで延命化しています。しかしながら、焼却施設の整備には計画から稼働開始までかなりの時間を要します。尾三衛生組合の新しいごみ焼却施設の整備に続き、愛知

県の広域化計画である尾張東部衛生組合との焼却施設の集約化へ、継続的に協議をしていく必要があります。

(4) 最終処分

- 本市の廃棄物のうち最終処分される割合は、類似都市と比較すると多くなっています。最終処分は市内外の最終処分場で処分している状況にあります。最終処分場は埋立容量がひっ迫しても、次期の処分場を整備することは容易ではありません。そのため、既存の最終処分場を少しでも長く、大事に稼働していくことが重要で、今後も最終処分量の削減に努める必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

市民、事業者、市それぞれの主体が自らの役割と責任を認識するとともに、「協働による環境行動」によりごみの減量、資源化の推進に努め、限りある資源を有効活用することで、循環型社会を目指します。

また、本計画の策定にあたっては上位計画である「第2次みよし市環境基本計画（令和9年3月 改定）」における将来像「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」を踏まえ、排出されるごみや資源を適正に処理し、衛生的で住みやすい環境づくりを目指します。

目指すまちの姿（第2次みよし市環境基本計画）

- 廃棄物減量化がさらに進み小型家電などの資源の有効利用が実現している。
- ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

1 人口推計

(1) 人口実績

本市の人口の推移を図 3-1 に示します。本市の人口は横ばい、世帯数は微増で推移しています。

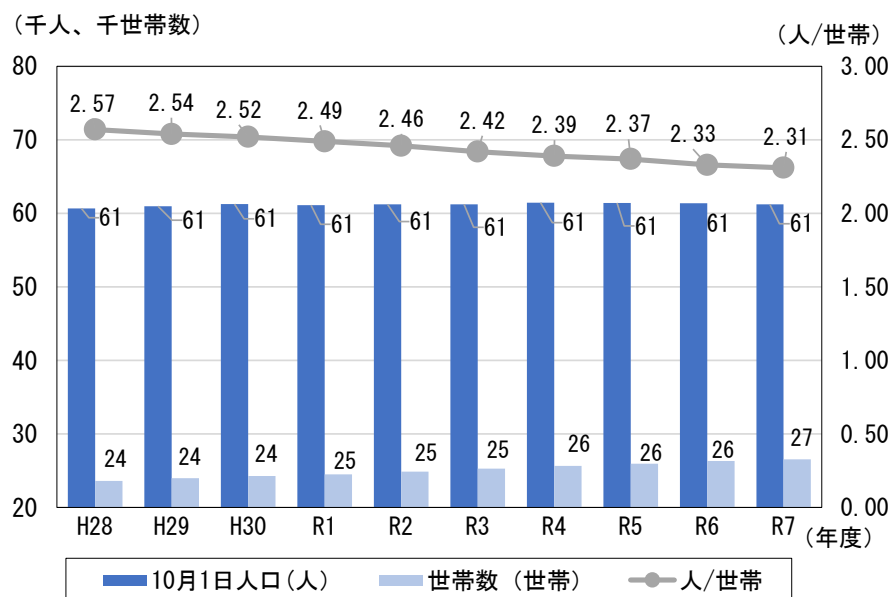


図 3-1 みよし市人口（10月1日）の推移

(2) 将来人口

本市の将来人口は「第3期みよし市人口ビジョン」による人口推計を採用します。

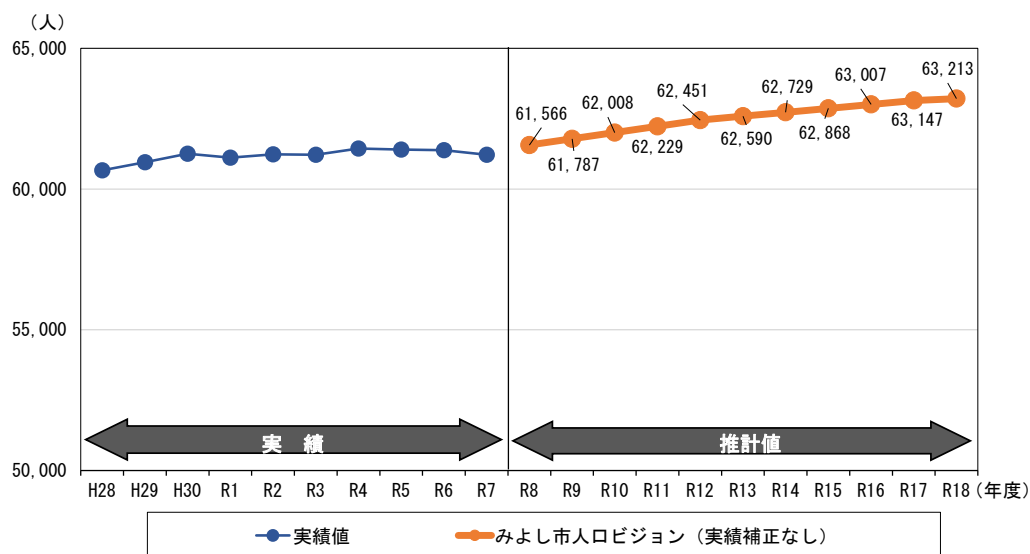
目標年度の令和18年度の将来人口は63,213人となり、令和7年度実績から1,996人の増加となります（表 3-1、図 3-2）。

表 3-1 本市人口ビジョンによる将来人口推計結果

（単位：人）

年度	R7 (実績)	R7	R8	R9 (初年度)	R10	R11	R12
人口ビジョン 公表値		61,345					62,451
年度補間	61,217		61,566	61,787	62,008	62,229	
年度	R13	R14	R15	R16	R17	R18 (目標年度)	R22 (参考)
人口ビジョン 公表値					63,147		63,476
年度補間	62,590	62,729	62,868	63,007		63,213	

※年度補間は人口ビジョンの推計値と推計値の間の年度を直線で補間しています。



注：みよし市人口ビジョンを直線式で年度補間しています。

図 3-2 ごみ処理基本計画におけるみよし市将来人口

2 ごみの排出量の将来推計

ごみ排出量の将来推計は図 3-3 に示すように、まずごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所等におけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成した場合のごみ排出量（以下「減量目標を達成した場合」という。）を推計します。

予測手法としては、過去の実績から1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）を算出し、トレンド推計などを用いて将来推計値を予測したうえで、将来推計人口を乗じて排出量を予測します。

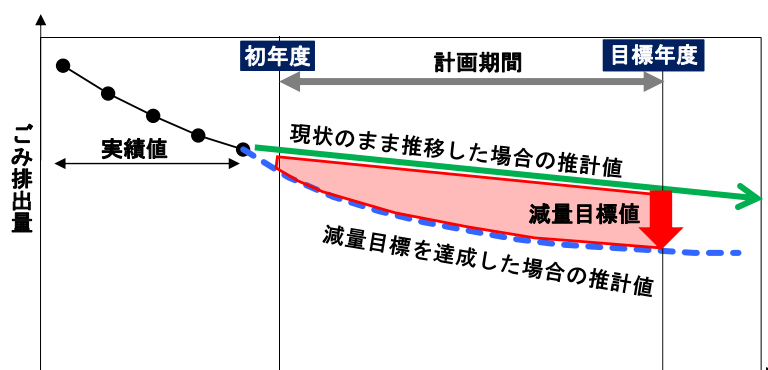


図 3-3 ごみ排出量推計方法のイメージ

将来のごみ排出量は表 3-2 に示す項目について、表 3-3 に示す2つの方法で推計した結果を比較し選定します。推計する項目は、排出形態別（家庭系ごみ、事業系ごみ）、ごみ種類別に推計します。ごみ排出量の推計フローを図 3-4 に示します。

表 3-2 推計する項目

推計する項目	内容
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭から排出される分別区分別のごみの1人1日当たりの排出量を推計する。
1日当たりの事業系ごみ排出量	事業所から排出される分別区分別のごみの1日当たりの排出量を推計する。

表 3-3 推計の方法

推計方法	内容
トレンド推計法	推計する項目の実績の推移傾向が今後も続くものとして、6種類のトレンド式を使用して推計する方法。
直近（または直近数年）の実績	現状のまま推移した場合のごみ排出量については、将来も直近（令和6年度）の実績値が続くと仮定して推計する方法。 例えば、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人日）や事業系ごみ排出量（t/日）を令和6年度の実績を目標年度まで固定する。

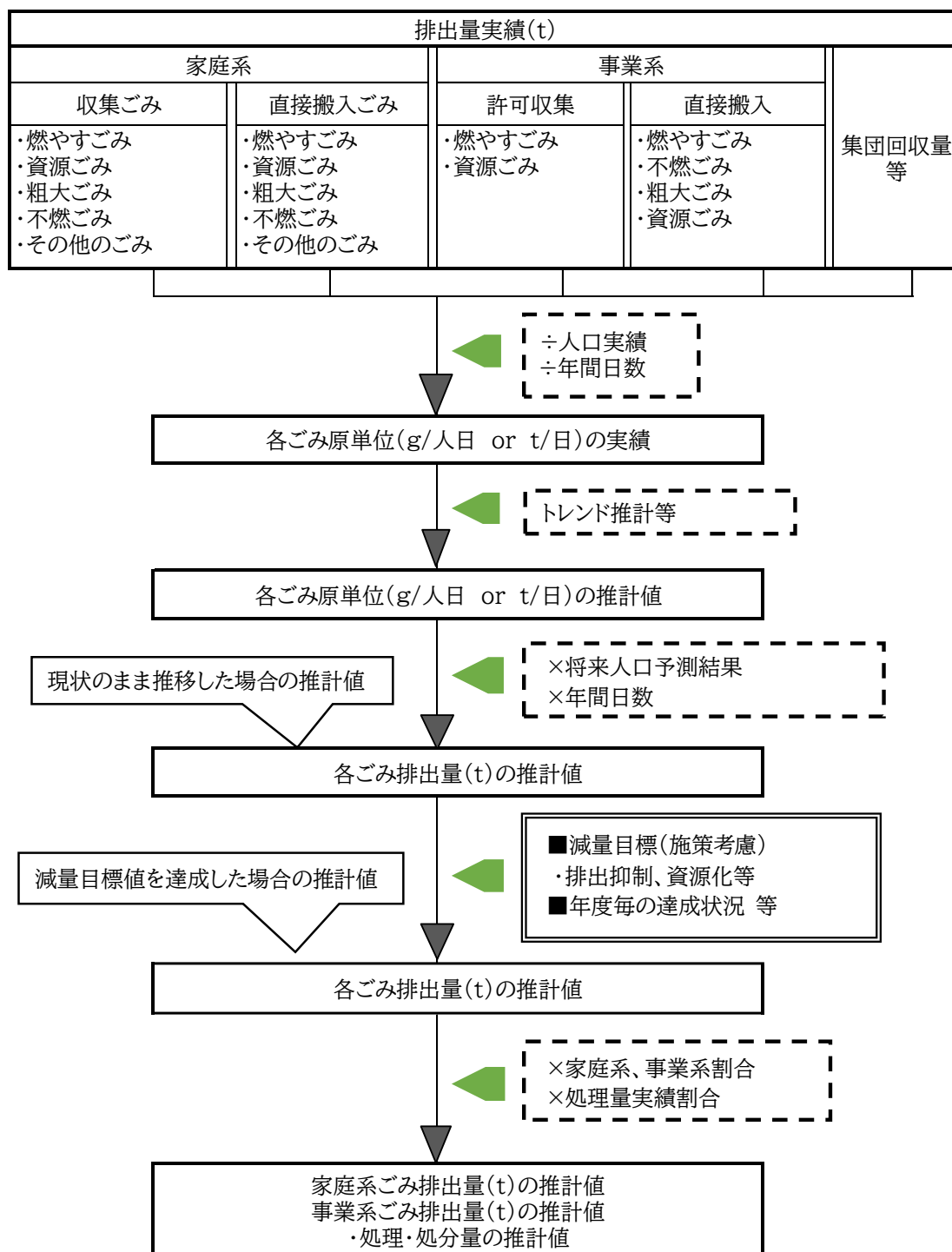


図 3-4 ごみ排出量の推計フロー

3 現状のまま推移した場合の推計結果

(1) 家庭系ごみ排出量の将来推計値の設定

家庭系収集ごみ、直接搬入ごみの分別区分別の1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の過去5年分の実績をトレンド推計し、それぞれ設定したごみ種類の将来推計値を表 3-4 に示します。

表 3-4 家庭系ごみの種類別原単位の将来推計値の設定

ごみ区分		将来推値の設定結果
収集	燃やすごみ	いずれのトレンド式も良好な相関で、減少傾向を示した。その中で減少傾向が穏やかな自然対数式とべき乗式を比較し、重相関係数がより高い自然対数式による推計値とする。
	資源ごみ	トレンド式で相関が比較的良好であった直線式、指数式の減少傾向が大きく現実的でない。実績は直近3年で減少していることから、直近のR6実績で推移を推計値とする。
	粗大ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	不燃ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	その他のごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近4年で排出量実績が0であるため、今後も0を推計値とする。
直接搬入	燃やすごみ	過去5年の実績が一定であったため、R6実績で推移を推計値とする。
	資源ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で減少しているため、R6実績で推移を推計値とする。
	粗大ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	不燃ごみ	いずれのトレンド式も相関は良好であったが、いずれも減少傾向が著しい。実績も減少しているため、R6実績で推移を推計値とする。
	その他のごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は過去4年間一定であったため、R6実績で推移を推計値とする。
集団回収		いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は減少しているため、R6実績で推移を推計値とする。

(2) 事業系ごみ排出量の将来推計値の設定

事業系許可業者収集ごみ、直接搬入ごみの種類別の1日当たりの排出量の過去5年分の実績をトレンド推計し、それぞれ設定したごみ種類別の将来推計値を表3-5に示します。

表 3-5 事業系ごみの種類別原単位の将来推計値の設定

ごみ区分		将来推値の設定結果
許可業者	燃やすごみ	いずれのトレンド式も良好な相関で増加傾向を示した。その中で重相関係数が最も高い自然対数式による推計値とする。
	資源ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は過去3年間一定であったため、R6実績で推移を推計値とする。
直接搬入	燃やすごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	不燃ごみ	—
	粗大ごみ	—
	資源ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は過去4年間増加傾向であったため、R6実績で推移を推計値とする。

(3) 現状のまま推移した場合の推計結果

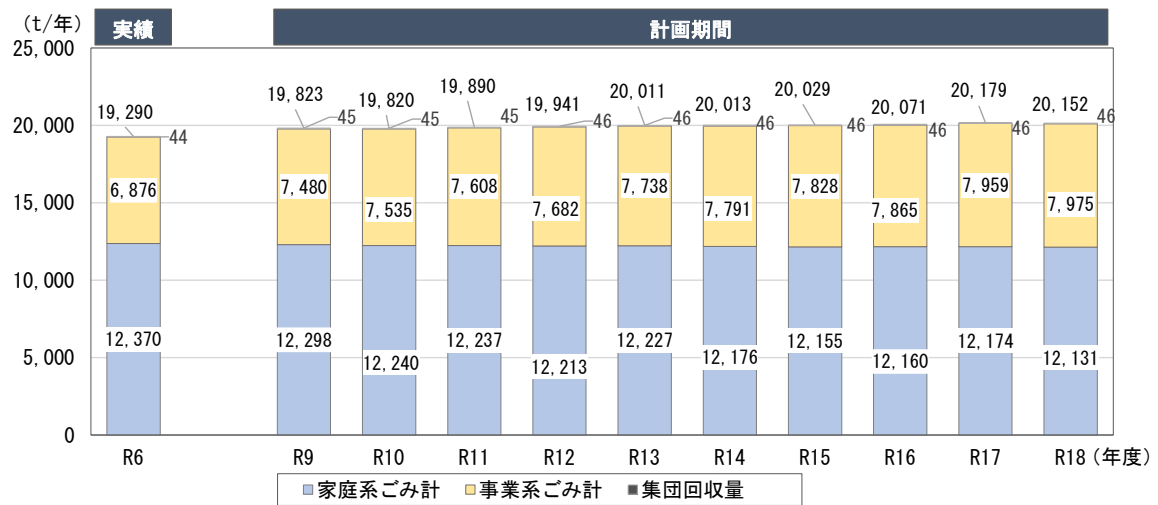
家庭系ごみ1人1日当たりの排出量、事業系ごみの1日当たりの排出量の将来推計

値から目標年度までの各年度のごみ排出量の将来推計結果を表 3-6、図 3-5 に示します。

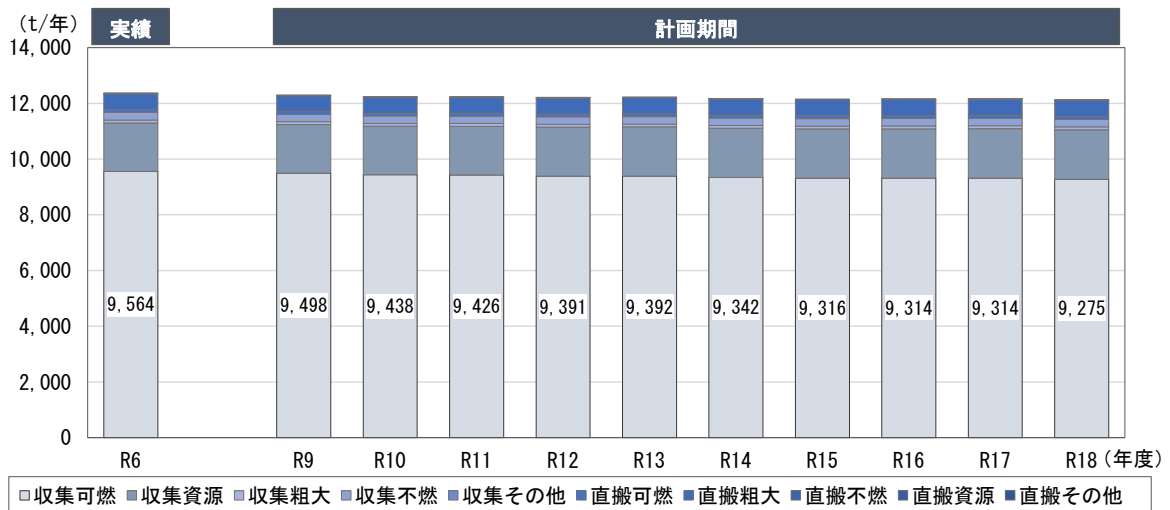
表 3-6 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計結果

ごみ区分			単位	実績	計画期間										
			日/年	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	
			年度	2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	
行政区城内人口(10月 1 日)			人	61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213	
家庭系	収集ごみ	燃やすごみ	t/年	9,564	9,498	9,438	9,426	9,391	9,392	9,342	9,316	9,314	9,314	9,275	
		資源ごみ		1,732	1,741	1,743	1,749	1,755	1,764	1,763	1,767	1,771	1,780	1,777	
		粗大ごみ		102	102	102	102	103	103	103	103	103	104	104	
		不燃ごみ		279	265	265	266	267	268	268	268	269	270	270	
		その他のごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		収集ごみ計		11,677	11,606	11,548	11,543	11,516	11,527	11,476	11,454	11,457	11,468	11,426	
	直接搬入	燃やすごみ	t/年	101	102	102	102	103	103	103	103	103	104	104	
		粗大ごみ		573	570	570	572	574	577	577	578	580	582	581	
		不燃ごみ		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		資源ごみ		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		その他		15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
		直接搬入計		693	692	692	694	697	700	700	701	703	706	705	
	家庭系ごみ計		t/年	12,370	12,298	12,240	12,237	12,213	12,227	12,176	12,155	12,160	12,174	12,131	
	資源除く計		t/年	10,640	10,559	10,499	10,490	10,460	10,465	10,415	10,390	10,391	10,396	10,356	
事業系	許可収集	燃やすごみ	t/年	4,150	4,648	4,709	4,782	4,855	4,904	4,964	5,001	5,037	5,124	5,147	
		資源ごみ		156	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	
	許可収集計			4,306	4,794	4,855	4,928	5,001	5,050	5,110	5,147	5,183	5,270	5,293	
	直接搬入	燃やすごみ	t/年	1,979	2,086	2,081	2,081	2,081	2,086	2,081	2,081	2,081	2,086	2,081	
		不燃ごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ		13	14	15	15	16	16	16	16	17	17	17	
		資源ごみ		578	586	584	584	584	586	584	584	584	586	584	
	直接搬入計			2,570	2,686	2,680	2,680	2,681	2,688	2,681	2,681	2,682	2,689	2,682	
事業系ごみ計		t/年	6,876	7,480	7,535	7,608	7,682	7,738	7,791	7,828	7,865	7,959	7,975		
ごみ排出量			t/年	19,246	19,778	19,775	19,845	19,895	19,965	19,967	19,983	20,025	20,133	20,106	
集団回収量			t/年	44	45	45	45	46	46	46	46	46	46	46	
	紙類			42	43	43	43	44	44	44	44	44	44	44	
	紙パック			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	金属類														
	布類			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ごみ排出量総排出量			t/年	19,290	19,823	19,820	19,890	19,941	20,011	20,013	20,029	20,071	20,179	20,152	
家庭系	収集ごみ	燃やすごみ	g/人日	427	420	417	415	412	410	408	406	405	403	402	
		資源ごみ		77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	
		粗大ごみ		4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃ごみ		12.5	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	
		その他のごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		収集ごみ計		521	513	510	508	505	503	501	499	498	496	495	
	直接搬入	燃やすごみ	g/人日	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
		粗大ごみ		25.6	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	
		不燃ごみ		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		資源ごみ		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		その他		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
		直接搬入計		31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	
	計		g/人日	552	544	541	539	536	534	532	530	529	527	526	
	資源除く計		g/人日	475	467	464	462	459	457	455	453	452	450	449	
事業系	許可収集	燃やすごみ	t/日	11.4	12.7	12.9	13.1	13.3	13.4	13.6	13.7	13.8	14.0	14.1	
		資源ごみ		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	許可収集計			11.8	13.1	13.3	13.5	13.7	13.8	14.0	14.1	14.2	14.4	14.5	
	直接搬入	燃やすごみ	t/日	5.4	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	
		不燃ごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ		0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
		資源ごみ		1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	
	直接搬入計			7.04	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	
	計		t/日	18.8	20.4	20.6	20.8	21.0	21.1	21.3	21.4	21.5	21.7	21.8	
	資源除く計		g/人日	306.27	330.17	332.22	334.25	336.26	337.11	339.56	340.4	341.23	343.64	344.87	
ごみ排出量		t/日	16.8	18.4	18.6	18.8	19.0	19.1	19.3	19.4	19.5	19.7	19.8		
ごみ排出量総排出量			g/人日	859	875	874	874	873	872	872	871	871	871	871	
集団回収量			g/人日	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
ごみ排出量総排出量			g/人日	861	877	876	876	875	874	874	873	873	873	873	

【ごみ排出量】



【家庭系ごみ】



【事業系ごみ】

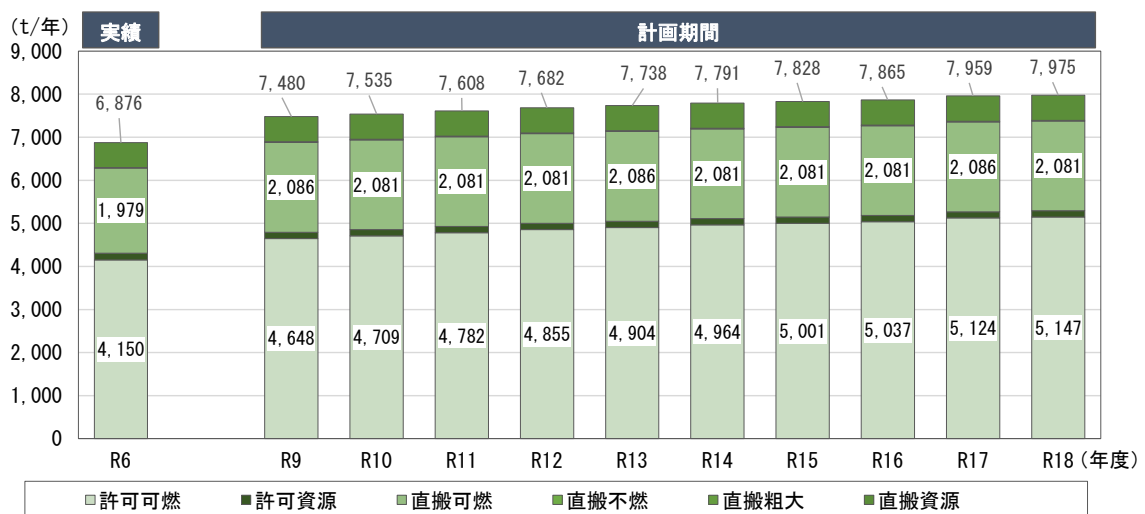


図 3-5 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計結果

4 目標値の設定

(1) 考え方

現計画の減量目標は次の2指標です。

指標①：1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

指標②：リサイクル率

現計画の減量目標値は、令和3年3月策定の「第2次みよし市環境基本計画」の数値目標値を踏襲したもので、第2章の4で示したように、目標①は令和6年度実績ですでに目標値を達成し、目標②は目標を達成していません。

本計画では、目標値の達成状況、上位計画の目標、将来のごみ処理施設建設計画、基礎調査による本市の状況などを踏まえ、将来の本市のごみ処理全般を見据えた目標指標と目標値を設定します。

(2) 減量目標

本計画の減量目標は現計画の減量目標を踏まえるとともに、新たな指標を加え、次の4つとします。

指標①：1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭系ごみ） ◀ 継続

指標②：事業系ごみ排出量 ◀ 新規

指標③：1人1日当たりのごみ焼却量 ◀ 新規

指標④：リサイクル率 ◀ 継続

① 1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみ除く家庭系ごみ）

現計画の目標値を達成し、かつ減少傾向にありますが、今後も処理されるごみをさらに減らす必要があることから、継続して指標とします。

② 事業系ごみ排出量

ごみ排出量の実績をみると本市の事業系ごみは増加傾向にあります。現計画では事業系ごみ排出量に関する指標はなかったため、本計画では事業系ごみ減量を新たに指標とします

③ 1人1日当たりの焼却処理量

第五次循環型社会推進基本計画の新たな指標です。本市では令和32年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定しています。焼却量の削減はごみ排出量の削減とともに、脱炭素の指標にもつながることから、新たに指標とします。

④リサイクル率

ごみ排出量の発生抑制や減量を推進する上で、リサイクル率の増加を目標とするこ
とは厳しいと考えます。ただし、資源投入量の削減や地域の循環システムの構築のため、
継続して指標とします。

(3) 減量目標値の設定

本計画の目標値を表 3-7 のように設定します。

表 3-7 本計画の目標値

指標	令和6年度 実績	令和18年度 目標値	減量の考え方
指標① 1人1日当 たりのごみ排出量（資 源ごみを除く家庭系 ごみ）	475g/人日	383g/人日	収集燃やすごみの品目別に減量及び 資源化の期待値を算出し、減量の期待 値を削減、資源化の期待値は資源ごみ に移行し、目標値を算出
指標②事業系ごみ排 出量	6,876t/年 (304g/人日)	5,549t/年 (240g/人日)	1人1日当たりの排出量が本市と同レ ベルの人口規模の自治体の平均値 240g を目標年度の目標とする。 令和6年度実績から約20%削減。
指標③ 1人1日当 たりのごみ焼却量※	726g/人日	582g/人日	指標①、指標②が目標値を達成した場 合の1人1日当たりの焼却処理量（施 設の性能改善等は見込まない）
指標④リサイクル率	15.0%	19% 以上	指標①、指標②が目標値を達成した場 合のリサイクル率 ※現計画の目標値を下方修正してい る

※ごみ焼却量：家庭系燃やすごみ、事業系燃やすごみ、粗大ごみ等処理の可燃性残渣を含む。

(4) 目標達成のための努力項目

①家庭系ごみの削減

家庭系ごみの目標達成のために、

- ・食べ残しをしない
- ・手を付けていない食品を廃棄しない
- ・生ごみを堆肥化する
- ・調理くずが出ない料理を工夫する
- ・台所ごみの水切りを徹底する
- ・使い捨て容器包装を使用削減する
- ・分別を徹底する

を施策で強化することにより、排出量の削減を見込みます。

家庭系可燃ごみ組成調査結果及び市民意向調査結果から見込んだ減量を表 3-8 に
示します。

表 3-8 家庭系ごみからの項目別減量見込み（原単位の期待値）

項目		令和18年度 期待値	削減対象	減量の考え方
食べ残し削減		3.67g/人日	家庭系収集 燃やすごみ	発生抑制（食品ロス削減）
手を付けていない食品を廃棄しない		1.32g/人日		発生抑制（食品ロス削減）
		1.69g/人日		排出抑制（フードドライ ブへ 食品ロス削減）
生ごみを堆肥化		28.89g/人日		排出抑制（自家利用）
調理くずが出ない料理を工夫する		25.41g/人日		発生抑制（食品ロス削減）
台所ごみの水切りを徹底する		0.75g/人日		発生抑制
使い捨て 容器包装の 使用削減	ペットボトル	0.66g/人日		発生抑制
	容器包装プラスチック	0.85g/人日		発生抑制
発生・排出抑制計		63.24g/人日	—	—
分別を 徹底する	古布	0.56g/人日	家庭系収集 燃やすごみ	➡再利用資源
	容器包装プラスチック プラスチック製品	1.60g/人日		➡プラスチック資源
	ペットボトル	0.09g/人日		➡ペットボトル
	紙類	0.19g/人日		➡再利用資源
	紙パック	0.05g/人日		➡再利用資源
資源化計		2.49g/人日	—	—
合計		65.73g/人日	—	—

②事業系ごみの削減

事業系ごみ排出量の削減は大きな課題ではありますが、産業分類、事業形態、事業所規模など業態により廃棄物が大きく異なること、景気動向や事業活動の状況が発生量に直接影響することなどから、詳細な実態把握が容易ではなく、家庭系と同様のごみ組成調査を実施することが現段階においては困難です。したがって、家庭系ごみのように施策やごみ種類の項目別に目標値を設定することが難しいため、減量目標値は事業系ごみ全体の削減を目標とします。

本市の事業系ごみ排出量は表 3-9 に示すように、人口同規模の自治体平均や全国平均と比較して高い状況にあります。そこで目標年度の令和18年度に令和6年度実績ベースで原単位を67g削減した240g/人日の達成を目指します。これは令和6年度の実績の約20%削減を目指します。

表 3-9 令和6年度事業系ごみ排出量の比較

	みよし市	5万人～10万人規模の自治体平均	全国平均
事業系ごみ（g/人日）	306	239	258

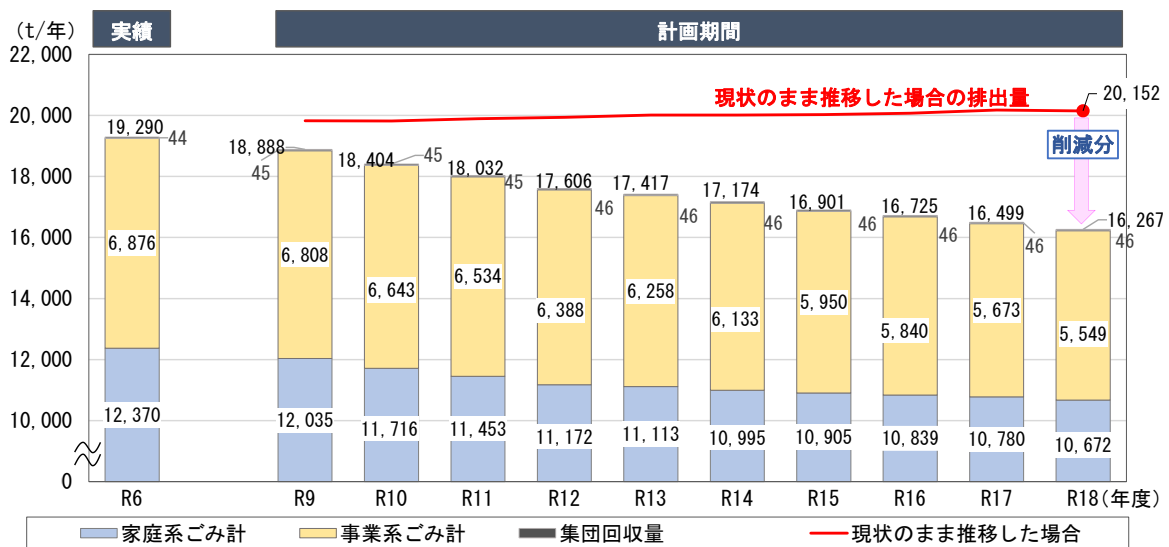
出典：人口規模別自治体平均、全国平均：「日本の廃棄物処理 令和6年度版 令和8年3月 環境省」

5 減量目標値を達成した場合の将来推計結果

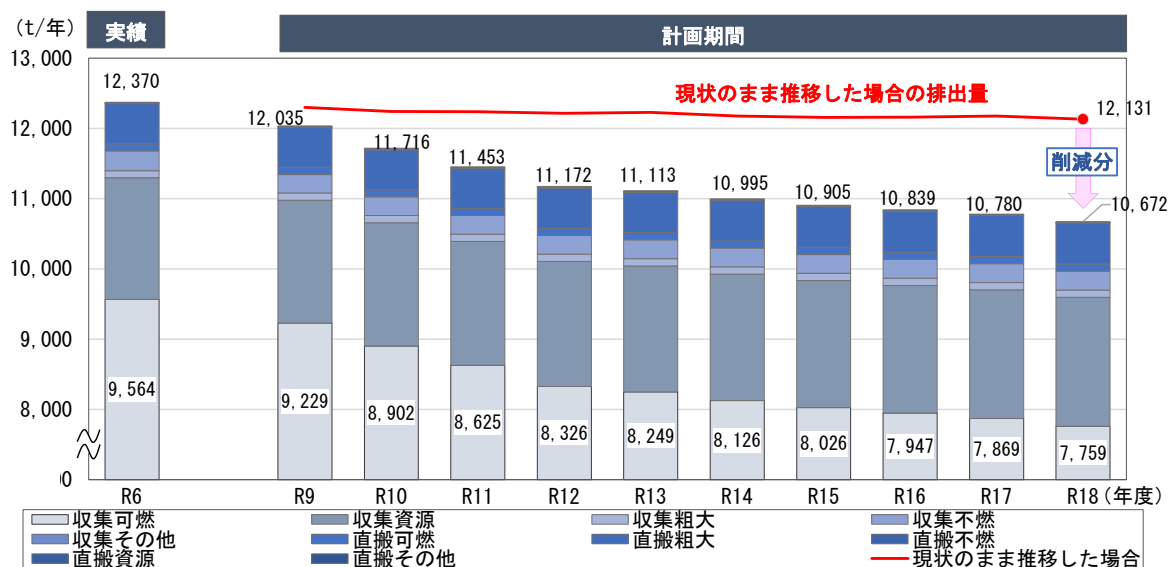
(1) ごみ排出量の将来推計

減量目標を達成した場合の将来推計結果を図 3-6、表 3-10 に示します。

【ごみ排出量】



【家庭系ごみ】



【事業系ごみ】

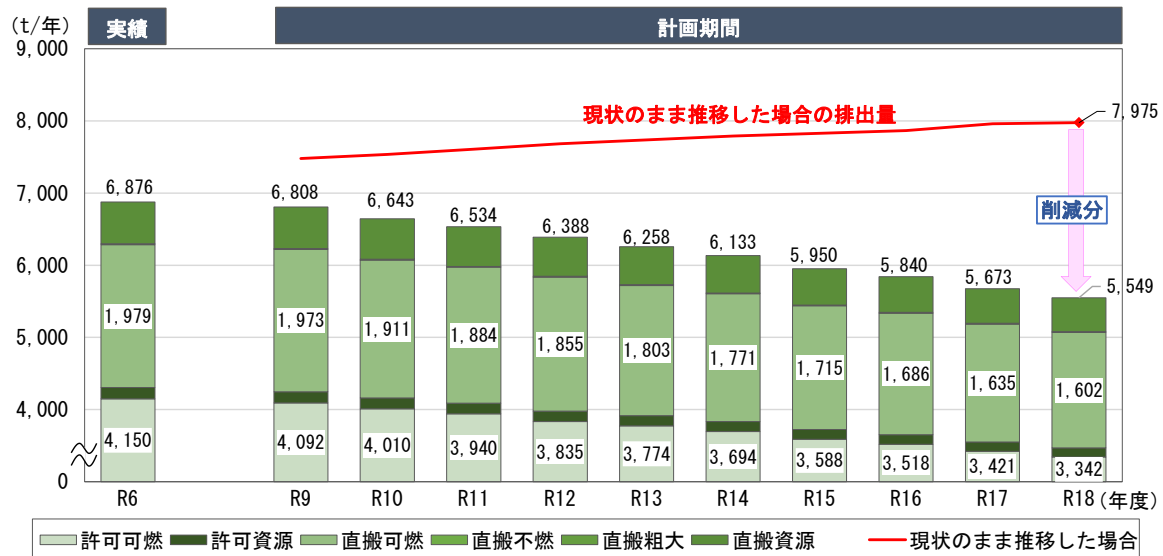


図 3-6 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

表 3-10 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

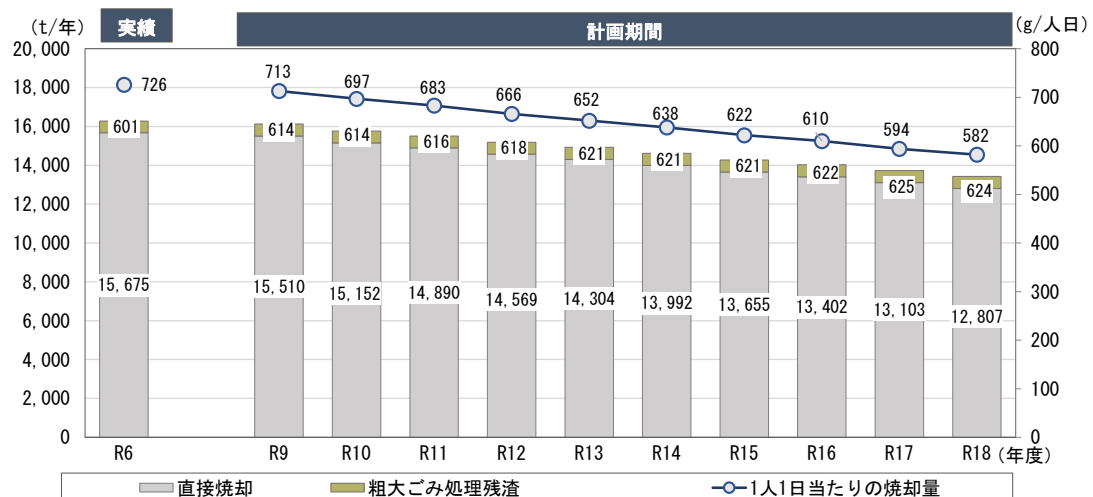
ごみ区分			単位	実績	計画期間											
			日/年	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	366	365	
			年度	2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18		
行政区域内人口(10月1日)			人	61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213		
家庭系	収集ごみ	燃やすごみ（現状のまま推移）	g/人日	427 100	420 98.4	417 97.7	415 97.2	412 96.5	410 96.0	408 95.6	406 95.1	405 94.8	403 94.4	402 94.1		
		減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
		食品ロス関連減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
		発生抑制	g/人日													
		食品ロス削減（食べ残し削減）			0.38	0.76	1.14	1.51	1.87	2.24	2.60	2.96	3.31	3.67		
		食品ロス削減（未開封削減）			0.31	0.63	0.93	1.24	1.54	1.84	2.13	2.43	2.72	3.01		
		生ごみ堆肥化			3.02	6.00	8.95	11.85	14.74	17.61	20.44	23.28	26.08	28.89		
		調理くずが出ない料理の工夫			2.66	5.28	7.87	10.42	12.96	15.49	17.97	20.48	22.94	25.41		
		水切り徹底			0.08	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.61	0.68	0.75		
		使い捨て容器包装の削減(PET)			0.07	0.14	0.20	0.27	0.34	0.40	0.47	0.53	0.59	0.66		
		使い捨て容器包装の削減(プラ製容器包装)			0.09	0.18	0.26	0.35	0.43	0.52	0.60	0.68	0.76	0.85		
		計			6.61	13.15	19.58	25.95	32.26	38.56	44.74	50.97	57.08	63.24		
		既存品目の資源化	g/人日													
		古布			0.06	0.12	0.17	0.23	0.29	0.34	0.4	0.46	0.51	0.56		
		プラスチック資源			0.17	0.33	0.5	0.66	0.82	0.98	1.13	1.29	1.44	1.6		
		ペットボトル			0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.08	0.09		
		紙類			0.02	0.04	0.06	0.08	0.1	0.11	0.13	0.15	0.17	0.19		
		紙パック			0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.04	0.05		
		計			0.26	0.52	0.77	1.03	1.28	1.52	1.76	2.02	2.24	2.49		
		減量目標を達成した場合の燃やすごみ	t/年 g/人日	9,564 427	9,343 413.13	9,129 403.33	8,964 394.65	8,776 385.02	8,624 376.46	8,424 367.92	8,249 359.5	8,095 352.01	7,943 343.68	7,759 336.27		
		減量目標達成資源ごみ	t/年 g/人日	1,732 77	1,747 77.26	1,755 77.52	1,766 77.77	1,779 78.03	1,793 78.28	1,798 78.52	1,807 78.76	1,817 79.02	1,831 79.24	1,834 79.49		
		粗大ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	102 4.6	102 4.5	102 4.5	102 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	104 4.5	104 4.5		
		不燃ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	279 12.5	265 11.7	265 11.7	266 11.7	267 11.7	268 11.7	268 11.7	268 11.7	269 11.7	270 11.7	270 11.7		
		その他ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	計	t/年 g/人日	11,677 521	11,457 507	11,251 497	11,098 489	10,925 479	10,788 471	10,593 463	10,427 454	10,284 447	10,148 439	9,967 432			
	直接搬入 ごみ	資源除く	t/年 g/人日	9,945 444.1	9,710 429.33	9,496 419.53	9,332 410.85	9,146 401.22	8,995 392.66	8,795 384.12	8,620 375.7	8,467 368.21	8,317 359.88	8,133 352.47		
		燃やすごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	101 4.5	102 4.5	102 4.5	102 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	104 4.5	104 4.5		
		粗大ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	573 25.6	570 25.2	570 25.2	572 25.2	574 25.2	577 25.2	577 25.2	578 25.2	580 25.2	582 25.2	581 25.2		
		不燃ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1		
		資源ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0		
		その他（現状のまま）	t/年 g/人日	15 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1		
		計	t/年 g/人日	693 31	692 31	692 31	694 31	697 31	700 31	700 31	701 31	703 31	706 31	705 31		
		計	t/年 g/人日	12,370 552	12,149 537	11,943 528	11,792 519	11,622 510	11,488 502	11,293 493	11,128 485	10,987 478	10,854 470	10,672 463		
		減量率	%		1.2	2.4	3.6	4.8	6	7.3	8.4	9.6	10.8	12.0		
		資源除く	t/年	10,636	10,400	10,186	10,024	9,841	9,693	9,493	9,319	9,168	9,021	8,836		
(指標①)		g/人日	475	459.83	450.03	441.35	431.72	423.16	414.62	406.2	398.71	390.38	382.97			
減量率		%		1.5	3	4.4	5.9	7.4	8.9	10.3	11.8	13.2	14.7			

ごみ区分			単位	実績	計画期間											
			日/年	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	
			年度	2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18		
事業系	許可業者 収集	可燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	4,150 11.4	4,648 12.7	4,709 12.9	4,782 13.1	4,855 13.3	4,904 13.4	4,964 13.6	5,001 13.7	5,037 13.8	5,124 14	5,147 14.1		
		可燃ごみ（目標達成）	t/年 t/日		4,092 11.2	4,010 11	3,940 10.8	3,835 10.5	3,774 10.3	3,694 10.1	3,588 9.8	3,518 9.6	3,421 9.3	3,342 9.2		
		資源ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	156 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	
		資源ごみ（目標達成）	t/年 t/日		154 0.4	151 0.4	148 0.4	144 0.4	142 0.4	139 0.4	135 0.4	132 0.4	129 0.4	126 0.3		
		計（現状のまま）	t/年 t/日 g/人日	4,306 11.8 192	4,794 13.1 212	4,855 13.3 214	4,928 13.5 217	5,001 13.7 219	5,050 13.8 220	5,110 14 223	5,147 14.1 224	5,183 14.2 225	5,270 14.4 228	5,293 14.5 229		
		(指数)	—	100	110.4	111.5	113	114.1	114.6	116.1	116.7	117.2	118.8	119.3		
		減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
		発生抑制														
		許可業者収集ごみ分	g/人日		4.68	9.54	14.71	19.99	25.21	31.07	36.60	42.19	48.76	54.64		
		計（目標達成）	t/年 t/日 g/人日	4,306 11.8 192	4,246 11.6 187.81	4,161 11.4 183.62	4,088 11.2 179.43	3,979 10.9 175.24	3,916 10.7 171.05	3,833 10.5 166.86	3,723 10.2 162.67	3,650 10 158.48	3,550 9.7 154.29	3,468 9.5 150.1		
		直接搬入 収集	可燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	1,979 5.4	2,086 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,086 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,086 5.7	2,081 5.7
	可燃ごみ（目標達成）		t/年 t/日		1,973 5.4	1,911 5.2	1,884 5.2	1,855 5.1	1,803 4.9	1,771 4.9	1,715 4.7	1,686 4.6	1,635 4.5	1,602 4.4		
	不燃ごみ（現状のまま）		t/年 t/日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	粗大ごみ（現状のまま）		t/年 t/日	13 0.04	14 0.04	15 0.04	15 0.04	16 0.04	16 0.04	16 0.04	16 0.04	16 0.04	17 0.04	17 0.04	17 0.04	
	粗大ごみ（目標達成）		t/年 t/日		13 0.04	13 0.04	12 0.03	12 0.03	12 0.03	12 0.03	11 0.03	11 0.03	11 0.03	11 0.03		
	資源ごみ（現状のまま）		t/年 t/日	578 1.6	586 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6	586 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6	586 1.6	584 1.6	
	資源ごみ（目標達成）		t/年 t/日		576 1.6	558 1.5	550 1.5	542 1.5	527 1.4	517 1.4	501 1.4	493 1.4	477 1.3	468 1.3		
	計（現状のまま）		t/年 t/日 g/人日	2,570 7.0 115	2,686 7.3 119	2,680 7.3 118	2,680 7.3 118	2,681 7.3 118	2,688 7.3 117	2,681 7.3 117	2,681 7.3 117	2,682 7.3 116	2,689 7.3 116	2,682 7.3 116		
	(指数)		—	100	103.5	102.6	102.6	102.6	101.7	101.7	101.7	100.9	100.9	100.9		
	減量施策の進捗率		%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
	発生抑制															
	直接搬入ごみ分		g/人日		2.46	4.84	7.26	9.69	11.90	14.28	16.66	18.73	21.07	23.41		
	計（目標達成）		t/年 t/日 g/人日	2,570 7.04 115	2,562 7.0 112.49	2,482 6.8 109.98	2,446 6.7 107.47	2,409 6.6 104.96	2,342 6.4 102.45	2,300 6.3 99.94	2,227 6.1 97.43	2,190 6.0 94.92	2,123 5.8 92.41	2,081 5.7 89.9		
	目標達成事業系ごみ		(指標②)	t/年 t/日 g/人日	6,876 18.8 307.0	6,808 18.6 300.3	6,643 18.2 293.6	6,534 17.9 286.9	6,388 17.5 280.2	6,258 17.1 273.5	6,133 16.8 266.8	5,950 16.3 260.1	5,840 16.0 253.4	5,673 15.5 246.7	5,549 15.2 240.0	
			減量率	%	0	9	11.8	14.1	16.8	19.1	21.3	24	25.7	28.7	30.4	
	ごみ排出量合計			t/年 g/人日 t/日	19,246 859 52.73	18,957 838 51.80	18,586 821.19 50.92	18,326 806.83 50.21	18,010 790.1 49.34	17,746 774.67 48.49	17,426 761.09 47.74	17,078 744.24 46.79	16,827 731.69 46.10	16,527 715.09 45.16	16,221 703.04 44.44	
	集団回収量（現状のまま）			t/年 g/人日	44 2	45 2	45 2	45 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	
ごみ排出量総排出量			t/年 g/人日 t/日	19,290 861 52.85	19,002 840 51.92	18,631 823 51.04	18,371 809 50.33	18,056 792 49.47	17,792 777 48.61	17,472 763 47.87	17,124 746 46.92	16,873 734 46.23	16,573 717 45.28	16,267 705 44.57		

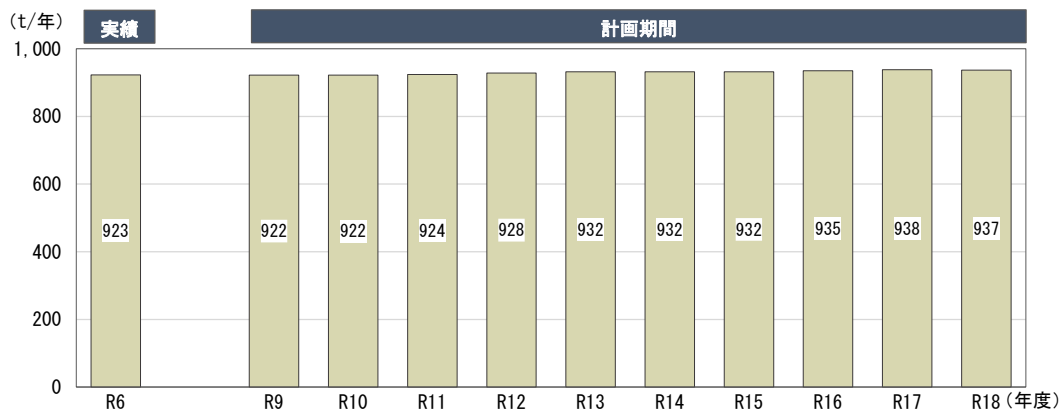
(2) ごみ処理量の将来推計

減量目標を達成した場合のごみ処理量の将来推計を図 3-7、表 3-11 に示します。

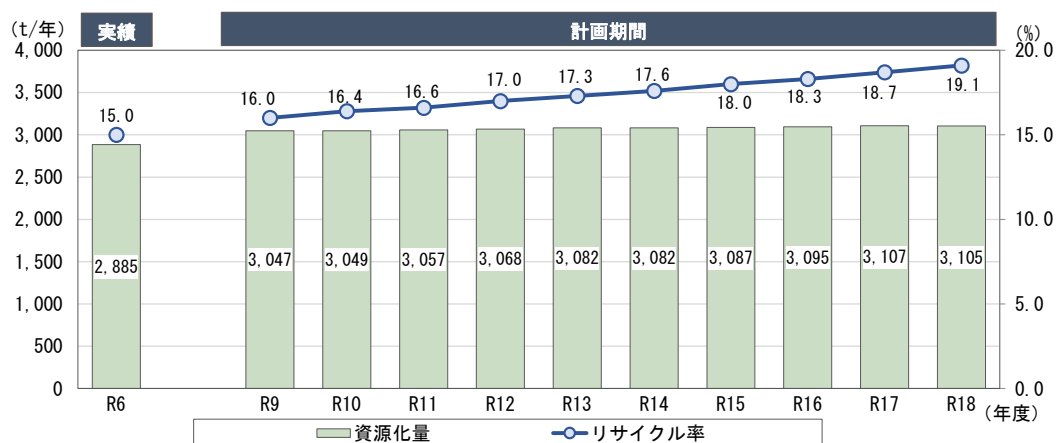
【焼却処理量】



【粗大ごみ処理量】



【資源化量】



【最終処分量】

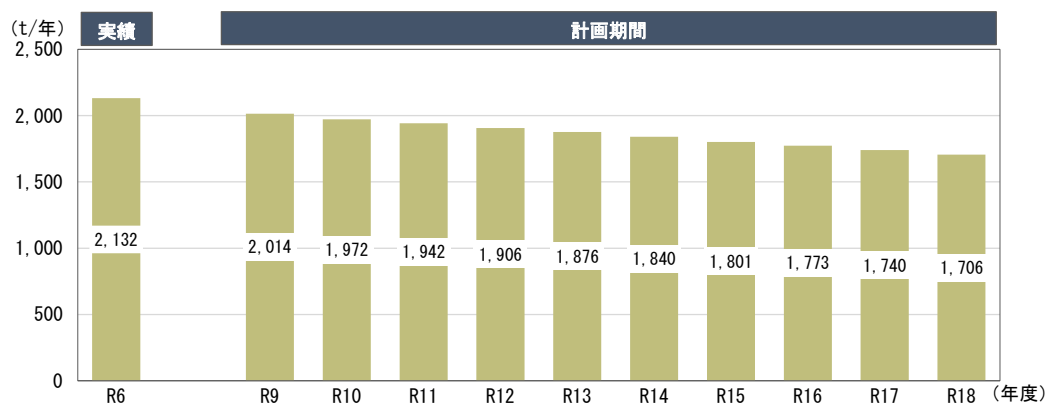


図 3-7 減量目標達成した場合のごみ処理量の推計結果

表 3-1 1 減量目標達成した場合のごみ処理量の推計結果

処理項目			単位	実績												計画期間											
			日/年	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	366	365	366	365									
			年度	2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18													
行政区域内人口(10月1日)					61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213												
焼却処理量(t)				t/年	16,276	16,124	15,766	15,506	15,187	14,925	14,613	14,276	14,024	13,728	13,431												
(g/人日) (指標③)					726	713	697	683	666	652	638	622	610	594	582												
搬入	直接焼却量		t/年	15,675	15,510	15,152	14,890	14,569	14,304	13,992	13,655	13,402	13,103	12,807													
	粗大ごみ処理残渣			601	614	614	616	618	621	621	621	622	625	624													
搬出	資源			129	187	183	180	176	173	170	166	163	159	156													
	金属 セメント原料 その他 焼却残渣			23 106 0 1,955																							
粗大ごみ処理量(t)				t/年	923	922	922	924	928	932	932	932	935	938	937												
搬出	資源			176	186	186	186	187	188	188	188	188	189	189	189												
	可燃残渣			601	614	614	616	618	621	621	621	622	625	624													
	不燃残渣			146	122	122	122	123	123	123	123	124	124	124													
総資源化量(t)				t/年	2,885	3,047	3,049	3,057	3,068	3,082	3,082	3,087	3,095	3,107	3,105												
対象	焼却施設から			129	187	183	180	176	173	170	166	163	159	156													
	粗大ごみ施設から			176	186	186	186	187	188	188	188	189	189	189													
	堆肥化、飼料			156	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148													
	直接資源化			61	61	61	61	61	61	61	60	60	60	60													
	その他資源化施設			2,319	2,420	2,426	2,437	2,450	2,466	2,469	2,479	2,489	2,505	2,506													
	集団回収			44	45	45	45	46	46	46	46	46	46	46													
リサイクル率 (指標④)				%	15.0	16.0	16.4	16.6	17.0	17.3	17.6	18.0	18.3	18.7	19.1												
最終処分(t)				t/年	2,132	2,014	1,972	1,942	1,906	1,876	1,840	1,801	1,773	1,740	1,706												
搬入	直接最終処分			31	30	30	30	30	30	30	30	30	31	31													
	焼却残渣			1,955	1,862	1,820	1,790	1,753	1,723	1,687	1,648	1,619	1,585	1,551													
	粗大ごみ残渣			146	122	122	122	123	123	123	123	124	124	124													

第3節 ごみ排出抑制と減量化の方策

1 ごみ減量の推進

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

各家庭、事務所でごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみではなく、廃棄される資源化可能な物の削減や最終処分量の削減、処理費用の低減にもつながります。

本市では「みよし市第2次環境基本計画」において4Rを推進していますが、4Rのうち、Refuse（リフューズ：不要なものの受け取りを拒否する）、Reduce（リデュース：ごみの発生を減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）を優先して取り組みます。尾三衛生組合エコサイクルプラザにおけるリサイクルや不要品交換などの活用を推進します。また、民間のオンラインリユース市場との連携を強化し、幅広い層に向けてリユースの必要性を広報していきます。

主な取り組み	
市民	●家具などは修理することで、長い期間の使用に努めます。 ●必要ない物やすぐにごみとなる物は買わないように努めます。 ●使用後も再利用や再資源化ができる商品の選択に努めます。 ●使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。 ●環境に配慮した製品を優先して購入するよう努めます。 ●ばら売り商品などを選択するよう努めます。 ●買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋はもらいません。 ●過剰包装は断ります。 ●食品ロス削減のため、食料品は買い物前に在庫を確認し、必要な分だけの購入に努めます。

市民	●食べ残しや賞味期限切れの商品の廃棄をなくすように努めます。 ●生ごみは多くの水分を含んでいるため、水切りの徹底に努めます。 ●リサイクルステーションや尾三衛生組合のエコサイクルプラザ、あるいは民間のフリマアプリ※などを活用して、不要になった物のリユース、リサイクルに努めます。 ※フリマアプリ：フリーマーケットアプリケーションの略。インターネット上で個人同士が不用品や中古品を売買できるフリーマーケット形式のプラットフォーム。 ●生ごみは堆肥化などの有効利用に努めます。
事業者	●事業活動によって発生する廃棄物の削減に努めます。 ●ペーパーレス化を推進します。 ●量り売りや簡易包装など、無駄を出さない販売方法などの取り組みに努めます。 ●容器を回収し、再利用に努めます。 ●商品の企画を統一し、部品が交換できるような商品の販売を推進します。 ●再利用や再資源化ができる製品の製造・販売に努めます。 ●利用や廃棄段階で、ごみになりにくい製品の製造・販売に努めます。 ●再生紙の活用など、グリーン購入を実践します。 ●資源ごみはリサイクルします。
市	●広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。 ●ペーパーレス化を推進します。 ●生ごみの減量と有効活用のため、生ごみ処理機の購入の支援を継続します。 ●公共事業で用いる建設資材は、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。 ●リサイクルステーションによる資源回収の周知・徹底を図ります。 ●資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。 ●ごみの排出状況について調査し効果的な減量方法を検討します。

(2) ごみ減量に向けた啓発意識

市民や事業者がごみに対する理解を深め、自主的なごみ減量の取り組みを促進するため、子供から大人まで、事業者も含めて意識啓発に向けた広報・啓発を行っていきます。また、市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるようにごみ焼却処理施設等の情報をわかりやすく公開していくとともに、事業者に対しても実践事例などの情報提供を充実します。

	主な取り組み
市民	●ごみの減量に向けた、ライフスタイルの見直しについて家庭内で話し合います。 ●環境やごみに関する市民参加型のイベント等に積極的に参加します。
事業者	●事業所内で発生するごみについて減量努力を周知徹底します。 ●環境に対する取り組みと、自主的な廃棄物の減量やリサイクルを促進するため、ISO 等環境マネジメントシステムの有効活用に努めていきます。 ●事業所内で分別徹底に向け社内教育に努めます。
市	●広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。(再掲) ●ごみの減量方法や適正な排出方法など、広報・啓発により周知を図ります。 ●市民参加型のイベント等を通じて、ごみの減量の意識高揚を図ります。 ●ごみの減量に向け、児童等若年層からの環境学習を推進します。 ●環境マネジメントシステム※や拡大生産者責任※※を広報啓発し推進します。

市	※環境マネジメントシステム：組織や事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組み。 ※※拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。 ●すべての公共施設のごみ排出実態を把握し、施設ごとの減量方法を検討します。 ●現焼却施設の老朽化のため、新施設の整備が進んでおり、ごみ排出量が施設規模の設定と施設の整備費用に直結することを市民に周知し、ごみ量の削減が施設整備費用の削減となることの理解を促します。
---	---

2 資源化の推進

限りある資源を有効に利用するため、資源化可能な物はしっかり分別し、資源循環型社会の推進を目指します。

(1) 資源の分別の徹底

資源の有効利用に向け、ごみを排出する際に分別の徹底に努めます。

	主な取り組み
市民	●ごみは市のルールに従って正しく分別します。 ●燃やすごみ、燃えないごみに資源ごみが混入しないよう、家庭内でごみ箱をわけると分別の徹底を図ります。 ●資源ごみの回収に協力します。 ●正しい分別方法について家庭内で情報共有します。
事業者	●事業所内で分別徹底に向け社内教育に努めます。（再掲） ●顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど顧客の排出する資源の分別を推進します。
市	●資源ごみ分別収集を行い、適切に再資源化を行います。 ●正しい資源分別の方法やリサイクルステーションなどの利用に関する情報に努めます。 ●広報等を通じて分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を周知し、リサイクルについて意識高揚を図ります。 ●資源の適正な分別について児童等若年層からの環境学習を通じて意識高揚に努めます。

(2) 資源化の拡大

各主体で分別した資源の適正な排出及び処理に努め、資源化推進に努めます。

	主な取り組み
市民	●集団回収に積極的に参加するように努めます。 ●リサイクルステーションの積極的な活用に努めます。 ●フリーマーケットなど、不用になった物のリユース活動の実践に努めます。 ●廃棄した後も再利用や再資源化ができる商品の購入に努めます。 ●リサイクル製品などを積極的に利用し資源化の推進に努めます。
事業者	●顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど顧客の排出する資源の分別を推進します。（再掲）

事業者	●事業所内で発生する資源ごみは資源化業者等の活用や独自の資源化処理の実施など、積極的なリサイクルの推進に努めます。 ●再生紙の活用など、グリーン購入を実践します。
市	●生ごみの分別収集など、新たな資源物の拡大を図ります。 ●集団回収の助成を継続します。 ●リサイクルステーションみよしによる資源回収の周知・徹底を図ります。 ●民間企業と積極的に連携し、市民のリユースを推進します。 ●行政で使用する資材や備品などはリサイクル製品の積極的な利用に努めます。

第4節 ごみの適正な処理及び実施に關しての基本的事項

1 収集運搬計画

(1) 収集・運搬体制

収集・運搬体制の管理体制は委託で行っており、今後も継続するものとします。

(2) 収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される一般廃棄物について定められた分別区分と排出方法に則り、排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。また、日常的にごみ出しが困難な高齢者等へのごみ出し支援のための収集方式を福祉関連部門等と協議して取り組んでおり、今後も継続して実施します。

収集頻度については当面現状どおりとしますが、排出量や市民サービス向上、収集の効率化等の面から、必要に応じて見直しを検討します。

表 3-12 収集方式

区分		処理主体	収集方法	収集頻度
家庭系ごみ	燃やすごみ	市(委託)	指定袋によるステーション方式	週2回
	金属ごみ	市(委託)		月2回
	陶磁器・ガラス	市(委託)		月1回
	粗大ごみ	市(委託)	戸別方式	週1回
	再生利用資源	びん	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：月1回 拠点方式：随時
		かん		
		ペットボトル		
		古紙類	拠点方式	随時
		古着		
		プラスチック資源	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：週1回 拠点方式：随時
		白色トレイ	拠点方式	随時
		廃食用油		
		小型家電製品		
		その他		
		割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、自動車・オートバイ用バッテリー、インクカートリッジ		
		陶磁器		
	有害ごみ	乾電池・小型充電式電池・蛍光灯・水銀体温計	市(直営)	

(3) 収集・運搬量

将来の収集・運搬量は図 3-8 に示すとおりです。

収集・運搬量の将来推計は令和18年度には9,967 tと推計しています。令和6年度実績と比較すると約15%減少しています。収集・運搬量の内訳をみると、令和6年度には可燃ごみが約81%、資源ごみが約15%となっていました。令和18年度には可燃ごみが約78%、資源ごみが約18%となっています。

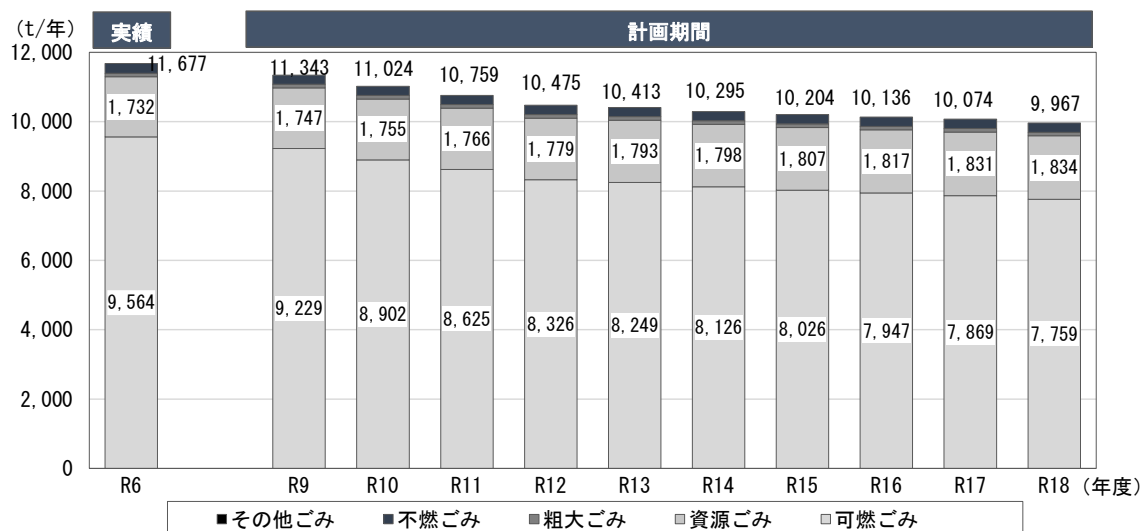


図 3-8 収集・運搬量の将来推計結果

(4) 各主体の主な取り組み

	主な取り組み
市民	●収集・運搬が効率的に行えるよう、ごみの適正な分別及び排出に努めます。 ●ごみの排出抑制の推進、リサイクルステーションやPTA資源回収などの利用により排出するごみの量を可能な限り少なくし、収集運搬負荷の低減に努めます。
事業者	●排出量の削減によりごみの運搬における環境負荷等の低減に努めます。 ●許可業者等と連携しながら効率的な運搬の実施を図ります。
市	●効率的な収集運搬体制について検討します。 ●リチウム蓄電池等の分別回収を実施していますが、意図しない収集ごみへの混入等による火災事故防止に備えます。 [事例] リチウム蓄電池は、「○○ごみ」に出してください。

市町村周知啓発用ポスター 環境省

市	・月に2回収集している不燃ごみをパッカー車に乗せる前に、すべての不燃ごみ袋を対象として、不燃ごみ袋の中に発火危険物があれば区分する（武蔵野市） ・パッカー車でなく平車での回収（千代田区） ●環境負荷の少ない収集車両の導入など地域環境に配慮した収集運搬体制を検討します。 ●ごみ収集運搬車両の低公害車の導入を進めます。 ●現行の高齢者支援の方法について、現状の把握、利用者のニーズや対象者の実態を検証し、今後のさらに進む超高齢社会に備えます。 [事例] <table border="1" data-bbox="352 524 1390 790"> <thead> <tr> <th>支援名称</th><th>制度の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こんにちは収集（前橋市）</td><td>集積場所へごみを出すことが困難な人のうち親族や近隣住民の支援がうけられない人を対象に、介護保険認定等一定の条件に該当すれば、市職員が週1回自宅を訪問してごみを収集する。希望者には、収集時に安否確認の声かけを行う。</td></tr> <tr> <td>ふれあい訪問収集（牛久市）</td><td>ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などの方を対象に、直接自宅まで、ごみの訪問収集を行う制度で、収集はシルバー人材センターに委託している。</td></tr> </tbody> </table> 出典：高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き（事例集）令和3年3月 環境省	支援名称	制度の概要	こんにちは収集（前橋市）	集積場所へごみを出すことが困難な人のうち親族や近隣住民の支援がうけられない人を対象に、介護保険認定等一定の条件に該当すれば、市職員が週1回自宅を訪問してごみを収集する。希望者には、収集時に安否確認の声かけを行う。	ふれあい訪問収集（牛久市）	ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などの方を対象に、直接自宅まで、ごみの訪問収集を行う制度で、収集はシルバー人材センターに委託している。
支援名称	制度の概要						
こんにちは収集（前橋市）	集積場所へごみを出すことが困難な人のうち親族や近隣住民の支援がうけられない人を対象に、介護保険認定等一定の条件に該当すれば、市職員が週1回自宅を訪問してごみを収集する。希望者には、収集時に安否確認の声かけを行う。						
ふれあい訪問収集（牛久市）	ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などの方を対象に、直接自宅まで、ごみの訪問収集を行う制度で、収集はシルバー人材センターに委託している。						

2 中間処理計画

中間処理は分別収集で分別した資源ごみや、粗大ごみ中の金属等をそれぞれ資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収等によりエネルギーの有効利用を図りながら減量や破砕などで容積を小さくする減容処理を実施するものとします。

(1) 運営・管理体制

中間処理は尾三衛生組合の東郷美化センターと民間中間処理施設で実施しています。

(2) 中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分は当面変更しないことから、各施策の処理対象物は、基本的に現状どおりとします。

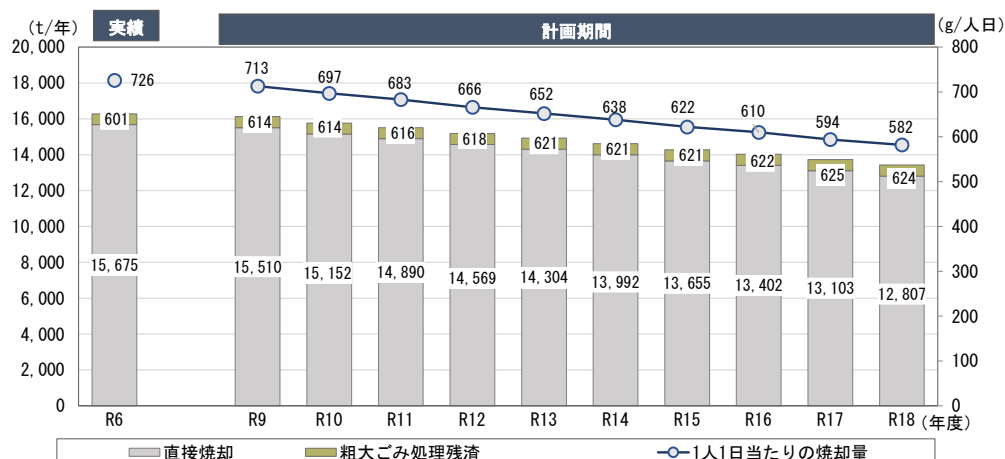
(3) 中間処理量

将来の中間処理量は図 3-9 に示すとおりです。

焼却処理量は令和18年度に13,431 t、1人1日当たりの焼却処理量は582 gと推計しています。

一方、粗大ごみ処理量の将来推計は令和18年度に937 tと推計しています。

【焼却処理量】



【粗大ごみ処理量】

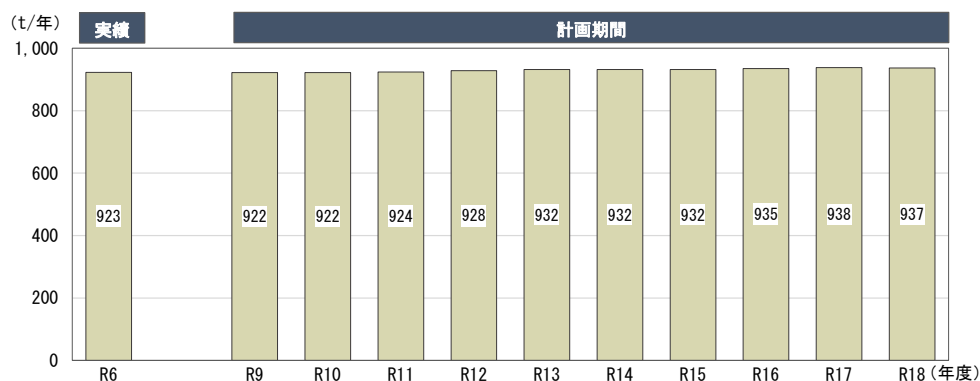


図 3-9 中間処理量の将来推計結果（再掲）

(4) 各主体の主な取り組み

	主な取り組み
市民	●排出されたごみがどのように処理されているか。市の情報などを基に把握し、施設において適正かつ効率的な処理処分が行えるよう、ごみの適正な分別排出に努めます。 ●水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池、小型充電式電池などの有害廃棄物の適正な処理のため、ルールを守った廃棄に努めます。
事業者	●排出するごみについては、施設において適正かつ効率的な処理処分が行えるよう、社内教育等を通して、ごみの適正な分別排出に努めます。
市	●市民、事業者に対し、施設における処理方法や分別の意義、ごみの適正排出方法などに関する情報の提供、広報・啓発に努めます。 ●水銀を使用している体温計や蛍光灯、バッテリー、乾電池、小型充電式電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います。 ●災害発生時の円滑、迅速な処理に平時から備えます。

(5) 新施設整備概要

本市の中間処理は日進市及び東郷町との共同処理を尾三衛生組合の運営・管理のもと実施されています。

本中間処理施設は、平成9年に焼却施設が、平成11年に粗大・不燃ごみ処理施設が竣工しました。この施設は老朽化が進行していたため、平成27年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施しました。

本市の中間処理は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえると、令和44年度に尾張東部衛生組合と施設を集約1施設とする目標となっています。よって、令和43年度までは尾三衛生組合単独でのごみ処理を行う必要があり、令和3年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととしました。

新施設の建設にあたっては、これまでと同様に安全・安心で、環境に十分配慮し、これまでは未活用であったごみ焼却から得られるエネルギーの利活用を図り、循環型社会の形成やゼロカーボンシティの達成に資するような機能を有するとともに、地域への貢献や環境学習などを行える場となるよう施設整備の事業を組合及び構成市町とともに推進していきます。

【概略スケジュール】

項 目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
廃棄物処理施設整備基本構想	■												
循環型社会形成推進地域計画 (計画期間5年)		■					■						
廃棄物処理施設整備基本計画等 (基本計画・基本設計、 PFI等導入可能性調査、地歴調査)			■	■	■								
環境影響評価			■	■	■	■	■						
基礎調査(測量調査、地質調査、土 壌汚染調査(表層調査))			■	■									
事業者選定					■	■	■						
実施設計～施設建設工事 (造成工事含む)							■	■	■	■	■	■	
新ごみ処理施設稼働												■	
既存施設解体												■	■

スケジュールは変更となる場合があります。

出典：尾三衛生組合 Web サイト 廃棄物処理施設整備事業概要

(6) 施設整備方針

①ごみ処理体制

将来のごみ処理体制は、現状と同様に尾三衛生組合で搬入したごみの中間処理を行い、ごみの収集・運搬については構成市町で実施します。

可燃ごみは、新可燃ごみ処理施設で処理し、粗大ごみ、金属、陶磁器・ガラス、乾電池及び蛍光管は新粗大・不燃ごみ処理施設で処理・保管した後、最終処分または資源化を行います。

【将来ごみ処理体制】

構成市町	収集・運搬	中間処理（保管）	最終処分
日進市	日進市	尾三衛生組合 （可燃、粗大、金属、 陶磁器・ガラス、乾 電池、蛍光管）	尾三衛生組合※ （発生残渣等）
みよし市	みよし市		
東郷町	東郷町		

※委託による処分

②新ごみ処理施設の施設整備方針

新ごみ処理施設の施設整備方針は、計画・設計、建設、運営に関する基本的な方向性を示す指針となります。

○安全かつ安定的な処理が可能な施設

信頼性が高く、ごみ量・ごみ質の変動にも対応できる安定的な処理システムを導入し、持続可能な適正処理及び適正な維持管理の確保を図ります。

○環境に配慮した施設

周辺の自然環境や生活環境などの環境保全に十分に配慮した施設とします。

○エネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設

ごみ処理に伴い発生する熱エネルギーを効率的かつ効果的に有効活用し、脱炭素及び地球温暖化防止に貢献するとともに、資源の回収により資源循環にも優れた施設とします。

○環境啓発を行う施設

施設見学や環境学習の場を提供するなど、環境教育機会を創出します。

○経済性に配慮した施設

有利な交付金の活用により、経済性や費用対効果に優れた施設とします。また、民間事業者の持つノウハウなどを活用することにより、建設費から運営費・維持管理費までを包括したライフサイクルコストの削減を重視した施設とします。

○災害に強く、災害廃棄物処理に対応できる施設

災害発生時においても、施設の機能を維持するとともに、災害廃棄物の処理にも対応できる施設とします。

出典：廃棄物処理施設整備基本構想 令和6（2024）年3月 尾三衛生組合

3 最終処分計画

最終処分の目的は中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ自然に還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

(1) 運営・管理体制

運営・管理体制は現状どおり行うものとします。

家庭系及び事業系ごみを尾三衛生組合の東郷美化センターで中間処理した後に排出される焼却灰及び不燃性破碎残渣は表 2-8 に示す処理施設において埋立処分します。また、みよし市不燃物埋立処分場では家庭から排出されたコンクリートがらを、グリーン・クリーンふじの丘ではリサイクルステーションで回収した陶磁器及び直接搬入された不燃ごみをそれぞれ埋立処分します。

(2) 最終処分対象ごみ及び処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て最終的に残ったごみで、資源化、減量・減容かすることが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、陶磁器・ガラス等の直接埋立物、ごみ焼却施設（東郷美化センター）からの焼却灰、粗大ごみ処理施設（東郷美化センター）からの処理残渣です。

(3) 最終処分量

将来の最終処分量の推移は図 3-10 に示すとおりです。令和18年度は1,706 t と推計しています。

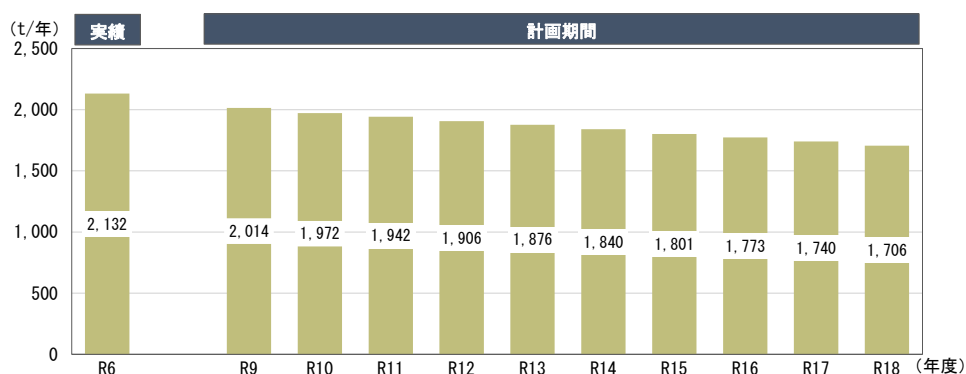


図 3-10 最終処分量の将来推計結果（再掲）

4 資源化量とリサイクル率

本市の資源化量は焼却施設での金属回収、資源ごみの収集量から直接資源化量、破碎処理施設からの資源回収、集団回収量等からなります。これらの合計を総資源化量とし、ごみ総排出量で除したものがリサイクル率です。

減量目標を達成した場合の、総資源化量とリサイクル率の推計結果は図 3-1 1 に示すとおりです。資源化量は令和18年度に3,105 t で、リサイクル率は19.1%と推計しました。

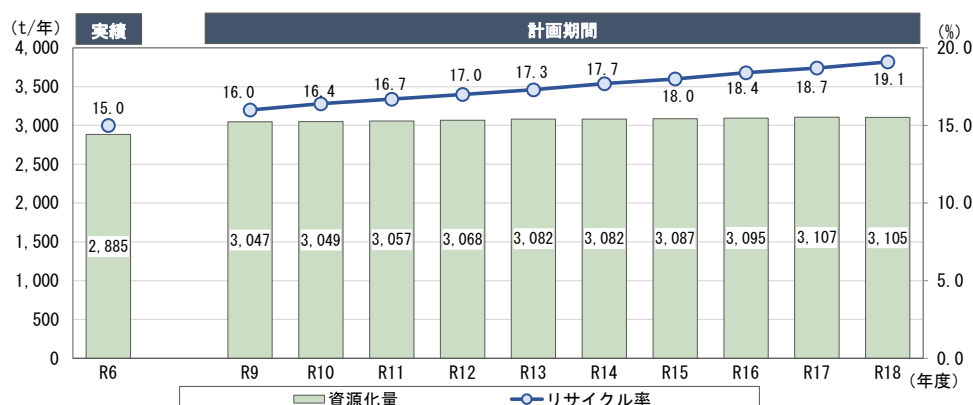


図 3-1 1 資源化量とリサイクル率の将来推計結果（再掲）

5 適正処理の推進、不法投棄対策

オイル、ペンキ、タイヤ・ホイール、土・石など適正な処理が困難な廃棄物は、市民へは収集・処理できないごみとして、直接業者へ連絡して処理するものとなっています。市民へは販売店や取扱い店の紹介・周知に努め、事業者へ引き取りを行うように要請します。また、不法投棄の早期発見、未然防止のため、不法投棄禁止看板、不法投棄防止監視カメラの設置。また、市民や事業者へ適正処理についての啓発・周知徹底を図るとともに、不法投棄監視パトロールや事業者と連携するなど、不法投棄対策に努めます。

6 医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される医療系廃棄物については、医療機関や医師会などと連携を図り、適切な役割分担の検討を進め、適正な処理に努めます。

特に新型コロナウイルス感染症などの感染症にかかる廃棄物についても、その収集や処理は市民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（環境省）」に基づき適正に対応します。

また、緊急時に備え、人員が不足した場合の対応策や業務の優先順位（燃やすごみを優先とする収集体制など）の整備などの検討を行い、収集業務を継続することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

7 災害廃棄物対策

台風や地震などが引き起こす災害は規模が大きく、大量の災害廃棄物が発生します。災害廃棄物の処理は市町村に処理責任があります。

その災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための平時の備え、応急対策、復旧・復興対策については「みよし市災害廃棄物処理計画 令和4年3月」に詳細に定めていることから、これに基づき適正に対応します。

第5節 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項

(1) 策定の趣旨

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題については、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsのターゲットの1つに、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」ことが盛り込まれ、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながります。つまり、食品ロスの削減は家計の負担や市の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の保全も期待できます。

国では令和元年10月に、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。また、愛知県では令和4年2月に「愛知県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取り組みを進めています。

本市においても、これらの問題は「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すために、取り組みを進めていきます。

(2) 計画の位置づけ

「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」及び「愛知県食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

また、上位計画に当たる「総合計画」「環境基本計画」との整合を図るとともに、「一般廃棄物処理基本計画」とも連携します。

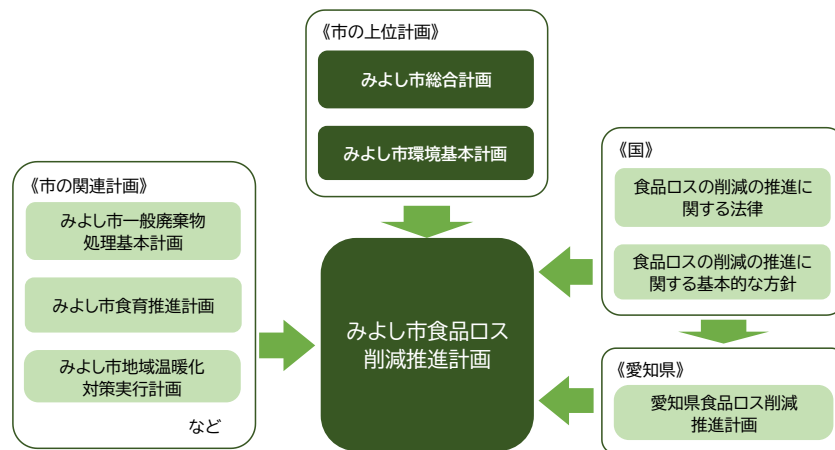


図 3-1 2 計画の位置づけ

(3) 計画期間

本食品ロス削減推進計画は本一般廃棄物処理基本計画の一部として策定することから、計画期間は本一般廃棄物処理基本計画の計画期間とし、一般廃棄物処理基本計画を見直すタイミングで一般計画の一部として点検・評価を行います。

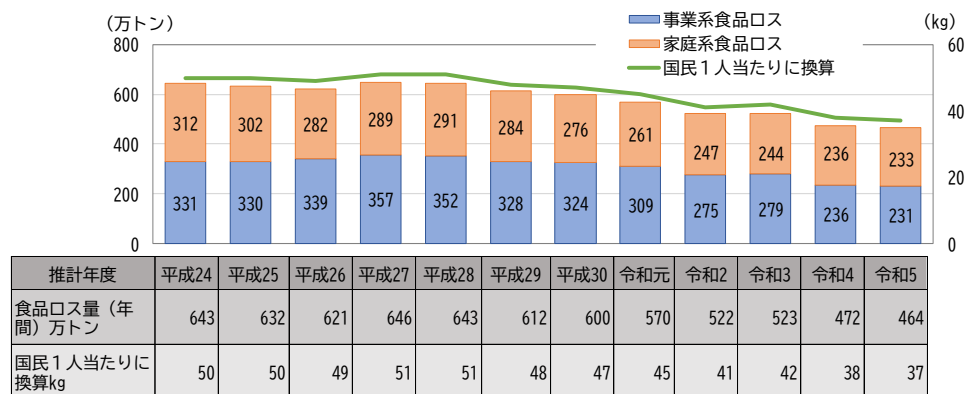
令和9年度を初年度、目標年度を令和18年度とする10年計画とします。

2 食品ロスの現状

(1) 国の動向

①発生量

令和5年度の国の推計によると、日本の食品ロス量は464万トンと試算され、国民1人当たりの食品ロス量は37kg/年となっています。食品ロスの内訳は家庭系食品ロス量が233万トン、事業系食品ロスが231万トンと家庭系と事業系がほぼ半々です。また、家庭系食品ロスの内訳は図 3-1 4に示すとおりで、未開封の食品が食べずに捨てられている直接廃棄が43%、食べ残しが42%、過剰除去が15%でした。



資料：食品ロス削減関係参考資料（令和8年1月14日版） 消費者庁

図 3-1 3 食品ロス量（年間）と国民一人当たりの換算量の推移

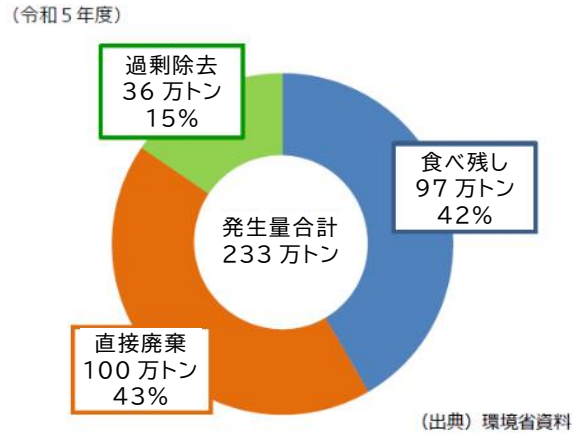


図 3-14 家庭系食品ロスの内訳

②食品ロスの削減目標

第1次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、食品ロスの削減目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させることを設定していました。令和4（2022）年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、事業系については令和12（2030）年度目標を8年前倒しで達成したことから、第2次基本的な方針において、新たな目標として60%減と設定しました。

【食品ロスの削減の目標】

平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに

- ①家庭系食品ロスは、50%減（継続）
事業系食品ロスは、60%減（新規）
- ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%（継続）

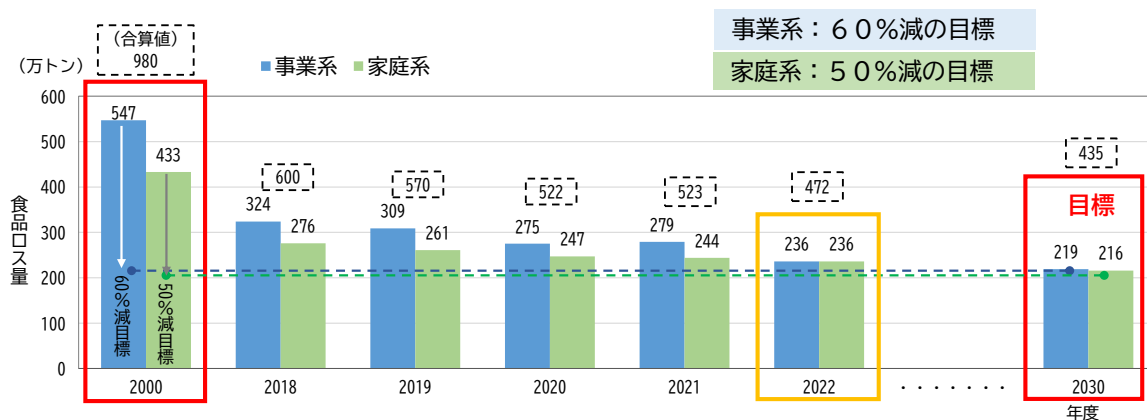


図 3-15 食品ロス量の推移と削減目標

(2) 愛知県の動向

①発生量

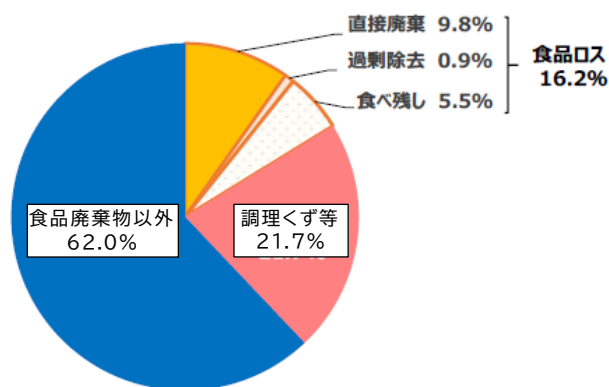
愛知県が令和 6（2024）年度に実施した県内 6 市（豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊田市）における家庭から排出される可燃ごみの組成調査（家庭系食品ロス量調査）結果と名古屋市の独自調査の結果から推計を行っています。

県内の家庭系食品ロス量は 165 千トンで、県民 1 人 1 日あたりに換算すると、約 60.1 g でした。5 年間で 20% 以上削減しています。

表 3-1 3 愛知県における家庭系食品ロス量等

項目\年度	令和元（2019）	令和 6（2024）
生活系可燃ごみ収集量（千トン）	1,271	1,183
うち食品廃棄物（千トン）	445	361
うち食品ロス量（千トン）	215	165
食品廃棄物に対する食品ロスの割合（%）	48.3	45.6
1 人 1 日当たりの食品ロス量（g/人日）	77.8	60.1

また、令和元年調査時における生活系可燃ごみの組成は図 3-1 6 に示すとおりです。家庭系食品ロスは生活系可燃ごみのうち 16.2% で、その内訳は直接廃棄が最も多く、次いで食べ残しでした。



出典：愛知県廃棄物処理計画 2022 年 2 月 愛知県

図 3-1 6 生活系可燃ごみの組成（令和元年 調査市平均）

②食品ロスの削減の目標

愛知県の食品ロスの削減目標は表 3-1 4 に示すとおりです。また、国は食品ロスに対する消費者意識について「第 4 次食育推進基本計画」において、食品ロス問題を認識して削減に取り組む消費者の割合を令和 7（2025）年度までに 80% とする目標を掲げています。愛知県では令和 2（2020）年度に、県内の割合が既に国の目標を達成したため、令和 8（2026）年度には 85% を目指すこととしています（表 3-1 5）。

表 3-14 食品ロスの削減目標

	参 考 値 (2000 年度)	現 状 (2019 年度)	目 標 (2026 年度)	将 来 目 標 (2030 年度)
食品ロス 発生量	825 千トン	480 千トン	433 千トン	413 千トン [2000 年度比 50%削減]
家庭系	356 千トン	215 千トン	189 千トン	178 千トン
事業系	469 千トン	265 千トン	244 千トン	235 千トン

出典：愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）

2022 年 2 月 愛知県

表 3-15 県民意識の目標

	現 状 (2020 年度)	目 標 (2026 年度)
食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合	82.6%	85%

出典：愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）

2022 年 2 月 愛知県

③目標の達成状況

愛知県の目標値の達成状況を表 3-16 に、県民意識の目標達成状況を表 3-17 表 3-17 に示します。令和 6（2024）年度の県内の家庭系食品ロス量の推計値は 165 千トンであり、令和 8（2026）年度の削減目標を達成しています。一方、アンケート調査による県民意識は目標値を達成していません。

表 3-16 食品ロス削減目標の達成状況

項目	計画目標		達成状況	
	2019年度 (計画策定時の 現状・推計)	2026年度 (目標)	2024年度 (推計)	達成状況
食品ロス発生量	480千トン	433千トン	調査中	—
家庭系	215千トン	189千トン	165千トン	達成
事業系	265千トン	244千トン	調査中	—

出典：愛知県 資料

表 3-17 県民意識の目標の達成状況

項目	計画目標		達成状況	
	2020年度 (計画策定時の 現状)	2026年度 (目標)	2025年度	達成状況
食品ロス問題を 認知して削減に 取り組む消費者 の割合	82.6%	85%	79.2%	未達成

出典：愛知県 資料

(3) 本市の食品ロスの状況

①発生量

令和7年度に尾三衛生組合が4回実施したごみ組成調査から本市のごみ組成調査結果を図 3-17 に示します。

令和7年度の調査結果から本市の家庭系可燃ごみ中の食品ロス（調理くず、直接廃棄（賞味期限内）、直接廃棄（賞味期限切れ・不明）、食べ残し）の割合は18.9%です。

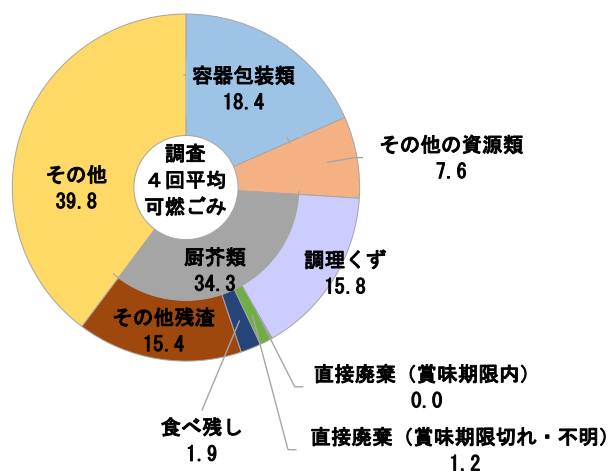


図 3-17 本市の家庭系可燃ごみの細組成調査結果（令和7年度）

本組成調査による食品ロスの割合（18.9%）及び本市の令和7年度の家庭系燃やすごみ量の実績（428 g/人日）から、本市の食品ロス量を以下のように試算しました。

$$\text{令和7年度 1人1日当たりの食品ロス相当量} = 428 \text{ g} \times 18.9\% = 81 \text{ g}$$

愛知県民1人1日当たりの食品ロス量は令和6年度実績で約60 g（表 3-13）です。また、全国平均の令和5年度の1人1日当たりの食品ロス量は約52 g（表 3-18）です。比較する年度は異なりますが、愛知県平均や全国平均と本市を比較した場合、本市の食品ロス量は平均より多い状況です。

表 3-18 全国平均1人1日当たりの食品ロス量の試算（図 3-13 から算出）

項目\年度		H12	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R12
全国家庭系 食品ロス量	kg/人年	基準値	34	23	23	22	22	21	20	19	19	19
	万 t	公表値	433	289	291	284	276	261	247	244	236	233
	%		100	66.7	67.2	65.6	63.7	60.3	57	56.4	54.5	53.8
1人1日当たりの食品 ロス量（推計）	g/人日		93	63	63	60	60	57	55	52	52	49

②市民意識と取り組み状況

令和7年度に実施した市民意識調査から食品ロス問題について9割程度「知っている（「よく知っていた」、「ある程度知っていた」）」と回答しており食品ロス問題への認知状況は高いと思われます（図 3-18）。また、食品ロスを減らすための市民の取り組みについて図 3-19に示します。「冷凍保存を活用する」「賞味期限を過ぎても食べられるか自分で判断する」「買い物に行く前に、冷蔵庫の在庫食品を確認する」「残さず食べる」に取り組んでいる人が多くなっています。

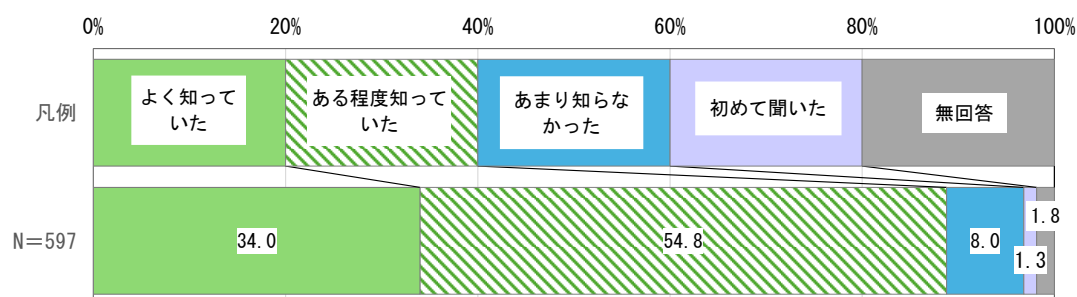


図 3-18 食品ロス問題の認知状況（再掲）

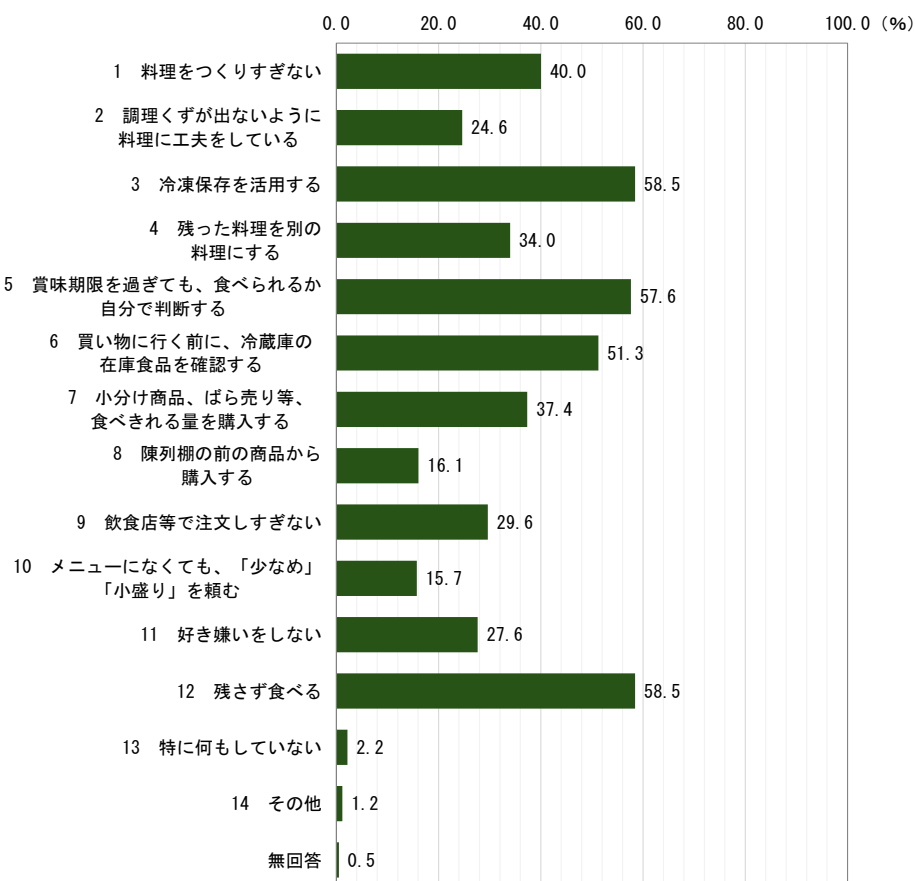


図 3-19 食品ロスを減らすための取り組み（再掲）

3 基本理念、目標

(1) 基本理念

食べ物への感謝の念を深め、まだ食べられる食品を廃棄せず必要とする人々に届く、無駄なく食が循環するまち

を、基本理念とします。

(2) 目標

国の第1次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、食品ロスの削減目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減することとなっています。その後第2次方針では事業系は6割削減に目標値が改定されています。

本市においてもこの方針の目標を踏まえつつ、目標年度の令和18年度達成を目指します。

●家庭系の1人1日当たりの食品ロス発生量 49gを目指します。

本市の令和7年度の1人1日当たりの食品ロス量は81g/人日と推計しています。全国平均では、平成12年度から半減した1人1日当たりの食品ロス量を49gと推計しました(表 3-18)。そこで、本市の食品ロス量は令和18年度までに49gを達成することを目標とします。

したがって、令和7年度から32g削減を目指します。

具体的には表 3-8に示した減量見込みから食品ロス削減分(表 3-19)を対象とします。

表 3-19 家庭系ごみからの食品ロス減量見込み(原単位の期待値)

項目	令和18年度 期待値	削減対象	減量の考え方
食べ残し削減	3.67g/人日	家庭系収集 燃やすごみ	発生抑制(食品ロス削減)
手を付けていない食品を廃棄しない	1.32g/人日		発生抑制(食品ロス削減)
	1.69g/人日		排出抑制(フードドライブ へ 食品ロス削減)
調理くずが出ない料理を工夫する	25.41g/人日		発生抑制(食品ロス削減)
食品ロス削減 合計	32.09g/人日	—	—

なお、事業系の食品ロス削減については、先の減量目標でも述べたように、産業分類、事業形態、事業所規模など業態により食品廃棄物が大きく異なること、景気動向や事業活動の状況が発生量に直接影響することなどから、詳細な実態把握が容易ではなく、家庭系と同様のごみ組成調査を実施することが現段階においては困難です。したがって、食品ロス単体の目標値は今後検討していきます。

4 食品ロス削減のための項目

(1) 項目1：発生抑制

①市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

a. 講習会・研修会等の実施

本市ではこれまでに、食品ロス削減につながる講習会や研修会、出前講座を実施し、食品ロスに関する知識の普及啓発に努めてきました。今後は、講習会や研修会の実施を継続するほか、講習会のweb配信等についても検討します。

[事例]

食品製造業、食品小売業のみならず **必見**

食品ロス削減オンラインセミナー

東大阪市公式YouTubeチャンネルで **期間限定公開**

公開期間 **令和5年 3/1(水)~3/31(金)**

無料で申込不要

ちょっと待って！それ食品ロスでは？

食品ロスとは？…まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと

事業系は53%(275万トン)を占める

大量の食品ロスは…食べ物を無駄にするだけでなく、ごみ処理にかかる費用増加やCO₂の排出量増加など

日本では年間522万トン(令和2年度)

1日あたり10tトラック約1,430台相当

この「もったいない食品ロス」を削減するためには、一人一人の協力が不可欠です。

本セミナーでは、食品ロスにしないための工夫や、有効活用する方法などを紹介します！

視聴方法 右のコードを読み取り、ご覧ください。

または、下記の「東大阪市公式YouTubeチャンネル」よりご覧ください。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/0000035481.html>

お問合せ先 東大阪市 環境部 循環社会推進課 電話:06-4309-3199

セミナー内容(各テーマ約 20 分)

(1)事業者による食品ロス対策と株式会社ロスゼロの取組み

株式会社 ロスゼロ

講師のご紹介

LOSSZERO

焼肉や惣菜など、さまざまな理由で消費者のもとへ届かない「食品ロス」を食料のロスと捉え、廃棄物の削減や食品ロスの削減に取り組んでいます。また、「おおさか食品ロス削減推進パートナー」認定企業であり、食品ロスの削減を社会に啓蒙する活動を行うとともに、ロスゼロの収益の一部を、日本に於いては食の課題解決として「子ども食堂」への寄付に充てており、食品メーカー、生活者、社会、ロスゼロ、そして子どもたちが幸せになる「五方よし」をめざし、さまざまな取組を展開しています。

(2)食品ロス削減に向けた株式会社ダイエーの取組み

株式会社 ダイエー

講師のご紹介

daiei

様々な省庁より表彰されているフードドライブ活動をはじめ、「MAP包装」「真空スチンパック包装」による生鮮食品の消費期限の延長や食品廃棄が発生しないよう発注や製造、商品陳列の工夫など、様々な取組を展開しております。また、環境保全に関する取組についても積極的に進め、SDGsの達成に向け積極的に取り組まれており、お客さまを第一に、強みである「食」を基軸にライフスタイルに合わせた商品・サービスを提供するとともに、社会・環境保全に貢献し続ける企業をめざしております。東大阪市とは食品ロス削減推進への支援にご協力いただいております。

(3)フードバンク活動と社会的役割

認定NPO法人 ふーどばんくOSAKA

講師のご紹介

ふーどばんくOSAKA

食品を提供していただく企業、食品生産者・卸売業者・個人と、受け手側の団体・施設両者の絆を結ぶ機会となり、とりわけ「フードバンク」活動を通じて企業の社会的責任(CSR)の取組の一環を担いつつ、フードバンク活動を通じて人々のまちづくり、社会福祉の増進を図っております。東大阪市でもフードドライブ活動で寄付された食品をふーどばんくOSAKAへ持ち込み、食品を必要とされている方々へお届けいたしました。

b. 環境教育のための啓発資料の作成・配布

ア 小学生

小さな頃から食べ物を大切にする心や「もったいない」という心を育めるような、未就学児童や小学校低学年向けのポスターや紙芝居等の教材、親子で取り組めるようなエコクッキングのレシピ配布を検討します。また、高学年児童には、環境基本計画（子ども版）などを活用し、ごみに関する環境学習教材とし、食品ロスに関する家庭での取り組み、給食を残さず食べる取り組み等を紹介し、今後も出前講座等でこれらの教材を活用した環境教育に取り組めます。

イ 中学生以上～一般市民

中学生以上の生徒や大学生、一般市民向けには食品ロスの実態や、食品ロスを減らすために各自が取り組むことのできる内容をまとめた家庭用食品ロス対策リーフレットを作成し、周知啓発を推進します。

c. SNS 等を活用した情報の発信

本市では、従来からの情報発信方法である市広報誌や市ホームページに加え、市アプリや市SNS等の新しい情報発信手段を利用して、食品ロス削減に関する様々な知識、情報を発信し、普及啓発に努めます。

②家庭における食品ロス削減の推進

a. エコクッキングの推進

エコレシピ（廃棄の少ない料理の作り方）や余った料理のリメイク（アレンジ）レシピ等のレシピブックの配布や市SNSでの配信、エコクッキング教室を開催するなど、市全体でエコクッキングの推進に取り組みます。

b. 3きり運動の推進

食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」の「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。あわせて、食材を使いきるための賞味期限と消費期限に関する正しい知識を普及することにより、無駄に廃棄される食品を抑制することに努めます。また、食料品は必要な分だけの購入に努めます。

生ごみの「水切り」については、市民に浸透した取り組みとなっていますが、今後も水切りに対する情報発信を継続するものとします。

c. 手つかず食品の廃棄削減

組成調査の結果、未開封のまま捨てられているものが見られました。これらの手つかず食品の廃棄削減のため、以下の行動を促す啓発方法を検討します。

- ・少量や小分け、量り売りの食品を購入
- ・冷蔵庫の中身を把握して買い物メモを作ってから買い物に行く
- ・自分や家族が食べられる量を把握した上で買い物をする
- ・利用した分だけ買い足す「ローリングストック法」
- ・賞味期限間近な食品は、フードドライブ等の活用も検討する

③事業所における食品ロス削減の推進

a. 「3010（さんまるいちまる）運動」の推進

本市では、これまでホームページにおいて、宴会やパーティー等で、乾杯後の30分間は料理を味わいタイム、お開き前の10分間は食べ切りタイムとして、食べ残しがないようにする「3010（さんまるいちまる）運動」を紹介し、推進してきました。今後は、さらに店舗等において「3010（さんまるいちまる）運動」を推進するため、啓発媒体を増やすなど、啓発を強化します。



b. 「てまえどり」の促進

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

小売り店舗側が、手軽に消費者に「てまえどり」を促せるような啓発資材を検討します。



c. 「ばら売り、量り売り、割引による販売」の促進

小売店において、「ばら売り、量り売り、割引による販売」を推進し、消費者が必要なものだけを購入できる取り組みを促せるような啓発方法を検討します。

(2) 項目2：食品ロスの有効活用

①未利用食品の有効活用に向けた取り組み

家庭において発生する賞味期限間近の食品や、事業所等において発生する余剰在庫等の食品を、こども食堂や食べ物を必要とされる方へ提供するなど、市民・関連団体・事業者が連携して、未利用食品の有効活用を引き続き推進するものとします。

②災害備蓄食・飲料水の有効活用

賞味期限が近づいた災害備蓄食・飲料水は、地域の防災訓練や市民参加の講習会で啓発用として配布することなどにより、廃棄しない取り組みを実施したり、こうした取り組みと併せて、フードドライブ等を活用し、必要とする人へ提供する取り組みも推進します。

(3) 項目3：食品ロス削減推進体制

①食品ロスに関するごみ組成調査の実施を検討

令和7年度に食品ロスの発生状況を把握するために実施した家庭系燃やすごみの組成調査を、施策の進捗状況等を踏まえ、今後も継続して実施することを検討します。

②全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加を検討し、こうした自治体間のネットワークを利用した食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

愛知県では名古屋市、一宮市、刈谷市、豊田市、知多市、知立市、豊明市、幸田町が参加しています。

5 各主体の取り組み

市民、事業者、市は、目標の達成に向けて以下のことに取り組むこととします。

(1) 市民の取り組み

- 食品ロス削減につながる講習会や研修会等に積極的に参加しましょう。
- 食品ロス対策リーフレットや教材等を利用して食品ロス削減に取り組みましょう。
- エコレシピ等を参考にして、エコクッキングに取り組みましょう。
- 食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」するように心がけましょう。
- 賞味期限と消費期限の違いを理解し、少量や小分け、量り売りの食品を購入したり、冷蔵庫の中身を把握してから必要なものだけ買い物に行くなど、手つかず食品が出ないように工夫しましょう。
- 会食や宴会等の際は、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を心がけましょう。
- 食品を購入する際は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選びましょう。
- 賞味期限の近づいた災害備蓄食料品や未利用食品を廃棄せず、フードドライブなどを利用しましょう。

(2) 事業者の取り組み

《事業者全体での取り組み》

- 食品ロス削減につながる講習会や研修会等に積極的に参加しましょう。
- あいちエコアクション・ポイント制度を活用しましょう。
- 未利用食品の有効利用を進めましょう。
- 賞味期限が近づいた災害備蓄食料を有効活用しましょう。

《a. 製造業》

- 製造過程における原材料のロスを削減しましょう。
- 製造方法の見直しや、保存用の容器包装を工夫して賞味期限を延長しましょう。
- 賞味期限表示の大括り化に取り組みましょう。(年月日から年月表示への移行)
- 需要予測の高度化や発注時期の調整をサプライチェーン全体で推進しましょう。
- 消費実態に合わせて販売容量を適正化しましょう。
- 製造時の型崩れ品をばら売りするなど、製品ロスを削減しましょう。

《b. 卸売業・小売業》

- 需要予測の高度化や発注時期の調整をサプライチェーン全体で推進しましょう。
- 納品期限(賞味期限を3等分して設定される「3分の1ルール」)を緩和し、物流、管、廃棄コストを削減しましょう。
- 賞味期限・消費期限に近い食品を売り切るため対策を推進しましょう。
- フードシェアリングサービスを導入しましょう。
- てまえどりを消費者に促すように工夫しましょう。
- ばら売りを推進しましょう。

《c. 飲食サービス業、宿泊業》

- 消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入しましょう。
- 消費者の消費特性を考慮した仕入れや提供を実施しましょう。
- ドギーバッグの導入を検討しましょう。



● 飲食店の皆様へ ●

お客様が食べ残してしまった料理は
お客様がおうちで安全においしく
召し上がっていただくために、食中毒などのリスクをお伝えし
お客様の自己責任でお持ち帰り
いただくことが重要です

mottECO

お守りいただきたいこと

- ☐ 持ち帰りを希望されるお客様には、食中毒のリスクや取扱方法
衛生上の注意事項を説明しましょう
- ☐ 持ち帰りには中心部まで十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生
など加熱が不十分な料理は、ご要望があっても応じないようにしましょう
- ☐ 清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう
- ☐ 水分はできるだけ切り、早く冷えるように強い容器に小分けしましょう
- ☐ 夏の季節など外気温が高い場合やお客様の持ち帰り時間が
長い場合は、持ち帰りを休止するか、保冷剤を提供しましょう
- ☐ その他、料理の取扱いについて、注意書きを添えるなど
食中毒等の予防をするための工夫をしましょう
- ☐ 持ち帰った食品は速やかに食べていただくように
お客様にお知らせしましょう

日本で、食べられるのに廃棄されている食品は年間約600万トン
これは、世界全体の食料援助量の約1.5倍です。食べ残しを減ら
して、みんなで“笑顔のサイクル”回していきたいですね

「モッテコ」
飲食店で食べきれなかった料理を
「お客様の自己責任で」
持ち帰る行為の愛称です

食品ロス削減にご協力
ありがとうございます
環境省 消費者庁 厚生労働省 農林水産省

私たちは持続可能な開発目標
(SDGs)を支援しています

食品ロス
削減サイト
QRコード

- 消費者へ「3010（さんまるいちまる）運動」を積極的に啓発しましょう。



《d. 医療、福祉》

- カット野菜を利用するなど、使用する食材を工夫して食品ロスを削減しましょう。

《a～d 以外の業種》

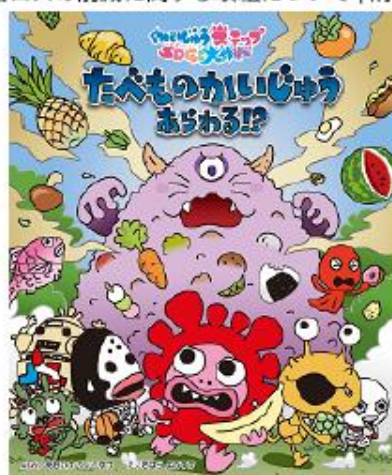
- 食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発を行うなど、食品ロスに繋がる取り組みを実践しましょう。

(3) 市の取り組み

- 食品ロス削減につながる講習会や研修会の実施、web配信を検討します。
- 各世代にあわせた環境教育のための啓発資材を作成・配布します。

[事例]

絵本での啓発:食品ロスの削減に関する取組について | 消費者庁



- 出前講座やSNS等を活用し、情報発信、普及啓発に努めます。
- エコクッキングの推進に取り組みます。
- 「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。
- 賞味期限と消費期限に関する知識の啓発等、手つかず食品の廃棄を削減するための取り組みを進めます。
- あいちエコアクション・ポイント対象店舗と連携し、事業者の積極的な食品ロス削減への取り組みを促します。
- 廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みであるフードシェアリングサービスの導入を研究します。

フードシェアリングサービスは、品質に問題はないが廃棄予定の食品（売れ残り、期限間近）を、専用アプリやサイトで安く購入・マッチングし、食品ロスを削減する仕組みです。

- 店舗等において「3010（さんまるいちまる）運動」を推進するため、啓発を促進します。
- 小売店側が手軽に消費者に「てまえどり」を促せるような啓発資材を検討します。
- ばら売りなどの販売を促せるような啓発資材を検討します。
- フードドライブを実施する等、市民・関連団体・事業者と連携しながら未利用食品の有効活用を推進します。
- 賞味期限の近づいた災害備蓄食料については、フードドライブ等を活用し、必要とする人へ提供する取り組みを推進します。
- 食品ロスの把握のため、ごみ組成調査の実施を検討します。
- 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等に参加し、ネットワークを利用し、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

6 計画の効果的な推進

(1) 推進体制

食品ロス削減には、食品製造業、卸売業・小売業、宿泊・飲食業、医療・福祉等の食品を取り扱う事業者、市民、行政の3者が協働して情報共有するネットワークを構築し、取り組みを推進する必要があるため、市は情報共有ネットワークの構築の架け橋となる取り組みの推進に努めるものとします。

また、食品ロスの削減については、「循環型社会形成推進基本法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「食育推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等多岐にわたる関連施策に位置付けられていることから、市は食品ロス削減推進計画を推進するため各種情報収集や、本庁内外の関連機関との連携に努めるものとします。

(2) 進捗管理

食品ロス削減推進計画を着実に進めていくために、食品ロスや食品廃棄物の排出量及び処理状況を把握するとともに、施策の取り組み状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに従った進捗管理を行うことにより、必要な改善策や新たな施策の展開に繋げていくものとします。

また、進捗状況や取り組みの成果を市広報誌や市ホームページ、市アプリ等により公表します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理施設の整備状況

(1) 生活排水処理施設の整備状況

本市の生活排水処理フローを図 4-1 に示します。各家庭から排出される排水は、公共下水道に代表されるし尿と生活雑排水を同時に処理する施設及びし尿処理施設に代表されるし尿のみを処理する施設により処理され、衣浦湾及び境川に放流しています。また、それぞれの施設から発生する汚泥は、埋立、農地還元及び燃料利用等がなされています。また、本市における生活排水の処理主体は表 4-1 に示すとおりです。

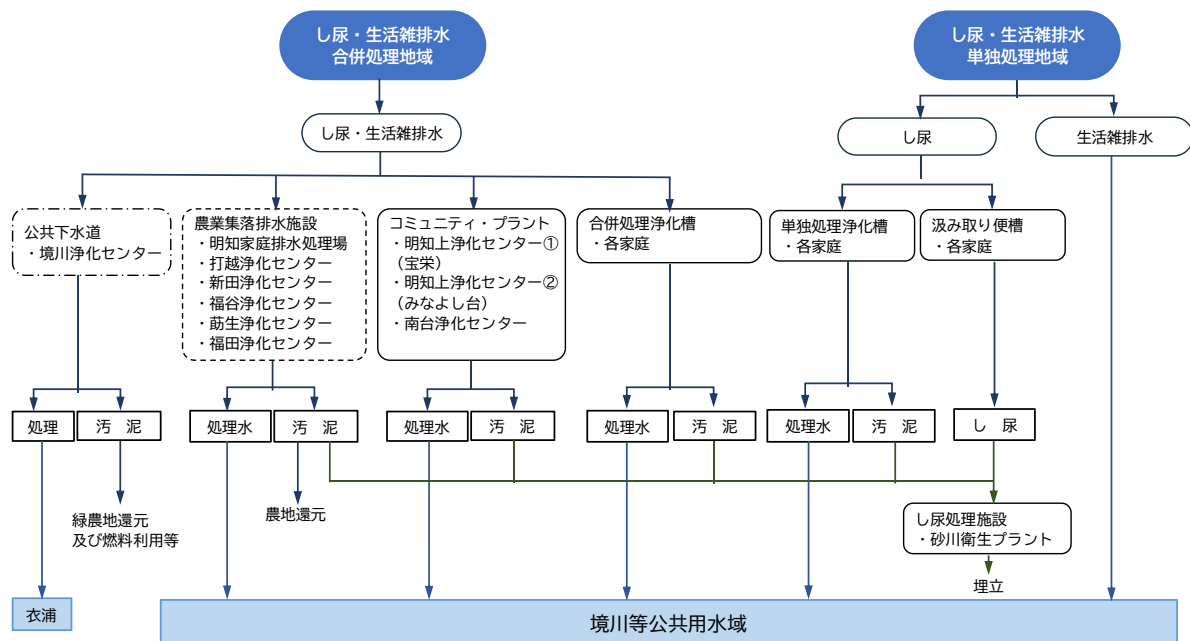


図 4-1 本市の生活排水処理フロー

表 4-1 処理施設種類別の生活排水処理主体

処理施設名称	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	愛知県・みよし市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	みよし市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	みよし市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	豊田市

(2) 公共下水道

本市には県事業である境川流域下水道事業（構成市町 7 市 2 町）の処理区域の一部である流域関連公共下水道事業があります。かつては本市単独で終末処理場を持つ単独公共下水道事業も実施していましたが、すでに境川流域下水道への接続が完了しています。

境川流域下水道事業は、昭和46年度に都市計画決定され、昭和56年度に終末処理場（境川浄化センター「刈谷市」）の第1期工事が着手され、平成元年度にその一部を供用開始しました。

現在の公共下水道事業の整備状況を表 4-2、図 4-2 に示します。

表 4-2 公共下水道事業の概要

項目\年度				令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
行政人口（年度末人口）①		（人）		61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
処理人口（処理区域内人口）②		（人）		60,133	60,395	60,552	60,557	60,522	60,256
普及率（②÷①）		（％）		98%	99%	99%	99%	99%	99%
接続人口③		（人）		55,879	56,123	56,697	56,763	56,754	56,533
接続率（③÷②）		（％）		0.929	0.929	0.936	0.937	0.938	0.938
公共下水道事業	三好ヶ丘処理区（三好ヶ丘浄化センター）	処理人口	（人）	—	—	—	—	—	—
		接続人口	（人）	—	—	—	—	—	—
	黒笹処理区（黒笹浄化センター）	処理人口	（人）	—	—	—	—	—	—
		接続人口	（人）	—	—	—	—	—	—
	三好処理区（境川流域下水道）	処理人口	（人）	48,940	51,143	51,498	51,573	51,617	51,408
		接続人口	（人）	45,495	47,542	48,282	48,407	48,455	48,266

※三好ヶ丘処理区、黒笹処理区は三好処理区へ接続

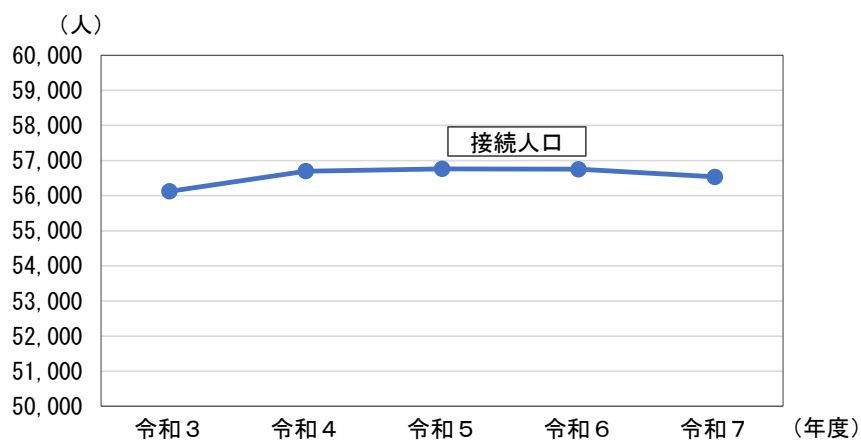


図 4-2 公共下水道の接続人口の推移

(3) 農業集落排水施設

農業集落排水事業は農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村

生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿及び生活雑排水等の汚水処理する施設であり、農業振興地域内の農業集落を対象に整備されるものです。本市は古くから田が多く地域内に集落が点在しています。それらの集落には農業集落排水事業が整備されてきました。

表 4-3 農業集落排水施設の概要

施設名		明知 家庭排水処理場	打越浄化 センター	新田浄化 センター	福谷浄化 センター	苅生浄化 センター	福田浄化 センター
処理区名		明知 処理区	打越 処理区	新田根浦 処理区	福谷 処理区	苅生 処理区	福田 処理区
供用計画人口（人）		2,300	2,060	1,390	2,710	3,650	980
処理能力（日平均）（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）		920	557	376	732	986	265
日平均排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）		641.6	525.3	318.3	673.2	626.8	266.4
水質 平均値	BOD	2.5	14.7	3.1	3.9	3	3
	T-N	4.9	23.4	4.4	6.8	6.2	2.6
	T-P	2.2	2.8	1.9	2.7	2	0.9

※令和7年度平均値

出典：管理業務委託月報より

表 4-4 農業集落排水施設の整備状況

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
行政人口（年度末人口）①	（人）	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
処理人口（処理区域内人口）②	（人）	60,133	60,395	60,552	60,557	60,522	60,256
普及率（②÷①）	（％）	98%	99%	99%	99%	99%	99%
接続人口③	（人）		6,816	6,663	6,641	6,592	6,582
接続率（③÷②）	（％）	0	0.113	0.11	0.11	0.109	0.109
明知処理区 （明知家庭排水処理場）	処理人口	（人）	2,250	1,641	1,634	1,621	1,576
	接続人口	（人）	2,178	1,504	1,488	1,476	1,448
打越処理区 （打越浄化センター）	処理人口	（人）	2,063	1,581	1,542	1,508	1,470
	接続人口	（人）	1,941	1,449	1,438	1,407	1,378
新田根浦処理区 （新田浄化センター）	処理人口	（人）	994	923	815	827	847
	接続人口	（人）	946	846	755	765	786
福谷処理区 （福谷浄化センター）	処理人口	（人）	1,754	1,498	1,499	1,477	1,472
	接続人口	（人）	1,469	1,373	1,358	1,337	1,337
苅生処理区 （苅生浄化センター）	処理人口	（人）	1,606	1,374	1,328	1,363	1,328
	接続人口	（人）	1,447	1,259	1,249	1,282	1,252
福田処理区 （福田浄化センター）	処理人口	（人）	717	420	415	414	421
	接続人口	（人）	642	385	375	374	384

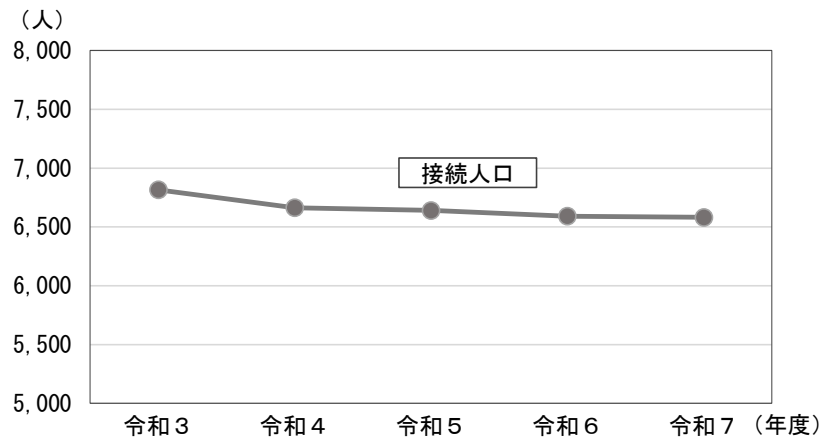


図 4-3 農業集落排水処理施設接続人口の推移

(4) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは団地等のし尿及び生活雑排水を処理するための施設で、本市では明知上処理区（宝栄）、明知上処理区（みなよし台）、南台処理区が供用開始されています。

表 4-5 コミュニティ・プラントの概要

施設名		明知上浄化センター 1	明知上浄化センター 2	南台浄化センター
処理区		明知上処理区（宝栄）	明知上処理区（みなよし台）	南台処理区
供用計画人口（人）		906	1,056	1,200
処理能力（日平均）（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）		280	210	240
日平均排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）		131.8	140.7	116.3
水質 平均値	BOD	4.3	0.6	0.7
	T-N	12.8	5.0	4.2
	T-P	2.2	14.8	0.5

※令和 7 年度平均値

出典：管理業務委託月報より

表 4-6 コミュニティ・プラントの整備状況

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
行政人口①	(人)	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
処理人口(処理区域内人口)②	(人)	60,133	60,395	60,552	60,557	60,522	60,256
普及率(②÷①)	(%)	98%	99%	99%	99%	99%	99%
接続人口③	(人)	55,879	56,123	56,697	56,763	56,754	56,533
接続率(③÷②)	(%)	0.929	0.929	0.936	0.937	0.938	0.938
明知上処理区(宝栄) (明知上浄化センター)	処理人口	(人)	562	569	571	524	515
	接続人口	(人)	514	520	502	465	453
明知上処理区(みなよし台) (明知上浄化センター)	処理人口	(人)	574	568	549	540	524
	接続人口	(人)	574	568	549	540	524
南台処理区 (南台浄化センター)	処理人口	(人)	673	678	701	710	724
	接続人口	(人)	673	678	701	710	724

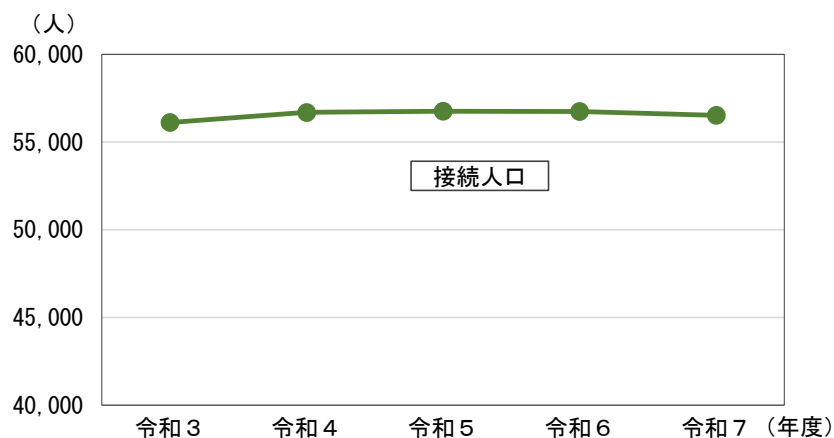


図 4-4 コミュニティ・プラントの接続人口の推移

(5) 浄化槽

平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設が原則できないこととなり、本市においての平成13年度以降は単独処理浄化槽の新設は届けられていません。

(6) その他生活排水処理施設等

その他の生活排水処理施設等としては、浄化センターなどの公共施設や処理水などが流れる河川があり、それぞれ次のような整備を行っています。

① 公共施設における河川流量への配慮

河川流量は水質の維持・景観等に重要な要素です。健全な水環境を確保し、河川流量を安定化するために本市では、公共施設での透水性舗装を積極的に採用しています。

② 河川環境保全

河川の整備事業は、水辺環境の向上を図る重要な事業です。

河川改修事業では空隙の多い護岸ブロックを使用することで、動植物の生息場所を提供したり、生息場所の、水深を確保するために河道内に低々水路を設けるなど、多自然川づくりを行っています。

これにより河川本来の自然環境の保全・再生を図り、市民の水辺への親近感を高めることで生活排水対策や河川美化活動への取り組みを促進するという効果も期待できます。

2 生活排水処理システム

(1) 生活排水処理人口

本市の処理形態別人口の推移を表 4-7、図 4-5 に示します。

本市の処理形態別人口は下水道人口が増加している以外はすべて減少しています。令和 6 年度実績で下水道人口は 48,266 人となっています。

表 4-7 本市の処理形態別人口の実績

項目/年度		実績					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
行政区域内人口(年度末人口)	(人)	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
水洗化人口	(人)	61,091	61,090	61,256	61,269	61,248	61,001
下水道人口	(人)	45,495	47,542	48,282	48,407	48,455	48,266
コミプラ人口	(人)	1,761	1,766	1,752	1,715	1,707	1,685
集落排水人口	(人)	8,623	6,815	6,663	6,641	6,592	6,582
浄化槽人口	(人)	5,212	4,967	4,559	4,506	4,494	4,468
合併処理浄化槽人口	(人)	—	392	403	425	441	444
単独処理浄化槽人口	(人)	—	4,575	4,156	4,081	4,053	4,024
非水洗化人口	(人)	145	128	119	111	97	90
計画収集人口	(人)	145	128	119	111	97	90
自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0
水洗化率	(%)	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
汚水衛生処理率	(%)	—	92.3	93.0	93.2	93.2	93.3

※令和 7 年度の合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口は推計値

出典：市データ、各年度一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

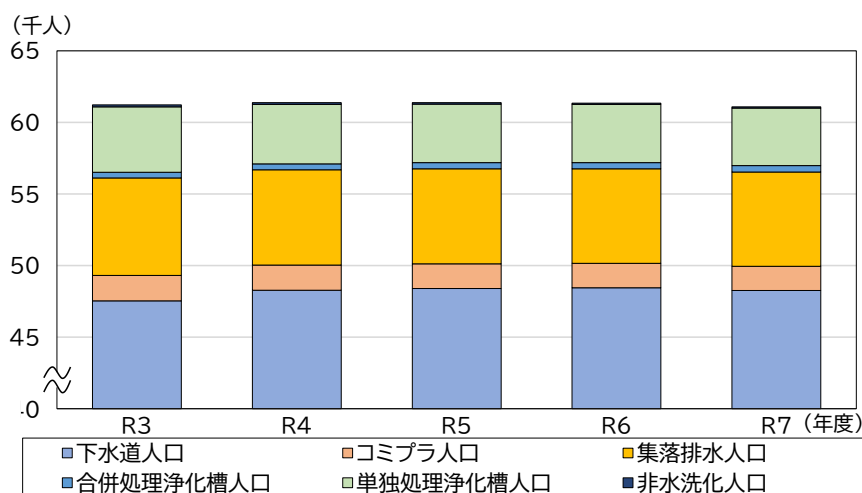


図 4-5 本市の処理形態別人口の推移

(2) し尿・浄化槽汚泥の発生量

し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績を表 4-8 に示します。

非水洗化人口は減少傾向にありますが、し尿発生量は若干増減しながら推移し、令和 6 年度実績は約 400kL/年となっています。浄化槽汚泥は 5,000 kL/年程度で推移しています。

一方、し尿発生原単位は令和 2 年度以降増加しており、令和 6 年度実績は 11.18L/人日となっています。浄化槽汚泥発生原単位は 2 L/人日程度で推移しています。

表 4-8 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績

項目/年度			実績					
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
収集人口	非水洗化人口	(人)	145	128	119	111	97	90
	浄化槽人口※	(人)	7,549	7,387	6,842	6,759	6,744	6,689
し尿等収集量		(kL/年)	5,239	5,238	5,206	5,454	5,508	5,259
	し尿	(kL/年)	352	341	353	338	396	303
	浄化槽汚泥	(kL/年)	4,887	4,897	4,853	5,116	5,112	4,956
原単位	し尿発生原単位	(L/人日)	6.65	7.30	8.13	8.32	11.18	9.21
	浄化槽汚泥発生原単位	(L/人日)	1.77	1.82	1.94	2.07	2.08	2.03

※浄化槽人口：コミュニティ・プラント人口+浄化槽人口

※令和 7 年度のし尿等収集量は推計値

3 生活排水対策に係る啓発の状況

(1) 生活排水に係る啓発状況

本市では、市民の生活排水に対する意識向上のため、様々な施策を講じています。主な施策は次に示すとおりです。

①水生生物調査

毎年、子どもたちを中心に水生生物調査が行われています。この調査は境川全域の状態を把握するため、境川流域の市町（刈谷市、大府市、豊明市及び東郷町）において行われています。

②広報による啓発

境川が家庭排水からの排水により汚染されていることを「広報みよし」によりわかりやすく記載し、広く市民に生活排水対策の必要性と身近にできる生活排水対策方法を紹介し、生活排水対策の実践を呼びかけています。

(2) 河川環境保全活動

本市では補助金を交付し、市内11行政区の生活排水路の清掃と周囲の草刈りを地域ごとに行っている。これらの活動は市民が生活排水の実態を身近に感じる機会となっています。

4 課題

現状の生活排水対策における課題を次のとおり整理します。

①生活排水処理施設の整備

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの集合処理施設の整備は完了しており、既存の住宅密集地域での生活雑排水の処理は可能な状態です。今後のさらなる水質汚濁負荷の削減には、集合処理施設への接続率を上げるとともに、汲み取り便槽、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換が必要です。

②浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水質はBOD20mg/L以下となっています。しかし、保守点検・清掃・法定検査等の維持管理が適正に行われなかった場合、その処理性能が十分に発揮されず水質汚濁や悪臭の原因となります。そのため、浄化槽の管理者は浄化槽法に基づいて適正に保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を行う必要があります。また、浄化槽法11条では浄化槽が適正に機能しているかを確認するために年1回の定期検査が義務付けられています。

③し尿及び浄化槽汚泥処理体制の確保

本市では今後し尿及び浄化槽汚泥の収集対象世帯がさらに減少すると想定されます。し尿等の収集体制は災害発生時の仮設トイレなどには重要です。収集・運搬体制の効率化と将来に向けた安定的な体制の確保が必要です。

④市民への啓発活動

生活排水に関する広報が広がりを見せたことで、多くの家庭において何らかの生活排水対策を行っていると考えられますが、本市市内だけでなく境川全体の水質の改善を図っていくため、市民へのさらなる啓発活動のあり方を考えていく必要があります。

⑤事業者への啓発活動

事業所から排出される排水も境川の水質悪化の要因の一つです。今後の事業者への啓発・指導のあり方を検討する必要があります。

⑥河川浄化施設の設置

生活排水処理施設の整備及び市民・事業者への啓発活動を行った結果、境川の水質改善に顕著な結果がみられない場合は、境川へ流入する小規模河川、生活排水路の浄化施設を整備し、直接浄化することについても検討します。

⑦推進体制の強化

諸計画を円滑に推進するためにも、愛知県、市の各施設管理担当課、市民・事業所といった関係各所の連携を深め、計画の推進体制強化を図っていく必要があります。

第2節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測

1 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測結果を表 4-9 及び図 4-6 に示します。

表 4-9 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

		予測										
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
行政区域内人口（人）		61,439	61,660	61,881	62,101	62,323	62,461	62,600	62,739	62,877	63,017	63,083
処理施設	計画人口											
公共下水道人口（人）		62,586	50,849	53,276	55,703	58,130	59,861	60,545	61,167	61,657	61,986	62,578
農業集落排水処理施設	明知家庭排水処理場（明知処理区）（人）	2,300	1,086	724	362	0	0	0	0	0	0	0
	打越浄化センター（打越処理区）（人）	2,060	1,253	1,128	1,003	878	753	628	503	378	253	128
	新田根浦浄化センター（新田根浦処理区）（人）	1,390	628	471	314	157	0	0	0	0	0	0
	福谷浄化センター（福谷処理区）（人）	2,710	1,003	669	335	0	0	0	0	0	0	0
	蒔生浄化センター（蒔生処理区）（人）	3,650	1,096	940	784	628	472	316	160	0	0	0
	福田浄化センター（福田処理区）（人）	980	318	254	190	126	62	0	0	0	0	0
	小計（人）	13,090	5,384	4,186	2,988	1,789	1,287	944	663	378	253	128
コミュニティ・プラント	明知上浄化センター1、2（宝栄、みなよし台地区）（人）	1,962	821	684	547	410	273	136	0	0	0	0
	南台浄化センター（南台地区）（人）	1,200	661	595	529	463	397	331	265	199	133	67
	小計（人）	3,162	1,482	1,279	1,076	873	670	467	265	199	133	67
計（人）		16,252	6,866	5,465	4,064	2,662	1,957	1,411	928	577	386	195
下水+農集+コミブラ		78,838	57,715	58,741	59,767	60,792	61,818	61,956	62,095	62,234	62,372	62,512
	合併処理浄化槽人口	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
	単独処理浄化槽人口	3,219	2,414	1,609	804	0	0	0	0	0	0	0
	計画収集人口	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
	計（浄化槽+汲み取り）	3,724	2,919	2,114	1,309	505	505	505	505	505	505	505
水洗化率（％）		99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
汚水衛生処理率（％）		94.7	96.0	97.3	98.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

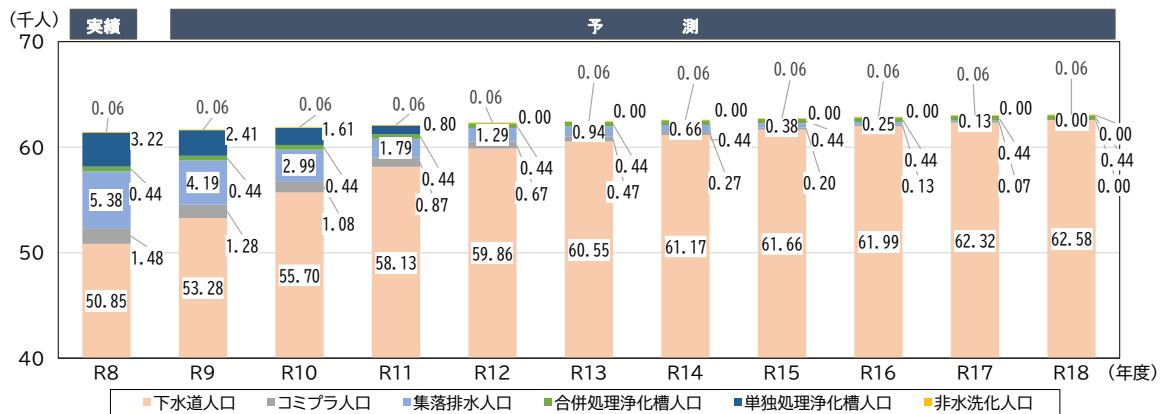


図 4-6 処理形態別人口の将来予測結果

処理形態別人口の将来予測値は表 4-10 のように設定しました。

表 4-10 処理形態別人口の将来推計方法

処理形態	推計方法	R18 年度の 予測値
行政区域内人口①	生活排水処理基本計画では年度末人口を使用しているため、ごみ処理基本計画編で設定した将来人口（10月1日人口）に直近3年の10月1日人口と年度末人口の比率の平均を係数とし、ごみ編の将来人口に乗じて設定した。	63,083 人
下水道人口②	①－③－④－⑤－⑥－⑦	62,578 人
コミプラ人口③	コミュニティ・プラント施設別の切替工事予定に合わせて、処理人口を0人まで直線的に減少した。	0 人
集落排水人口④	農業集落排水処理施設別の切替工事予定に合わせて、処理人口を0人まで直線的に減少した。	0 人
合併処理浄化槽人口⑤	合併処理浄化槽人口はゼロにならないと想定し、直近実績で目標年度まで推移とした。	444 人
単独処理浄化槽人口⑥	他の計画等を踏まえ令和12年度に対象人口をゼロとなるように、令和6年度実績から直線式で設定した。	0 人
非水洗化人口⑦	ゼロにならないと想定し、過去の実績から指数式を用いて推計し、その最小値で目標年度まで推移とした。	61 人
水洗化人口⑧	②＋③＋④＋⑤＋⑥	63,022 人
水洗化率⑨	⑧/①×100	99.9%

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果を表 4-11、図 4-7 に示します。

表 4-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果

項目/年度			予測										
			R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収集人口	非水洗化人口	(人)	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
	浄化槽人口（コミプラ含む）	(人)	5,145	4,137	3,129	2,121	1,114	911	709	643	577	511	444
し尿等収集量		(kL/年)	4,355	3,552	2,729	1,916	1,104	943	777	724	670	619	563
	し尿	(kL/年)	205	206	205	205	205	206	205	205	205	206	205
	浄化槽汚泥	(kL/年)	4,150	3,346	2,524	1,711	899	737	572	519	465	413	358
原単位	し尿発生原単位	(L/人日)	9.21										
	浄化槽汚泥発生原単位	(L/人日)	2.21										

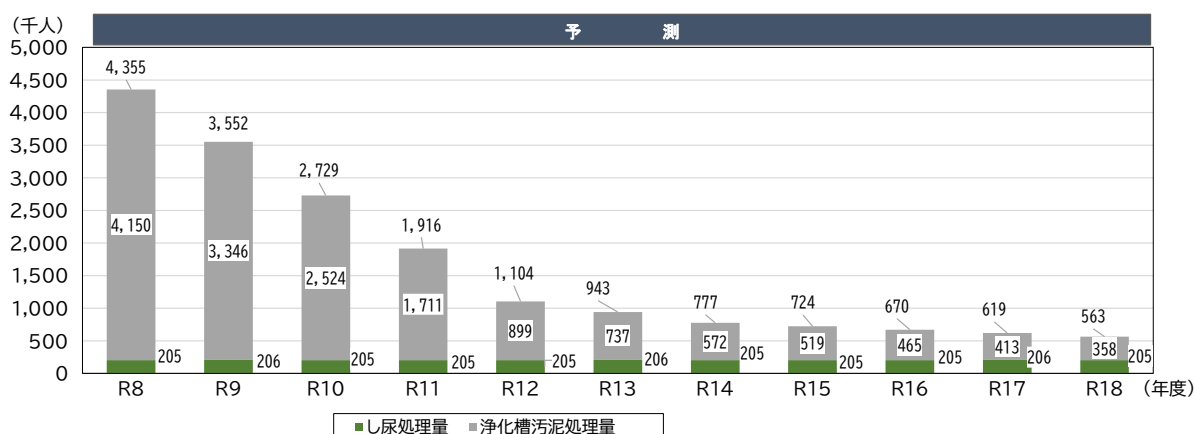


図 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果

第3節 生活排水処理基本計画

1 計画の基本的な考え方

本市では公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの整備の推進により生活排水処理の充実に取り組んできました。今後も引き続き公共下水道等の整備を進めるとともに、一般家庭や事業者に対して生活排水への関心を高め、水環境保全の重要性について啓発を強化していきます。

(1) 適正、効率的な収集・処理体制の確保

下水道等の整備の進展に伴い、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や性状は変化します。こうした変化に対応し、適正な処理を継続していくため、収集体制を維持するとともに、維持管理の徹底を図り、必要な設備整備を進めます。

(2) 自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は下水道による処理を基本とし、その他農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなど生活排水処理施設区域計画における整備・普及を着実に進めます。

一方、下水道等の処理施設計画区域外や、計画区域内であっても整備までに時間を要する区域については、合併処理浄化槽の普及を基本とし、生活雑排水処理の適正化を進めます。

2 生活排水処理の目標

本計画の中間年度（令和13年度）までに、汚水衛生処理率について99.9%の達成を目指します。

人口普及率が約99%と、ほぼ整備が完了している公共下水道事業になるべく早く農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業は接続切替を進めるとともに、単

独処理浄化槽ゼロを推進します。

表 4-12 生活排水の処理目標

指標	令和7年度 (実績)	令和13年度 (中間年度)	令和18年度 (目標年度)
汚水衛生処理率	93.3%	99.9%	99.9%

3 目標達成に向けた施策

(1) 基本施策1：公共下水道の普及

公共下水道は生活排水を即座に排除し、トイレの汚水などを衛生的に処理し、大雨の際に雨水を素早く排除し浸水被害を軽減するなど快適な生活環境を保全するための根幹的な施設です。このため下水道未整備区域の解消を図ると同時に、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効率的に整備を進めていきます。また、下水道に流入させる際の排水設備の改造工事等に係る資金の融資あっせん制度の周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進します。

(2) 基本施策2：農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への切替

農業集落排水施設は農業用水の水質保全のために整備する下水道で、原則として農業振興地域を対象としています。一方、コミュニティ・プラントは住宅団地などで、し尿と生活雑排水を処理するため設置されています。

それぞれ、公共下水道と同様に居住環境の快適な暮らしを保全するものです。

これらの施設が整備された区域にあっては、施設への接続を促進するとともに、目標年度内には、公共下水道への切替を推進します。

(3) 基本施策3：合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できる優れた浄化槽です。生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント）区域外の生活排水処理については、合併処理浄化槽を周知し、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。また、合併処理浄化槽を設置している一般家庭等に対し、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知します。

(4) 基本施策4：汚濁負荷の低減

河川などの公共用水域の汚濁の主な原因は、生活雑排水であるという認識の醸成と、水質浄化に対する啓発を進めます。

(5) 基本施策 5：効率的な収集・運搬体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は公共下水道などの普及によって減少します。さらに汲み取り世帯数の減少による点在化など収集・運搬環境も変化していきます。そのような変化に対応していくため、し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬体制を構築します。

(6) 基本施策 6：意識啓発・環境学習の実施

公共用水域の水質保全の重要性を市民及び事業者に周知するため、「広報みよし」や本市のウェブサイト等を通じて積極的な啓発活動を実施します。

浄化槽管理者に対しては、浄化槽が正常な浄化能力を発揮するよう浄化槽の定期的な保守点検や清掃による適正管理及び法定検査の受検の重要性を啓発します。

(7) 基本施策 7：災害発生時の処理・処分

みよし市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行います。また、災害時に人材や資機材の支援を確保するため、近隣自治体や資機材の事業者との協定の締結を進めます。

第5章 本計画の進行管理

本計画に含むごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画それぞれを円滑・着実に推進するとともに、より充実した取り組みを目指すために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

